

◎議 事 日 程（第4号）

平成21年12月10日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（29名）

1番	大島一郎君	2番	前田英美子君
3番	鷺野聡明君	5番	日永貴章君
6番	吉川三津子君	7番	榎本雅夫君
8番	岩間泰彦君	9番	田中秀彦君
10番	村上守国君	11番	真野和久君
12番	鬼頭勝治君	13番	八木一君
14番	近藤健一君	15番	小沢照子君
16番	後藤和巳君	17番	堀田清君
18番	加藤和之君	19番	古江寛昭君
20番	大島功君	21番	大宮吉満君
22番	永井千年君	23番	黒田国昭君
24番	中村文子君	25番	加藤敏彦君
26番	加賀博君	27番	宮本和子君
28番	佐藤勇君	29番	太田芳郎君
30番	柴田義継君		

---

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎欠 番（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木忠男君	副 市 長	山田信行君
教 育 長	五富利清彦君	会 計 管 理 者	伊藤忠俊君
総 務 部 長	水谷洋治君	企 画 部 長	石原光君
収納担当部長	水谷正君	教 育 部 長	藤松岳文君
経済建設部長	篠田義房君	上 下 水 道 部 長	飯田十志博君
市民生活部長	加藤久夫君	福 祉 部 長	加賀和彦君
消 防 長	水野仁司君	人 事 秘 書 課 長	伊藤辰明君

財政課長	大鹿剛史君	行政経営 推進室長	渡辺国次君
学校教育課長	山田喜久男君	経済課長	大島静雄君
建設課長	恒川美広君	都市計画課長	加藤清和君
農業土木課長	飯谷幸良君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	伊藤浩幹
書記	田尾武広		

---

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

14番・近藤健一議員は遅刻届が出ておりますので報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程に入る前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

少し報告をさせていただきます。

実は私、こうしてマスクをしておりますのも、きのう議会が終わり下へおりましたら、秘書室の方で新型インフルエンザ患者発生ということでありまして、そんな状況でありますので、今、秘書室は全員がマスクをさせていただいております。そんなことで、こうしてマスクで対応させていただきますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

通告順位8番の22番・永井千年議員の質問を許可いたします。

○22番（永井千年君）

それでは一般質問を行います。

今回は、鵜戸川の水辺環境の計画的な整備を早くというテーマと、人間らしく働ける労働条件の確保で、市役所の発注する業務の質の確保を目指す公契約条例の制定を、この二つについて質問をします。

まず最初に鵜戸川の問題です。

八開と立田地区の真ん中を流れる鵜戸川沿いの道路で、ごみ捨てや、ごみや草の野焼きへの苦情や、あるいは水路内に捨てられたごみの回収、ヘドロのしゅんせつなどの要望が寄せられています。私は11月30日、改めて鵜戸川の兩岸の道路を、車で行けるところは車で、行けないところは歩いて、あるいは迂回して、藤ヶ瀬のあたりから船頭平までの道路上をぐるっと兩岸を一周して見て回りました。立田地区内では、釣り人ではないかと思われるプラスチックごみや枯れ草、ヘドロの堆積などが目につきました。山路町では、最近、釣り人のごみへの苦情が寄せられています。八開地区では、その日に燃やしたばかりと思われる焼却跡が2カ所、まだ湯気を立てていました。畑の枯れ草の積み上げも何カ所かでありました。あるいはのり面の枯れ草が道路上に相当長い距離にわたって散乱しているという、大変な状況でありました。まず、

このような状況に対する認識を伺いたいと思います。そして、道路上のごみ捨てや野焼き、水路の中のごみ、ヘドロに対して、今まで市としてどのように対処されてきたのかお答えいただきたいと思います。市道は建設課、ごみの問題は環境課、立田輪中悪水土地改良区を指導しているのは農業土木、そして苦情は総合支所にも寄せられていると思います。また、漁業組合の漁業権の問題もあります。全体として、市と立田輪中悪水土地改良区でどのような責任の持ち方を今までしてきたのか、どのような協議をしてきたのか御説明いただきたいと思います。また、農業集落排水事業が八開も立田も完成をしておりますけれども、ほぼ完成から1年近くたちますが、水質浄化は進んでいるのかどうか。データに基づいて御説明いただきたいと思います。

現在、鵜戸川沿いの道路は部分的にしか通行できません。市道として認定をしていますが、舗装が行われていないところも多くあります。例えば立田北部小の西側だとか、立田庁舎の北の東側の道路、南部小の南など、施設がある周辺でも未舗装のところはまだあります。特に立田北部小の西側の舗装は地域住民から何度も要望が寄せられています。これらの舗装整備はいつ行われるのか、全線の舗装は視野に入っているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

三つ目に、新市建設計画では、木曾川を初め鵜戸川、善太川など新市を流れる河川の水辺環境を生かした遊歩道、サイクリングロード、公園などの整備を進め、住民に安らぎと憩いの場、機会を提供しますとありますが、その後の総合計画では、「和み」のところで「木曾川左岸の河川敷を活用したレクリエーション施設や遊歩道等の整備を、国に要望」としか書かれておらず、市として何を行うか具体的な言及はありません。まちづくり市民会議の提案大会でも、河川堤防、排水路堤防を活用し、市民が一坪ガーデンづくりや植樹活動に参加するイベントを計画し、楽しい市民参加の場づくりを行っていくとして、リバーサイドガーデン事業を提案しています。市として改めて親水ゾーンとして鵜戸川の計画的整備を強く求めたいと思います。市の考えをお答えください。

続いて、公契約条例の制定についてお尋ねをいたします。

千葉県の野田市、人口15万6,857人、ちょうどうちの倍以上の市であります。ここで9月30日、全国初の公契約条例が制定をされて、来年4月から施行されます。自治体が市役所の仕事をやる者の最近賃金を定めるという画期的な条例であります。

まず前文で、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識して速やかに必要な措置を講ずることが不可欠であると、速やかな法整備を行うように求めています。これには、05年に全国市長会が国に公契約法の制定を要望したけれどもナシのつぶてという経過を踏まえて、一つの自治体で解決できるものではないが、その先鞭をつけて全国に広げていきたいという思いが条例に書き込まれています。目的は公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図って、市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とすると明確に定めています。ここで言う適正な労働条件の中で、中心は賃金の問題です。そこで言う適正な賃金の目安は、

工事においては設計労務単価の80%以上、業務契約においては市の職員の給与の80%以上と、その規則で定めるようであります。野田市の根本市長は、国が早く法を制定するように求めるとともに、全国の自治体にこの条例を広めていきたいと語っています。こうした公契約条例の考え方は既に01年4月にスタートした函館市の土木部長名で、設計労務単価に十分留意し、適正な賃金を支払われるように配慮を求めている、いわゆる函館方式、そして07年7月に制定した東京国分寺市の公平・公正な契約を目指す市の調達に関する基本方針があります。国分寺市も条例制定の検討に入っています。さらに、尼崎市を初め多くの自治体が検討中と言われていいます。全国の議会でも既に半数近い771自治体が公契約法制定を求める意見書を採択しています。このような公契約条例の考え方について、市長はどのように思われているのかお答えいただきたいと思えます。

愛西市でも、業務委託、指定管理はどんどん進めており、公契約条例の必要性は高まっていると私は考えます。建設工事も含めて、市が発注する業務で働く労働者数は何名ぐらいなのか、つかんでいるのかどうか説明ください。適正な労働条件がそこで確保されているのかどうか、お答えいただきたいと思えます。

公契約はGDP比15%で約75兆円規模。10月末で雇用労働者は全国で5,465万人ですから、そのうち公契約の関連事業で働く労働者は1,000万人と言われていいます。つまり雇用者の18%、5人から6人に1人という割合です。市役所が公契約で働く労働者の労働条件向上や雇用の安定を図る努力をすることは、民間の労働条件にもはかり知れない影響を与えます。愛西市も公契約条例の制定を検討するように求めたいと思えます。お答えください。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

市長というふうに答弁の方の記載をされておりますが、実務的な関係ということで私の方からまず御答弁をさせていただきたいと思えます。

鶴戸川沿いの道路上のごみや水路内のごみの対応について御質問があったわけですが、市道認定をしている道路については道路管理者として建設課において、また水路内及び市道認定以外のいわゆる管理用道路につきましては水路管理者である立田輪中悪水土地改良区の方で御無理を願うということで、それぞれの管理者で対応をさせていただいております。

ヘドロしゅんせつのことについても御質問がございましたが、市の方へはそういったようなお話は届いておりません。もしそういった御要望があるということであれば、管理者である立田輪中悪水土地改良区の方へ私どもの方から連絡をさせていただいたらどうかなあというふうに思っております。

それと、鶴戸川沿いの市道認定してある道路の舗装はいつやるんだと、すべての舗装を全線視野に入っているかという御質問でございましたけれども、この道路につきましては、地元要望で順次舗装等を進めていくという形の路線になっておりまして、現在舗装がされていない道路につきましては、地元要望が出てきていないという状況からそういった状態になっております。したがって、いつ整備がし終わるかというのはお答えをしかねますので、お許しをい

ただきたいと思います。

それから3点目に、鵜戸川の水辺環境、これについて御質問でございますが、現段階においてこういった関係の整備計画は持ち合わせておりませんので、よろしく願いをいたします。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは私の方から、鵜戸川の水質について数字的なものでお答えをさせていただきます。

まず、一番上流の八開江西の地内でございますが、こちらにつきまして、隔年でございますが、平成16年と平成21年でお答えをさせていただきますので、よろしく願いします。

まず、水素イオン濃度（pH）でございますが、16年の7月採取時には7.2、それが21年、今年度でございますが、7月では6.9。それからBODでございますが、16年におきましては2.9、今年度7月におきましては1.2。それから化学的酸素要求量（COD）でございますが、こちらにつきましては、16年が6.6、今年度7月については5.3。あと浮遊物質（SS）でございますが、こちらにつきましては平成16年が11、今年度は8。それから透視度でございますが、どちらも30以上という数字でございます。

続きまして中流でございますが、早尾の数字でございます。平成16年の水素イオン濃度（pH）でございますが7.2、今年度につきましては6.8。それからBODでございますが、4.6、今年度1。それからCOD（化学的酸素要求量）ですが、16年は9.9、今年度が7.4。SSが、16年が29、今年度が8でございます。透視度はどちらも30以上ということです。

あと小茂井地内ですが、こちらにつきましてはpHが7.2、今年度は7。BODが16年が3.1、今年度は2.6。COD（化学的酸素要求量）8.8、今年度が7.9。SSが、16年度8、今年度7。透視度につきましてはどちらも30以上でございます。

最下流の船頭平橋のところでございますが、こちらにつきましては、水素イオン（pH）が7.3、今年度も7.3。それからBODが2.9、今年度は7.4。COD（化学的酸素要求量）が7.8、今年度が11。SSですが、16年度は7、今年度16。透視度が、16年度は30以上でしたが今年度は23という状況で、あまり水質的には変わっていないというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○市長（八木忠男君）

永井議員の公契約条例の考え方についてお答えをさせていただきます。細部にわたりましては担当の方より後で答弁をさせていただきます。

御説明がありました、公契約の先進地の内容のお話もありました。この公契約につきましては、御指摘ありましたような公の事業を発注する者が関連企業のそうした賃金までもということのようではありますが、今おっしゃっていただきましたようにいろんな状況をまだ私ども十二分に勉強もしておりませんが、検討をし、いろんな研究もしつつ進めていきたいと思っておりますけれども、現段階でこの公契約制度の導入につきましては考えてございません。

以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、私の方からはこの公契約条例の考え方等に触れてお答えをさせていただきたいと

思います。

先ほど市長の方から申されたとおり、現時点でこの制度を導入するということについては私どもとしても今考えておりませんが、この条例の関係につきましては、議員の方からもお話がございましたように、現在のところ国は批准をしていないという状況でございます。公契約条例の制定に向けての検討については、いわゆる国内法の裏づけがないというのも現状でございますので、段階としては、市長が申されましたように研究をしつつ進めるという一つの考えを持っておりますけれども、いわゆる慎重を期する必要があるというところでもあります。

それで、公契約条例にうたわれております「良質で安全なサービス確保」は最も重要であるという認識は持っております。また、価格だけで評価する市場万能主義的な考え方は持っておりませんが、ただ一方で、やはり限られた財源を有効活用するための財政運営も、これもいわゆる自治体に課せられた大きな課題であるという考え方であります。

そして、業務発注に関しましては、この発注の質の確保という面におきましても、現在、市といたしましては最低制限価格制度、あるいは総合評価方式の導入、プロポーザル方式の活用と、価格だけでなくいわゆる民間企業の資質にも考慮した選定といたしますか、入札に取り組んでいるというところでございます。

そして、二つ目の御質問にございました、いわゆる労働者数は何名か、その辺を把握しているかというお話と、適正な労働条件が確保されていると考えているかという御質問でございますが、市が発注する業務に係る労働者数については、個々の具体的な数字については把握しておりません。ただ、業務委託等の関係において、若干その辺の状況をつかんでおる内容等もございますが、総体的にはそういった把握はしてございません。

それと、適正な労働条件が確保されているかという御質問でございますが、やはり労働者の保護のための一定の法制度整備はされているという認識であります。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律とか、建設業法により施工体制の適正化、こういった法の中にはいわゆる建設業の健全な発展を図るとされておりますので、そういった法を遵守した中で、建設労働者の賃金や労働条件が確保されているというところといたしますか、認識であります。

それで、良質で安全なサービスの確保を目指しまして、現在、愛西市といたしましては、先ほど申し上げましたいろんな入札方法を取り入れておりますので、現時点におきましてはそういった制度を導入するという考え方についても持ち合わせておりません。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方から公契約の②のところ指定管理の関係で、指定管理、それから一部業務委託も含まれますが、11カ所の労働者数、あるいは賃金等についての状況についてお答えをさせていただきますと思います。

福祉部で所管いたしますその指定管理、業務委託等、今現在11カ所あるわけでございますが、常勤の職員数は22名で、人件費の合計は8,473万3,000円でございます。非常勤の職員につきましては54名で、3,491万2,000円の、これ、一部、今年度から指定管理になったところにつきましては予算額でお願いをしておりますし、それ以外につきましては20年度決算額で合計をして

おりますので、その点お含み置きをいただきたいと思います。

適正な労働条件が確保されていると考えているかということでございますが、私ども指定管理の募集要綱の中におきまして、管理運営の基準というところで、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するというような文言も入れさせていただいておりますし、また管理体制のところで従業員の雇用に関する項がございますが、その中で管理運営に係る全従業員——これは臨時職員も含むわけでございますが——の勤務形態等について、労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令を遵守し、厚生労働省令基準に支障のないよう配置することというようなことで、そういったいろんな部分において法令の遵守をうたって管理運営に当たっていただいているというところでございます。よろしくお願いたします。

## ○22番（永井千年君）

それでは順番に伺っていきます。

まず鶴戸川の問題ですが、土地改良区の話によりますと、この排水路の中には、大きいものでは冷蔵庫だとか自転車、オートバイ、車のバンパーまで入っていたと。あるいは1斗缶や農業用ビニールや、コンビニの袋やペットボトル、ジュースの缶、実にさまざまなごみが投棄をされているそうですが、そのための年間予算というのは120万ほどしかない、土地改良区で。したがって、そういう個別的な大きな目立つもの、要するに流れを悪くするような大きなものについてはその予算内で対応しているけれども、だからそれは部分的にとどまっておいて、例えばヘドロのしゅんせつだとかなんかまでは手が回らないというふうに土地改良区の方では言っています。特にヘドロのしゅんせつというと、平成8、9年に南端部の遊水地のしゅんせつを行っているということですから、既に10年以上やっていないと。それから地盤沈下対策工事で一部分のしゅんせつ土の処理が行われているけれども、現在は全くその点は予算化されていないということですが、市が現在行っているこの住宅周辺の排水路のしゅんせつには、今、年間3,000万ほど計上していますけれども、この立田輪中に予算がないという現状の中で、市としてこうした予算も計上すると。つまり立田輪中の活動を市として補っていくと、そういうことができないかどうか説明をいただきたいと思います。

## ○経済建設部長（篠田義房君）

議員御質問の中で言っておみえになる趣旨は私も十分理解をするわけですが、こういった幹線排水路というのは、愛西市内、こういった水郷地帯ということもあって、かなりのものになります。延長としてはかったことがありませんのでどのくらい延長があるかということはありませんが、立田輪中が管理する鶴戸川といういわゆる幹線排水路一本だけの問題でも大変なのに、市内管轄の幹線水路すべてそういうことをということになりますと、とてもじゃないが対応しかねるという意味合いからすれば、農業土木課で今まで3,000万、議会の皆様方にお認めいただいている、いわゆる住宅地周辺のヘドロしゅんせつというものとはちょっと意味合いが違います。下水道整備ができていない中で、一般の家庭から排出される雑排水等で悪臭臭気があって大変だという中の下水道整備ができない中でそういった対応を市としてさせていただいているのが実情でございますので、ちょっと意味合い的にも違ってまいりますので、現在の



ところ、そういった鵜戸川沿いのしゅんせつというところまでは考えておりません。

○22番（永井千年君）

水量が少ないときにはヘドロの堆積の量というのは非常に目につくわけでありますが、予算上措置できないから考えていないということではなくて、実際の今の鵜戸川の状況から考えると、必要性はないというふうに判断しているかどうかの一つは大事だというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。必要ないという判断をされているのでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

農業用のいわゆる排水路、主要排水路ということでございますので、そういった面については必要ないというふうに思っております。

○22番（永井千年君）

相当、部長もよく御存じだろうと思いますが、すぐそばで見えるわけでありまして、今のヘドロの状況についてはぜひ一度調査をしていただきたいと。どの程度堆積しておるのか。例えばヘドロのしゅんせつは1立米当たり4万円とか4万二、三千円かかるわけでありましてけれども、そういう予算の関係もあって、量的にどういう状態にあるかというのは調査はできないのでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

本定例会の議会においてある議員の方から調査をしてほしいと、そういう要請があったということをご管理の方へお伝えしたいと思っております。

○22番（永井千年君）

それでは先に進みます。

道路上の問題ですが、ごみが、特に八開が今ひどいんですね。平気で野焼きされている方が一日だけでも2人見えたわけで、草は全く、道路全体に枯れ草が広がっているというような状況が相当長い距離にわたって続いています。この点、山路の方からごみの問題について言われたときには看板を2本ばかり立てられたそうではありますが、道路管理者として、今の道路の状態をどのようにしようとしているのかお答えいただきたいと思っております。認識もあるかどうかもちよっとお答えください。

○経済建設部長（篠田義房君）

ちょっとお聞きしてよろしいですか。それは、今、議員がお聞きのあれは、市道認定された部分の道路のことというふうに承ってよろしいんですか。

○22番（永井千年君）

舗装された道路ですから、基本的に認定されていると思っております。

○経済建設部長（篠田義房君）

今、愛西市道の中で、先ほども申し上げましたが、1級・2級幹線、それからその他道路、このその他道路部類に鵜戸川の周辺道路は該当すると思っておりますが、そういった取り扱いで地元の皆様にそういった日常的な管理はお世話になっているという立場からすれば、皆様方の御協力をいただいて進めてまいりたい、同じような取り扱いで進めてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

**○ 2 2 番（永井千年君）**

ぜひ、一度よく点検をしていただいて、汚れがひどいところ、それから焼却の跡があるところ、それは多分、遠くから来て燃やすわけではありませんから、大抵その近所の方だろうと思いますので、ぜひ根絶を目指してきちっと周知していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

それから道路の舗装の問題ですが、特に私が今上げましたのは、立田北部小の西側は道路認定されているけれども、地元要望がないので舗装しないんだというふうに言われましたけれども、現実はこの場所については何度も、私もあの周辺に行くたびに何とかしてほしいという近所の方から言われるわけでありますが、特別な問題、申請があってもできないとかと、認定はされているわけですから、地域から上がってくれば舗装するということなのかどうか、ちょっと説明いただきたいと思います。

**○ 経済建設部長（篠田義房君）**

この場において要望があれば舗装するという確約めいたお約束はできません。ただ、毎年、予算をお認めいただいた中で、地元の方からの御要望を承っておりますが、そういった中で、要望箇所として上があれば検討課題として協議検討をするということはお約束できますが、舗装を必ずするかということについては御返答しかねますので、お許してください。

**○ 2 2 番（永井千年君）**

それから、認定されてはいるけれども舗装されていないのが細切れ的にあるために、全体として南から北までずうっと、ウォーキングにしてもサイクリングにしても行けない状態にあるだろうと思うんですが、今、舗装されていない人が通りにくい状態にあったところを、改善を図って、もう少しこの鶴戸川周辺が歩けるような状態にするという考えはないのでしょうか。その点での舗装、認定した道路のうちの舗装についての必要性というのは感じてみえないのかどうか、説明いただきたいと思います。

**○ 経済建設部長（篠田義房君）**

1 回目の御答弁でもお答えをさせていただきましたように、地元の要望によって整備を進めるという路線でございますので、そのように進めてまいりたいというふうに思っております。

**○ 2 2 番（永井千年君）**

なかなかお答えいただけないわけでありますが、鶴戸川の問題について、新市建設計画ではこのように触れていると先ほども指摘をしましたが、具体的な、その鶴戸川だけではなくて、善太川だとか市内の主要な河川の計画的な整備をしていくという方向については、この新市の建設計画でもきちっと確認はされているわけでありますが、総合計画の段階では具体化されなかったというふうに思うんですが、今後、この親水ゾーンとして位置づけているこの地域についての河川の計画的な整備をどのように進めていくのか、その考えがあるかどうか、現在、先ほどの話だと検討もしていないというような感じなんですけど、もう少しちょっとその辺を詳細に説明していただけないでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

私、経済建設部長を拝命しておりますわけですが、愛西市の第1次総合計画が策定をされました。その総合計画に従って3年間のローリング方式で実施計画がつくられて、それによって事業を進めてまいります。1回目の御答弁でも申し上げたんですが、実際に実施計画書にないものを今ここでどういうふうに整備をするのかというふうにお尋ねになっても、私の立場としては、計画が実際に実施計画の中にあるものを整備することは申しかねますので、お許しください。

○22番（永井千年君）

ちょっと市長にお尋ねをいたします。

現在、そういうことで今、経済建設部長が答えできないと、私の立場としては、市長の立場として、さきに市民会議の皆さんからも別の地域の問題でリバーサイドガーデン事業などの提案がありますが、そういう計画を今後検討していくという考え方はあるのでしょうか。ちょっと説明していただきたいと思います。

○市長（八木忠男君）

御指摘いただきました、部長はああした立場でということをお願いしましたが、まさに検討していくことには間違いありませんし、今どこをどうということまでありませんが、例えば蓮見の会にお邪魔して皆さんの意見を聞いたりしますと、あの地域をもう少しよくしてほしいなというような意見もありますし、将来、きのうも出ておりました愛西市をPRしていく上で、いかなるそうした手法があるかなということは検討していくことと考えております。

○22番（永井千年君）

それはどこでそういう検討が行われるのでしょうか。具体的に市長から、経済建設、何課なのか、環境課なのか、教育委員会なのか、いろいろこうした事業についてはいろんなところが関係していますが、具体的に今どこかに指示をしようと、こういうふうに検討の指示をしようという考え方はありませんか。

○市長（八木忠男君）

今すぐそうした考え方ではございませんが、社内において、当然、その関連の部署に検討はすべきということだと思います。

○22番（永井千年君）

ぜひ市長から担当、関連するところにすべて検討するように指示をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、一つ忘れまして。ごみ捨て禁止の看板のことについてですが、これもあまり看板が多いと景観を損ねるわけでありましたが、全くないところ、やっぱりないところが汚れているという傾向もあるというふうには思いますので、こうした看板の設置というのは、今二十数本か、30本近くあるんですかね。ちょっとふやしていくということが必要だろうと思うんですが、その点はいかがでしょうか。これは環境課の関係かな。

○市民生活部長（加藤久夫君）

確かに看板があれば、多少皆さん方は自重されるということもございます。この看板につきましては地元さんから、このようにして困っているというような御相談があったりとかということの中で相談をして、地元が必要であるということであれば看板を立てておりますので、よろしくをお願いします。

#### ○22番（永井千年君）

ぜひその点、一部の地域からは要望があると思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは公契約条例の問題に移ります。

私が市長にちょっと伺いたかったのは、現在、労働者の数であるだとか、個々の労働者の労働条件、待遇についてはつかんでいないという状況の中で、先ほども契約に際して労働基準法等関連法規の遵守を言っているのが適正であるということと言われましたけれども、それは調査の上でそのような判断をされているということではないと思うんですよね。それで、愛西市役所が契約をしている建設工事であろうと業務委託であろうと、指定管理の場所であろうと、そこで働く労働者が不適正な労働条件で、あるいは非常に低い賃金で働いているということは、まずちゃんとしたサービスの質を確保していく前提条件だというふうに思いますが、特に、先ほども福祉部長が説明をされましたけれども、指定管理をしている団体なんかについてはその気になればいつでも調査できると思うんですよね。そういう点で、調査することなく適正だといって断定されるのではなくて、ぜひ調査をきちんと行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

#### ○副市長（山田信行君）

指定管理者制度の事業所が今11カ所あるというのを福祉部長からお答えしております。この指定管理者制度の関係については、私どもは運用方針というものを持っております。その運用方針の中に、毎年度、事業実績報告書の提出を受けまして、適正な運営管理がなされているかどうかというような実態調査も行えることになっておりますし、また評価の分析だとかフォローアップも行えると、そういうことになっておりますので、今後につきましてはそういったところからいろんな事業内容の実態をきちんと検証してまいりたいと考えております。

#### ○22番（永井千年君）

福祉部の関係は、管理しているところに来る行っている事業が人である場合が多いわけですが、例えば福祉部から示していただいた資料によりますと、そこで働く正職員の給与は、これは正職員の数で割った数字であります。215万円から497万円。それに対してそこで働く非常勤の職員については27万円から94万円というふうになっておりまして、この非常勤職員の給与というのは大変低い状態にあるだろうというふうに思いますが、例えば野田市がこれから行おうとしている市の職員の給与表の80%だとかいう数字を、それ以上ということになれば、これらの非常勤職員の皆さんの数字というのはそこを大きく下回るということになるというふうに思いますが、契約に際してこうした適正な給与の基準というのをやはりきちっと示すべきではないかというふうに思いますが、これは公契約条例を制定する前でも、函館方式と言われる北海道の函館だとか東京都の国分寺市なんかでも行われていることでありますので、ぜひこれは

調査の上、非常に低い賃金についてはぜひ適正な賃金に正すように指導を行っていただく必要があると思いますが、その点はいかがでしょうか。この非常勤職員の27万から94万というのは低いというような認識はあるのかどうか、ちょっと説明いただきたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

今の数字は人数で割られたんだと思いますが、非常勤職員の働いていただいている人につきましては、時間数ですとかその運営の状況がいろいろありますので、ただ単に人数で割っていただいて27万からというようなことはちょっとどうかというようなことは思いますので、よろしく願いいたします。

それと、今年、実績等をいただいた中で、明細をいただいておりますけれども、その中でも非常勤の職員につきまして950円、850円、900円というふうに時間給を決めておりますし、ここの場合は基本給は月額23万円で、時間外手当、休日出勤手当、それから賞与等も支払いをしておりますし、社会保険、労働保険料、そういったものもきちっと支払われておることは確認をいたしております。

また、正規の職員につきましても、指定管理になってからの期間ですね、勤続年数といえますか、そういったこともいろいろございますし、過去の経験ですとかそういったこともいろいろありますので、そういうことも加味して給料を決めておられるというふうに思っております。以上でございます。

**○22番（永井千年君）**

今、ある事業所のことについて950円から900円という話がされていますが、このように1時間当たり幾らなのか、月どのぐらいになるのかということについて、すべての指定管理事業所についてつかんでみえるのでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

すべての事業所について毎年というわけではございません。何年かに一度というような、そういった形で調査等を行っている状況でございます。

**○22番（永井千年君）**

何年かに一度というのはどういう頻度ですか。例えば、そう多くないでしょう。たったという言い方はおかしいですけども、11カ所だっって言われましたよね、福祉部でいえば。11カ所を調べるのにそんなに時間はかからないと思いますが、その点、数年間に一度とかという意味がよく僕はわからないんですが、一度、まだ指定管理は新しいわけでありますので、ぜひ全事業所をつかんでいただくと、そこをスタートにチェックをしていくということをやりたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

先ほど副市長の方からも答弁がありましたように、そういった要綱になっておりますので、私どもとしてはそういったものに基づいて実施をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

**○22番（永井千年君）**

ちょっとわかりやすく言ってほしいんですけど、要するに指定管理の期間が3年とか5年とか、その間に一度、更新するなら更新するで、その間に一度しか調査しないということですか。ちょっと意味がよくわからないので説明してください。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

指定管理は始まったばかりでございますので、私ども、順次今やっているところでございますので、よろしく願いいたします。

**○22番（永井千年君）**

だからわかりやすく言っていただきたいんですが、その一番スタート、契約のときにそれをチェック入れているだけなのかということを知っているんです。その後途中で、5年のうちの例えば3年目に一度チェックするとか、終わりのときにもう一遍チェックするだとか、そういう具体的な説明をしていただきたいんですが。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

実績報告等いただきまして、その後、2年とか3年に、5年の指定になっておりますので、複数回実施、毎年というわけにはちょっと、私どもも他の業務もございまして毎年というわけにはいきませんが、複数回実施する予定をしております。

**○22番（永井千年君）**

ぜひ、つかまれているところについてはぜひつかんでいただいて、不適正な事例が発生しないように監視を強めていただきたいというふうに思います。

最後に、公契約条例のことについてですが、10月末で公契約で働く労働者の数というのが2割近いという状況を考えれば、五、六人に1人でありますから、公契約の条例が野田市に始まって、これは、子供の医療費無料化が全国に最初に行われたところから本当に燎原の火のように広がって、年齢も次々と引き上がっていったように、この公契約条例についても、既に700を超える半数近い自治体で意見書の採択が行われているように、これから大きく広がっていく条例だろうというふうに思うんですね。だから、最後にちょっと市長にその点、これから研究をしていくという点で、こうした公契約条例の重要性についてはやはり改めて認識していただいて、愛西市が野田市に続いて愛知県で最初にこの条例を制定するぐらいの先頭に立っていただきたいというふうに思いますが、その点、最後にもう一度だけ、公契約条例についての考え方を市長に伺いたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

先ほど申し上げましたとおり、現段階では導入は考えておりません。しかしながら、全国的な流れもどんな流れになるかは見通しを見定めながら考えてまいりますけれども、まさにどの市町村に、行政におきまして、時の代表首長が判断の中で進められるいろんなこうした事務事業の中身でありまして、まさに今、名古屋市長さんのああした状況、まさに日本で最初というようなお話で進められているようでもありますけれども、それはその首長の判断ということでもありますので、おっしゃっていただきましたように、十二分にそうした内容については検討して進めてまいりたいということでございます。

○22番（永井千年君）

ぜひ、スピードを上げて御検討いただきたいというふうに思います。

最後に、この愛西市の直接雇用の非常勤職員の給与の引き上げの問題について、800円から引き上がっていないことはたびたび今まで質疑の中で指摘しましたが、こうした公契約という考え方からすれば、まず市役所の中で激しい賃金格差、同じ仕事や近い仕事をしているのに3倍ぐらいの開きがあるという状況の是正というのは、新しい政権が誕生したもとの最低賃金の1,000円ということも言われておりますが、非常に僕は喫緊の課題にこれからなってくるだろうと。市役所で働く者がワーキングプアでいいのかどうかと、こういうのが今問われていますし、これからますます問われてくるだろうというふうに思いますが、そうした非常勤職員の皆さんの時間当たり賃金の引き上げについてどのような検討が行われているのか、最後に伺って終わりたいと思います。

○副市長（山田信行君）

非常勤職員の賃金の関係につきましては、私ども適宜見直しをしてきておるところでございます。そういった見直し方法の一つとして、尾張8市の状況など、そういった実態を把握いたしましての単価、時間給を設定しております。現に今年度から通勤手当なども支給をしてくるようになりましたもので、今後につきましても、社会情勢なども勘案しながら、見直すべき金額になったときには適正な賃金体系として見直しをしていきたいと思っております。

○22番（永井千年君）

以上です。終わります。

○議長（加賀 博君）

これで22番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時5分再開といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩前を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位9番の27番・宮本和子議員の質問を許可いたします。

○27番（宮本和子君）

3点についてお聞きしたいと思います。

第1点目は、学校のトイレの洋式化と教育費負担についてでございます。

低学年で和式トイレになれなくて我慢して通学途中で近くのお店のトイレに駆け込む子供がいたり、また私どものアンケートにも学校の洋式トイレ化への要望が幾つかありますが、小・中学校の洋式トイレ化への現状はどのようになっているのか、また今後の計画はどのようになっているのかお尋ねいたします。

昨年来の不況の中、子供の貧困が大変問題となっております。給食費、学級費が払えない状況もありますが、その実態はどのようになっているのでしょうか。教育費負担の軽減が言われ

ておりますが、学年費の実態と軽減についての見解をお聞かせください。

2点目ですが、市の史跡めぐりウォーキングの計画をでございます。

健康志向のウォーキングが各地域のコミュニティーで行われておりますが、その実態はどのようになっているのでしょうか。愛西市の歴史を知るきっかけになる史跡めぐりのウォーキングを市の行事として計画をしてはどうかと考えますが、見解をお聞かせください。

また、ウォーキングを計画する上でトイレの確保も大切になります。児童公園などの野外トイレが少なく計画に支障を来しているというお話も聞いておりますが、児童公園や都市計画公園のトイレの設置の現状はどのようになっているのかお尋ねいたします。

3点目ですが、食育推進計画の具体的な行動計画についてでございます。

2005年に食育基本法が制定をされ、前文の中で、「食の大切さを忘れがちである」「栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向」、食の安全上の問題、食の海外への依存の問題などが上げられております。食育推進の活動に協力し努力することが、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者など、及び国民の責務であるとしております。しかし、今日の食育推進計画の策定委員に副市長初め部長がずらりと並んでおります。一般市民の方が入っていないのはなぜでしょうか。今後、食育推進会議など推進委員を公募する予定はないのかお尋ねいたします。

食育推進計画が策定されましたが、「みんなで楽しく食育あいさい」に向けて具体的な実施案が策定されておられません。今後、毎年どのような内容で食育を推進する予定なのか見解をお聞かせください。

次に、子供の食の乱れが社会問題となっております。荒れる中学生が問題となっております。そこで、東京都足立区の栄養職員は、非行が問題となっている生徒の食事調査を行いますと、1.朝食欠食、2.食と生活リズムの崩壊、3.家族そろって家で食事ができない。そして4点目は、まともな食事内容ではないなどでした。2002年に文部科学省が児童・生徒の心の健康と生活習慣に関する調査を行いましたところ、朝食欠食などさきに上げました食の生活習慣がよくないと心の健康度もよくないことがはっきりいたしました。今回の食育推進計画でも、小・中学生とその親の世代の20代、30代、40代が、朝食の欠食、食と生活リズムの崩壊、家族そろって家で食事ができないなど、問題となっております。そういった意味では、学校での学校給食と食育が大変重要な問題となっております。家庭の問題として片づけるのではなく、今こそ学校給食運営の合理化を見直して、給食を生きた教材として教育条件整備を図っていくことが求められておりますが、学校給食と食育をどのような位置づけで今後具体化する予定ですか、見解をお聞かせください。

あとは自席についてお尋ねをしますので、よろしく願いいたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは失礼をいたします。学校のトイレの洋式化と父母への教育費負担の軽減をとということでお尋ねでございます。

まず最初に学校のトイレの洋式化でございますが、市内小・中学校のトイレの洋式化につき



ましては、以前より学校の要望を取り入れながら進めてまいってきております。基本的な考え方といたしましては、各フロア、男女ごとに1ヵ所以上になるよう整備を進めております。現在、小学校の696ブースの大便器のうち144ブースが洋式になっております。洋式化率としては20.6%になっております。また、中学校では444ブースのうち118ブースが洋式でございます。洋式化率は26.5%となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育費負担の軽減をとひうこととごひますが、21年度分の給食費と学年費の未納状況につひましましては、10月分までで給食費が、小学校で16名、10万3,600円、中学校で30名、30万9,600円となつております。学年費では、小学校で16名、5万1,400円、中学校で18名、14万9,000円となつております。

学年費については、各学校各学年によつて差異がごひます。平均で小学校が1,000円から1,400円、中学校が2,000円から3,700円となつております。

保護者負担の軽減策につひましましては、生活困窮世帯への就学援助制度の弾力的運用、キャンプ・修学旅行などの各種事業に対する補助金、教育振興費における学校配分予算など多くの予算をいただひておりますので、御理解がいただひたいと思ひます。

次に、史跡をめぐるウオーキングの計画をとひうこととごひます。

近年、ウオーキングが各地で実施されたことから、モデルコースとひうことと「ふれあいマップ」に反映させていただひておるところとごひます。また、愛西市郷土研究会の皆さん初め多くの方々ウオーキングの参考にさせていただひておると聞いております。本市におきましても、コミュニティー、それぞれの担当課などでウオーキングが企画されております。このような状況を踏まえますと、それらのウオーキングに文化財・史跡めぐりの要素を盛り込んでいただひき、愛西市の歴史や魅力を知つていただひければと思ひております。教育委員会といたしましても、必要にひひまして、関係諸団体と連携をとひまして検討してまいりたいと思ひております。

少し飛びますが、食育の関係でお話をしたいと思ひますが、学校における食育の関係とごひますが、給食を教材とした指導、教科による指導、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育の活動全体を通して指導を行うことが、食育に対する効果が上がると考えられます。各学校での教育目標を考慮した上で、食に関する全体計画が必要とごひます。食に関する指導を重点的に考えて、各学校の実情にひひまして食育を進めていくものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育関係、以上とごひます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは私の方からは、児童遊園等のトイレの設置の現状とひうこととごひますので、お答えをさせていただひたいと思ひます。

福祉部の所管でトイレが設置してあります児童遊園、ちびっ子広場については、13ヵ所とごひます。佐屋児童遊園、それから須依中ちびっ子広場、内佐屋児童遊園、柚木西児童遊園、北一色児童遊園、日置西児童遊園、稲葉西ちびっ子広場、落合ちびっ子広場、西保北川原児童遊

園、東保児童遊園、大井中央児童遊園、大井東児童遊園、善太東ちびっ子広場の以上13カ所でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、愛西市都市公園施設の中でのトイレの設置状況をまずお答えをさせていただきますと思います。

都市計画課の方で管理しております公園は13カ所ございます。そのうちトイレがありますのは、親水公園、リバーサイドパーク、宮地農村公園、小茂井農村公園、山路農村公園、二子ふれあい公園の6カ所でございます。

次に、食育推進計画のことについてお尋ねの件について御答弁をさせていただきますと思います。

議員質問趣旨の中で言うておみえになるように、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者などでそういった計画を進めるべきではないかという質問趣旨でございました。策定委員が、副市長初め部長がその策定委員になっているがという御質問でございますけれども、確かにたたき台となる素案につきましては、議員が質問趣旨の中で言うておみえになるメンバーによって、そのたたき台の計画は策定をさせていただきました。しかる後に、パブリックコメントということで、24カ所の公共施設のところへ意見をお伺いするような形で市民の意見を募ると、そういうこともやってまいりました。そうした中で、今回、議員の皆様方へも、それから一般の家庭へは概要版をお配りさせていただいたわけですが、愛西市の食育推進計画を策定いたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、今後、食育推進会議の委員などを公募する予定はないかという御質問でございますが、これにつきましては公募の考えは持ち合わせておりません。ただ、食に関係してみえる代表の方をいわゆる協議会の会議の委員ということで、ちょっとお名前はあれですが、JAあいち海部、それから農業委員会、商工会食品会、老人クラブ連合会、健康日本21計画推進委員会、健康づくり食生活改善推進協議会、総代会、小・中学校校長会、PTA連絡協議会、保育園の協会、こういった団体の代表の方から、事業をする中でいろいろと御報告するとともに、今後どのような形で進めさせていただくと一番ベターな食育につながっていくのかということで御協議をいただく場の設定を計画しておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、今後どのような計画で推進していく予定なのかということについてもお聞きでございますが、先ほども少しこれに関連するような御答弁をさせていただいたかと思うんですが、実は21年度、実際に社会教育課の生涯学習講座の中の一つとして、親子料理教室、食育に関する紙芝居等も行ってまいりましたし、この12月には「男子自立クッキング」というような事業計画も立てました。そういったやってまいりました事業を、反省といいますか、こういうような御意見が進める中であったが、今後についてはどうでしょうかと、先ほど申し上げた食育推進会議の中で御審議、御協議いただいて、今後についてはその推進の仕方を御協議いただく形の中で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○27番（宮本和子君）

では再質問を、学校の方のトイレの洋式化の方から順番にお聞きしたいと思います。

今、報告がありましたように、生徒数が多い佐屋小学校、佐屋中学校、そして佐織西中学校が洋式化のトイレの率としては15%ということで一番低い状況でございますし、一番新しい佐織中学校は64%ということで、先ほども中学校のパーセンテージが随分小学校より高いというのは、この佐織中学校のやっぱり洋式トイレの設置率が高いということが大きな要因ではないかと考えております。そういった点では、やはりまだまだ佐織中学校並みにしようと思ったら、相当の数をやらなければいけないという状況になっておりますので、今、耐震改修が、もうこれで終わりますかね、終わろうとしておるんですが、佐屋地区の学校に私もずうっと訪問させていただいて学校のトイレの改修についてお話をさせていただきましたが、それぞれ、今後トイレの改修を要望したいという学校もありました。また、佐屋地区の平成16年の学校の洋式トイレの現状と比較してみましたところ、全然変わっていない、逆に洋式はふえていなくて和式のトイレが減っているという状況があって、ほとんど変わっていない状況でした。そういった点では、ぜひ学校のトイレの洋式化を今後、より前に踏み出していきたいと思いますが、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

先ほど少しお話をいたしました、学校のトイレにつきまして、それぞれ施設の状況もございます。また、スペースの問題もございまして、和式から洋式にかえる場合、二つをつぶして一つにかえるというような場合もございます。それぞれの学校側の意見をお伺いしながら、この問題については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

#### ○27番（宮本和子君）

そういう点では、学校の要望ももちろんあるんですが、今回私どもの今年度のアンケートにそういったトイレの問題が幾つか声が寄せられていますので、それをまず紹介したいと思います。

一つは、学校のトイレが汚過ぎ、不衛生である。子供の掃除では限度がある。月に一度でもきちっとともに掃除をしてほしいと。

二つ目は、運動会などでトイレを利用しますが、暗くて汚いと思いました。子供たちも汚くて嫌だといつも嘆いています。

そして三つ目は、トイレが汚いので子供が我慢して帰ってきます。学校へ行ったときに余りの古さ、暗さに驚きました。教室までにおいが漂ってきます。

こういった声が寄せられているわけですね。やっぱり学校のトイレは子供たちの健康を保つ上でも、衛生面でも教育的にもきれいで明るい施設であるということが必要で、最近のことはちょっとわかりませんが、佐屋中学校の父兄、卒業の父兄の方を中心にして、中学校のトイレを少しでも明るい雰囲気になろうということで、定期的にお花をいけたりして、そういうボランティアもしてみえる方があると聞いたことがあるんですが、やはりトイレというのは、各家庭、最近随分きれいなトイレを使ってみえることもあって、特に小学生ですと我慢して帰っ

てくると。帰るとそのまますぐトイレ。見守り隊やなんかでやっている方からのお話も時々そういった、途中でお店に駆け込む子供たちもあるということは、やはり学校でトイレに行きにくい、そういう雰囲気があるということでは、やはりきちっと明るいトイレ、もう少し雰囲気にするということがやっぱり安心して使えるということになりますので、そういう点では洋式化にあわせて、明るい衛生的なトイレにぜひ改修していただきたいと考えますが、その点での見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○教育部長（藤松岳文君）**

その件につきましては、学校側からパイプ等の苦情のございますときもございました。それらも改善しながら、現在のところ進めておる状況でございます。掃除も業者をお願いすればいいのかもしれませんが、そこを管理していただいております学校側で掃除していただくという教育も必要だと考えております。よろしく願いがしたいと思います。

**○27番（宮本和子君）**

では早急に、そういった学校の要望に応じてというのもありますが、やはり各学校の実態を教育委員会としても見ていただいて、やっぱり直すところは手直しをして、明るい、子供たちが安心してトイレへ行ける雰囲気というのかな、そういうのをぜひしていただきたいし、洋式化もぜひ進めていただきたいと要望いたします。

次に2点目ですが、教育費の負担の問題でございますが、今年度、3月議会でも子供の貧困の問題を取り上げましたが、給食費と学年費は一括で引き落としになっているところがほとんどだと思いますが、引き落とせなかった世帯の対応はどのように行われているのか、また就学援助費を受けても払えない世帯はあるのか、その点はどのようにになっているのかお尋ねいたします。

**○教育部長（藤松岳文君）**

この件につきましては、先ほど御報告を申し上げましたのは年度途中ということもございまして、このような状況になっておるわけでございます。それで、再度お願いするなどして、学期ごとにでございますが、それぞれ再度お願いをしながら、そんな中で修学援助制度等のお話もし、未納を整理しておるところでございます。よろしく御理解がいただきたいと存じます。

**○27番（宮本和子君）**

先ほども部長からも、教材費、学年費の関係で、結構学校によって随分差があるというお話もありましたけれど、ある家庭の学校での引き落とし金額を見ましても、大体6,500円から、少ないところは給食費、学年の3月ではいろんな調整もありまして3,500円ぐらいで、毎月そういう形で引き落としをされておりまして、これが1人の場合はそれでいいんですが、2人になりますと、またその倍がかかるという、学年や、中学校ではもっと教材費も高くなりますので、そういう点ではもっと高い費用になってくるわけですが、やはりそれぞれの学校で自由に、お母さんのお話を聞きますと、ノートもほとんど学校で買っているというので、個人的にそういう特別に買うというのはノートやなんかでもないそうですが、それが全部学年費に含まれているんだと思いますが、学年でそれぞれ用意をしていただいているということですが、

それぞれ学校によって、学年によって差があるということでは、やっぱり住民の方も納得されないと、そのアンケートの声でも、小学校から高校までは学費は無料が望ましい、平等に教育を受けて社会人になって働いて納税をさせるためであると、こういったアンケートが寄せられておりますが、ヨーロッパ諸国なんかでは、こういった考えで、教育はすべて無償、給食費も含めて無償で行っている国が多くて、自分がしっかりと教育を受けて、そして働く。働いてその分を納税して納めると、そういった教育を徹底されているそうです。やっぱりそういうことは本当に学校教育の中でも、働く意義や、また学校の格差がない、そういった教育というのは本当に大切なことですし、新政権では高校の授業料も無償で行うという方向で示しておりますし、市が責任を持って教育は無償という立場で給食費や学年費も含めて無償にすべきだと考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

宮本議員の言われること、非常によくわかるわけですが、現在、愛西市としまして、財政上の問題もございます。現在のこの形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

#### ○27番（宮本和子君）

今はそうだけれども、今後はそういう方向に進めたいというふうに考えてもよろしいでしょうか。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

失礼します。私の方からもう少し補足説明をさせていただきます。

まず、学校によって学級費が違うのはいかがなものかというお言葉がありました。これにつきましては、例えば遠足に出かけるバス代、バス代は一緒です。私どもで単価契約をしておりますので一緒ですが、乗る人数によって変わってくるわけです。そういったものを学級費から払おうとすると、どうしても差が出る。これはもういたし方ないことであります。

それで、学級費はじゃあ何に使うんだと、こういうことも思うわけですが、主にはそういう遠足のバス代、それから小学校で言いますと漢字ドリル、そういったドリルとか図工の材料、こういったものを学級費で補っております。それで、合併してから、私どもが一番初めにしたのが、公費で負担する教材をまず統一しました。4町村ばらばらでございました。例えて申しますと夏休みの日誌、これを学級費で払うところと公費で払うところがあると。それをすべて公費で買うものはこれだということで統一をさせていただいた。そういった分については私は不公平はないというふうに考えております。ただ、今の、どうしてもそういった、先ほど遠足のバス代を例に挙げましたけれども、どうしてもそういった格差が出る。それは、スケールメリットが出る場合もありますし、その逆もあります。そういった中で今度、私どもは教育振興費というたくさん予算をいただいております。その中で、学校へ配分する予算、学校配分予算と申しますけれども、それを各学校が消耗品と教材器具、それから図書費に学校の裁量で、例えばことは消耗品がたくさん要る年だということになれば消耗品の方へ少し教材器具の分を回せるような、そういった制度も設けておりますので、その辺で御理解をいただき

たいと思います。以上です。

**○27番（宮本和子君）**

そういった意味では、いろいろの合併してから、学校格差をなくす、そういった努力はされているということはお聞きしておりますけれども、実際に父母の方の財布からはそれぞれ違うし、きつこういったバス代も含めて市が負担すればそういう問題はないし、学校の裁量でいろんなことができるというのは、もう少しそういった教育振興費をふやせばそういうことができる、自由にできるということですので、今後そういうことで、ぜひ教育は無償という立場で、学校の振興費をぜひ各学校にふやしていただきたいと要望します。

それから、市の史跡めぐりのウォーキングの計画なんですけど、私は郷土研究会に参加させていただいて、愛西市の史跡めぐりを行うということで、愛西市全体の歴史がよくわかり、愛西市のよいところが私には見えてまいりました。そういった意味では、市として、市民向けのこういった史跡めぐりをぜひ計画していただきたいと思います。ふれあいマップができて、そのコースを歩くというのはなかなか機会がないと歩けないですね、地図を見て歩こうとしても、ですので、内容についても、やっぱり詳しくスタッフがついて説明をしていただいて、それで歩くのとそうじゃないのでは全然違いますので、そういった意味では市民向けの史跡めぐりをぜひしていただきたいと考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

**○教育部長（藤松岳文君）**

先ほどもお答えいたしましたように、現在いろいろなところでこのウォーキングが催されています。私どももこういう資料を用意いたしております。また、その関係部署との協議もいたしまして、史跡の説明等が必要であれば担当者を派遣するなど検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○27番（宮本和子君）**

ぜひ、その点はしていただきたいと思います。

昨日も愛西市の観光協会の設立の準備の話や、また来年は市制5周年行事を行うなどを出されておりますけれども、やはりこういった機会に市の観光の目玉として、市の史跡めぐりウォーキングを観光協会設立記念行事として、また市制5周年の行事として、健康で市の文化にも触れることができますので、一石二鳥が三鳥にもなると考えます。市の史跡めぐりウォーキングのぜひ計画を、市長も含めて参加していただいてやっていただければと思いますが、市長の見解をお聞かせ願ひたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

宮本議員の質問にお答えいたします。

観光協会の件、おっしゃっていただきました。あちこちで、新聞報道を見ますとガイドボランティアの皆さんがそれぞれの地域のそうした施設めぐりの御案内もしておっていただくようであります。ですから、観光協会の設立とあわせて、そんなボランティアの皆さんの募集もさせていただきながら、将来進めていけるといいかなあと、そんなことは思っております。

**○27番（宮本和子君）**

では、ぜひそういった史跡めぐりウォーキング、健康にも大変いいことですので、ぜひやっていただきたいと思います。

そのウォーキングをあちらこちらで今計画をされておまして、ふれあいマップで各地のコミュニティー、先日、私、市江のコミュニティー協議会のウォーキングに参加させていただきましたけれども、ゆっくり歩きながらその地域の史跡をめぐって、初めて参加された方は、案外地元においても自分たちの史跡がどんなものかと知らない方もあって、そのときには全然そういう説明も何もなくて、この松が天然記念物に市の指定を受けたんだよとか、そういうことをちょっと私の知っているところでお話ししながらぐるっと回ってきましたけど、やはりそういうところにきちっと案内する方がいるといたないのでは違うなあということを思いましたし、トイレ休憩は、ちょうどそのときには1ヵ所あったんですが、その市江のコースはありましたけど、今、「きらりあいさい」の方で運動部門の方で今ウォーキングの計画をふれあいマップを参考にしながらやっているんですけど、地域によってはトイレがなくて、やっぱり半日、1時間から2時間のコースを組もうとすると、トイレがないということは大変一緒に歩いても困ることで、やはりそういうところで日曜日だったり祭日だったりすることで計画されるところが多いので、そうするともう児童公園などのトイレが必要で、そういうことでトイレの実態をお聞きしたわけですが、今このトイレの実態をお聞きした中で、佐屋は結構あるんですけど、立田、八開もウォーキングするときには距離が長くて大変なところもありますが、農村公園なんかではちょこちょこありますし、一つもないというのが佐織地区なんですよね、児童公園などで。だからそういう点では、子供たちもその児童公園にトイレがないということで本当に困っているのではないかということを感じるわけで、今回はトイレばかりの話をしておるわけですが、やはり公園のトイレはこれからも設置する必要があると思いますが、児童公園の、特に佐織地域のトイレの設置をぜひお願いしたいなああと、佐織地区のウォーキングに参加してないのでちょっとどんな様子かはわかりませんが、1ヵ所もないというのは何か納得いかないなあというふうに思いましたけど、その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

公園にトイレをとということでございますが、過去の経緯等もありまして現在はない状況でございますが、特に今のところ付近の方からそういった要望もありませんし、現状、つくる予定はございません。

また、ウォーキングの関係で公園のトイレを利用したいということですが、確かに児童公園のトイレということもあるかと思いますが、現在ではコンビニエンスストアですとか、ガソリンスタンドですとか、そういうところも借りられるところがあると思いますし、神社仏閣なんかでも外にトイレを設置されてみえるところもありますので、そういったところを活用していただくという手はどうなんでしょうか。そのコースありきということではなくて、トイレの有無ですとか、そういう借りられるところがあるとか、そういうことを確認していただいてコース設定に当たっていただくと、そういう発想はどうなんでしょうかということでご答弁にさせていただきます。よろしくお願いたします。

## ○27番（宮本和子君）

個人的にちょっと二、三人で歩いている分にはコンビニもいいですけど、団体として行動しているときに、10人、20人、30人と、そういうときにそういうところはやっぱりなかなか、コースの中にトイレ休憩として入れるということは計画する方も大変やりづらいし、そこら辺ではやっぱり野外でトイレがないとできないことですので、そういう点ではぜひ、今後そういった、ない地域を重点的にトイレの設置をぜひお願いしたいと思います。

では、食育推進計画の関係の方の再質問とさせていただきます。

今度の食育推進計画は、課長のお話を聞きますとコンサルタントも頼らずに庁舎内で策定した計画だというふうにお話がありましたが、問題は、計画をつくっても絵にかいたもちでは本当に何もならないと思います。計画を具体的に市民のものにしていくということが、この食育を進める大きな役割を果たすことだと思います。きらりあいさい21、健康日本21計画は、これも市民の皆さんとつくった手づくりの計画ということで紹介をされ、今、6分野のうち運動では、着々と運動推進員講座を開催して、県が実施する健康づくりリーダーを養成して、市の歌に合わせてストレッチ体操を普及するといった活動を行っておりますが、栄養分野では具体的な取り組みは、食育推進計画と重なる部分があるわけですが、どのように連携し、市民の参加できる形を整えていくのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

## ○経済建設部長（篠田義房君）

具体的にこういう形で連携をとるとかいうことは今現在申し上げる状況にないわけなんですけど、先ほど1回目の答弁でもさせていただきましたように、推進会議の中で、各、食に関する関係団体の代表の方にお集まりいただき御協議をおかけします。いろいろと給食センターの関係でも農協等の連携はどうだとかというような御意見も出ておりますが、そういった意味ではJAあいち海部の方からも関係者に出ていただいて、農協さんの方と連携をとっていくことはできないかとか、一般のいわゆる市民の方々、総代会の代表の方にもその辺の御相談を申し上げながら、とれ得る連携をとって食育を進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

## ○27番（宮本和子君）

結構、きらりあいさい21の方の栄養分野では、この計画推進会議の中の計画で社会教育の中で計画されていると思うんですが、高校生の料理講習会みたいなことはすごく大切です、やはり地域にそういった、一番今回のこの食育推進計画の中では、やっぱり家庭の中の食事や子供たちをどうするのかという食事の中身も含めて、朝を食べてこない子供がいるとか、そういう問題ですので、いろいろ料理の仕方とか、家庭で本当に手づくりの食事をどう子供たちに食べさせるのかと、社会的な背景で働く両親が多い中で、本当に食事というのがわきに置かれた形で今、コンビニだ何だといって手軽に食事が、うちへ帰るとそういったでき合いの食事がどんとあるという、そういった状況の中で来て、こういう食育推進計画をつくるんだと、社会的な現象でそうなっていますので、やはり今、そういった健康推進課の栄養分野の人たちと一緒に連携しながらやるというのも一つですし、もう一つは、これは西尾市なんですけど、19名中、



食育推進会議のメンバーが公募で5名入っているんですね。その中には、有識者として大学の准教授も入ってお願いしておりますし、また、きらりあいさいでも推進委員が48名いて、推進指導者として浜松の医科大学の教授と、また助言者として津島保健所の職員が参加されてやって、そういう実績があるわけですね。そういったことでやっぱり市全体で取り組む食育推進というのはもっともっと、きらりあいさいより上に行くのか、横で共同して手をつないでやってくるのかということが一番今問われている問題ですので、市民参加がどれだけ参加することによってそういった食育をどう進めていくのかが、やっぱりここが決まると思うんですね。広がるんですね、やっぱり市民の方が参加することで。そういうことで、ぜひ、どういう形でこれからは推進委員なり市民の方を巻き込んでそういう推進をするのかと、そこら辺が一番この推進するための根っこだと思うんですが、その点の計画は今後どういうふうに考えて、県も計画がありますし、そういった連携もしながら、そういったリーダーを養成するという形もとっていくこともあろうかと思うんですが、それにはやっぱり市民から公募をするなりして、いろんな興味のある方をもっと食育を進めるためのリーダー的役割を果たす、そうした人を育てるということにはやっぱりそういったところに参加していただくということが必要だと思いますので、その点でのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

市民参加のことについてずうっと述べていただいて、議員のおっしゃるとおり重要なあとというふうに思います。というのは、愛西市のいわゆる食育推進計画ですので。ただ、御理解いただきたいのは、先ほどお話ししました推進会議の委員10名、各代表なんですが、10名の方も愛西市民でいらっしゃるわけですね。それで、なおかつそういった食に関係したお立場にお見えになる方も多数お見えになります。その辺も御理解をいただきたいなあというふうに思いますし、議員が質問趣旨の中で述べてお見えになりましたように、いわゆる社会教育なら社会教育の講座の中でいろんなことを取り入れていったらどうだということもおっしゃるとおりだと思います。そういうことの中で、1回目の答弁でもさせていただきましたように、親子料理教室というのも実際社会教育の方の講座の中で取り入れて、実際に実施をさせていただいていますし、私は男ですけど、なかなか料理ってできないんですけども、そういった男の人を対象に「男子自立クッキング」という、そういった講座も設ける中で、当然これは市民の方が参加をされますので、事業を進める中で、どうでしょう、どうお考えでしょうということも当然御意見として承ってまいりますし、推進会議の委員さんだけではなくて、その下に食育推進専門部会というのは設けるんですが、議員が質問趣旨の中に言うとおみえになったような大学の教授とか、それほど立派な方はお見えにならないんですけど、いわゆる部会の中へは課長さんクラスが入るんですけど、いわゆる保健師とか栄養士さんの御意見等も承りながら進めてまいる考えでありますので、そういった意味では当然事業の立場、それから計画を進める立場の中でそういった関係者の御意見を得るということについては、あえて議員がおっしゃったようなことをしなくても十分市民の方の御意見を組み込んで計画が進められるというふうに考えておりますので、それで御答弁にかえさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

## ○27番（宮本和子君）

今までいろんな計画の中では、総合計画の中では公募の方で市民会議で今もやられておりますし、そういった意味では徐々に愛西市もそういう市民参加で公募で参加する方もふえて、認識もどんどん深まっていくんですよね、そういう機会に。だからそういう点では、公募して、いろんな方が見えるわけだから、関心のある方も見えるわけですから、やっぱりそういう方が参加して初めてまた大きくすそ野を広げることができますので、そういう点ではぜひ今後、どういう形で、どんどんこの問題は、県からもいろんなリーダー養成みたいな形で順番に来るとは思うんですが、やはり愛西市の本当に独自の、今何が必要なのかということでは、市民の声を聞いてやるということではぜひ市民参加、公募でいろんな方の参加で、ぜひ食育推進計画を絵にかいたもちにならないようにしていただきたいと思います。

それから学校給食の方ですが、先ほど部長のお話では、学校給食の問題でその食育を進めるというようなところでは少し考え方がちょっと私とは違うなというふうには感じたし、市民の中でちょっと幾つか意見がありましたので御紹介しますね。

食育を推進するというならセンター方式は論外だと思う。食の安全は調理法など目に見えやすい自校式の方が確かだし、地域の人々とかかわる点でも、学校単位の方が綿密な連携が得られやすいと思う。将来を担う子供たちに対して経済効率を優先するのは絶対におかしい。

二つ目は、愛西市は佐織の子供と他地域の子供を給食で差別を行っている。子供格差だ。市みずからこんなことをやっていいのか。教育上もよくない。改善を強く望む。

こういった声があるわけですが、やはり食育を考える上でも、私は学校給食の自校方式、本当に市民の方も望み、センター方式と自校方式の給食があるということは、子供たちに給食で差別を行うことであり、市の給食は自校方式をやはり基本として進めるべきであり、そういった意味では市民の声にこたえるべきだと考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

## ○教育部長（藤松岳文君）

その件につきましては何度もお答えをいたしております。それぞれの給食施設が建設された当時は、衛生管理等それぞれの時代に合わせた建設がしてございます。新しい基準ですともう、何度も申し上げておりますが、ウエット方式からドライ方式に変わっておるのが一番わかりやすいと思いますが、このような形で最新の衛生管理ができるような施設で進めるために給食センター方式を取り入れ進めておるところでございますので、よろしく御理解が賜りたいと存じます。以上でございます。

## ○27番（宮本和子君）

ことしのアンケートでも、学校給食については「現状のまま」は39%、「自校方式を広げる」のは40%、そういう二つのアンケートは80%がこのままでいい、自校方式を進めてほしいという方もあるわけで、そういった意味では本当に現状のまま自校方式と市民は望んでいるわけでございます。大型給食センター建設をこの機会にすれば、30年以上が自校方式に変えることはできません。温かい食事を、手づくりの食事をと家庭ばかりに求めるのではなく、1日3食のうち1食、昼間の食事は大事でありますし、学校給食が担っているわけでございます。幾

ら新しく、衛生的でとつくられていても、その食事が大量生産で本当に手づくりはできない状況でありますし、そういった意味では、私はコンビニ弁当と差はないというふうに考えます。今こそ心身の健全な発達を重視した給食づくり、安全な食材を利用した給食づくりで生きた教材としての学校給食の役割は、本当に今私たち大人が責任を持たなきゃいけないことだと思います。今、本当に食育を考えるなら、そういった自校方式で、においがする、やっぱり手づくりの給食を子供たちに与えていくということが私たち大人の責任ではないかというふうに考えております。そういった点での市の見解をお聞かせ願いたいと思いますが、よろしく申し上げます。

#### ○市長（八木忠男君）

宮本議員さんからの給食の関係、もう今まで数々御答弁をしましてまいりましたし、アンケートの内容、新聞で私もいろんな回答の結果も見させていただいております。そうしたことを思いまして、まさに皆さん方、若い日永副議長さんはわからないかもしれませんが、私どもの過去の食、そして教育の現場、そうしたことを思いまして、まさに子供たちがそうではなくて、代々の大人たちの責任も大いにあるのではなかろうかと、そんなことをいつも思う一人であります。

御指摘いただいた内容につきましては十分私も考えてきているところでありますが、今、市の施策として結論づけてお願いをしていく給食センター計画でありますし、自校方式の件につきましても、これも今までの答弁で言っていると思うんですが、家庭から学校から地域から、そして職場からということで、私のうちでも朝食を食べていかん息子がおります。そういうこと一つ一つが生活環境の変化、社会状況の変化などであるわけではありますが、まさにそういうところも見定め見直しながらということをする一人でありますし、きょうで最後ではありませんので、来年3月議会には、何か新聞によりますと御勇退ということでもありますので、またよりよい御指導をいただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○27番（宮本和子君）

市長が言われましたけど、今、学校給食の問題で全国的に本当に大きな問題になっております。いろいろ資料を見てみますと、合理化とか経済効率を考えて、今回愛西市でもPFI民間主導でそういった大型給食センターを建設して学校給食を進めるという方向を持っていますが、子供たちのやっぱりこれは心をむしばみ、将来に大きな禍根を残すことではないかと思えます。今、計画をストップしなければ、子供たちの成長に格差を生み、取り返しのできない状況となるわけでございます。ぜひ、佐織地区の自校方式、今まで市長が進めてきたそういった自校方式をぜひ全市に広げるといって、私は今、市長が英断を下すときではないか、もうこれで設計されて工事が始まるとそういうことはできないので、ぜひそういった意味での市長の決意をお願いしまして、質問とかえさせていただきます。

#### ○議長（加賀 博君）

これで27番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩といたします。再開は1時30分再開といたしますので、よろしくお願

ます。

午後 0 時 05 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（加賀 博君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位10番の29番・太田芳郎議員の質問を許可いたします。

○29番（太田芳郎君）

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

大項目1点であります。平成22年度の本市の予算編成についてであります。

我が愛西市の平成22年度の予算編成作業が本格化をして、概算が固まりつつある状況であると思えます。国政におきましては、御承知のとおり自公政権から民主党を中心とした連立政権が発足をいたしました。前政権の補正予算の凍結、そして見直し、執行停止など、さらには2010年度の国の予算の概算要求から無駄を洗い出す行政刷新会議が実施をいたしました事業仕分け、さらには、現政権の経済対策を柱とした7兆2,000億円に上る補正予算が閣議決定をされました。こうした状況に、都道府県はもとより全国市町村においては混乱と動揺が広がって、それぞれの自治体での予算編成の時期と重なって、大変困惑している状況であります。今申し上げました状況を踏まえ本市の予算編成作業が進んでいるわけでありまして。少なからず影響が及んでくるのではないかと、大変心配している一人でもございます。こうした状況の中で、またこういうことを前提にして質問をさせていただきます。

まず質問の第1番目でありまして、本市の22年度予算編成に向けて、どのような基本方針で臨んでおられるか伺いたいと思えます。

2番目といたしまして、先ほど申し上げましたように、本市の予算編成に当たって少なからず影響が及んでくると思えますので、どのような影響があるのか、予想されるのか、歳入歳出両面でお伺いをしたいと思います。

次に、質問第3番目でありまして、予定をしていた国からの交付税、補助金等々に変化が生じた場合、どのような対応を考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

4番目の質問でございますが、平成22年度、本市の継続して行われますいわゆる大きな事業に絞ってお伺いをしたいと思います。御案内のとおり、勝幡駅前開発事業、あるいは下水道事業、特にこの事業につきましては国費の補助割合が非常に高い事業でございます。それから三つ目に給食センターの建設事業、あるいは総合斎苑の建設事業。そしてまた、これは直接愛西市が事業を行っているわけではありませんが、県営で行われております広域農道の建設事業等々、こういったものにどのような影響があるのかお伺いをしたいと思います。

以上、来年度の予算編成に直接関係する事項について申し上げます。

次に予算執行について伺いたいと思えます。特に今回、この予算執行については、経済建設部所管のハード事業執行に関し伺いたいと思えます。

まず1点目でありまして。御承知のとおり我が愛西市内は、いわゆる土地改良区域内と外がご

ございます。そうした場合における事業の進め方についてであります。原則、土地改良区域内におきましては、土地改良の補助事業に乗せて事業を進めるのが原則であります。また、区域内におきましては、補助事業に乗せられる部分につきましては県費を補助していただき、これには建設課と農業土木課との連携が非常に重要であります。したがって、そうした連携によって、いわゆる知恵を出して検討して仕事に当たると。そうすることによって、市の予算を少しでも削減できる、こういうことでございます。その辺の考え方につきましてお伺いをしたいと思います。

次に2点目でございます。これはきのうもちょっと触れられておったんですが、いわゆる地域の総代さんから要望が上がって実施をしておる地域整備のあり方について申し上げます。現行の進め方を見直して、新年度がスタートして比較的土木業者の仕事のない時期、恐らく5月から、4月、5月、9月ぐらいまでは土木業者は大変仕事がないと、こういう状況であります。したがって、こういった時期に仕事を発注することによって経費を節減することが可能であると思うわけであります。したがって、現行制度を見直して経費節減を図るための考え方をできないかと、こういうことでございます。

それからもう一つ、3点目に、先ほど土地改良絡みのお話をさせていただきましたが、いわゆる建設部、建設部には建設課、そして農業土木課というのがございます。私はたまたま佐織の土地改良区の理事長という立場にございますので、いわゆる土地改良区との連携も当然必要になってまいります。御案内のとおり、土地改良事業では県費補助の決定が、第1次、第2次、第3次とあるわけであります。4月に県に申請をいたしまして、そして採択されるのが、第1回目が大体10月ごろであります。それから第2回目が10月の終わりから11月にかけて、第3次として12月の終わりから1月の初めぐらいと、このような形で採択をされて事業を進めておるわけでございます。したがって、建設部サイドのそうした中で工事が関連をしてくる場合が往々にしてあるわけであります。そうした場合には一番いい方法としては、土地改良事業に抱き合わせて工事を進めることによって経費が節減できるわけであります。したがって、そうしたときの場合の当局のお考えをお伺いしたいと思います。

以上申し上げましたが、ひとつ前向きな御答弁を期待いたしております。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、大きな1点目の平成22年度予算編成の関係につきまして4点ほど御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、本年度予算編成に当たっての基本方針でございますけれども、先ほど議員御指摘のとおりでございます。政権交代による国の動向が不透明な中、私ども市といたしまして、平成22年度予算編成方針を10月13日に各部に通知をしておるところでございます。そして、中身につきましては、集中改革プランの財政指標の目標達成やいわゆる持続可能な財政運営を念頭に置いて、182億6,000万円を各部に対し歳出予算枠配分を示したところでございます。それで、現時点においても同じでございますが、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。非常に国の動向が不透明な中、国の施策・予算等がまだ現時点で具体化しておらないのが現状で

ございます。そういった状況の中で、各部に対しましては、施策等、わかる範囲内で予算要求するという基本方針で進めている状況でございます。

そして二つ目の関係の、いわゆる歳入歳出両面での影響はどうかということでございますけれども、これは事業仕分けという一つの手法が今国の方で進められておりまして、それぞれ事業が仕分けにより判定をされている状況でございます。これがその予算にどのように反映されるか、申しわけございませんが現時点では見えておりません。きょう一部、きのうもちょっと申し上げましたように、この事業仕分けについて一部不満があるというような、そういった報道もされておりますし、そういった要望等によって科学技術庁関係の予算が復活したというようなきょう報道されておりますので、そういった不透明な状況に変わりはないので、現状きちっとしたお答えができないのが実情でございます。

例えばそういう状況の中で、地方交付税についての関係でございますが、これは地方交付税は見直しという判定が出ております。しかし、民主党のマニフェストをみますと、いわゆる地方の自主財源を大幅にふやしますよというような、一方ではマニフェストでも示されておりますので、これは歳出についても同様でございますが、現時点といたしましては、繰り返すことになりますけれども、今後の国の補正予算の編成を見守るしかない。平成22年度の概算要求枠そのものがまだ確定されていないという状況でございますので、そんな状況の中で注視をしていきたいなというふうに考えております。

それから今後の対応の関係についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、一応予算編成、財政課のヒアリングが第1段階、ほぼ終えたところで、若干まだ一部残っておりますけれども、そういったスケジュールで今進めておりますし、年内には副市長査定、年明けには市長査定を行い、1月中旬には予算を固めたいなという方針で今進めておるところでございます。予算書の印刷・製本等を考慮し、逆算いたしますとこの時期がリミットではなからうかなあというふうに思っております。そして、できる限り予算に反映できるように情報収集に努めておりますが、現時点では対応について、本当にこうなりますよと、議員、こういうふうになりますよということがちょっとお答えできないのが、非常に私どもも残念でありますし、そういった状況の中で模索しながら今進めておるのが実情でございますので、その点、御理解がいただきたいと思っております。

それから、本市に特に大きい事業への影響の関係で4点ほど今お話がございましたけれども、本市の特に大きい事業への影響という中で、一つ一つ整理をしていきますと、特に勝幡駅前広場開発事業関係、これはまちづくり交付金の交付を受けて進める事業でございますが、その事業仕分けにおきましては、まちづくり交付金は地方・民間へ移管と。そして下水道事業は、実施は各自治体の判断に任せると。それから農道整備事業は廃止という判定が出ております。昨日もちょっと私見的な意見を申し上げて大変御無礼な言い方をした経緯もございましてけれども、いずれにしても現時点ではこういうような判定しか出ておりません。今後こういう中身について精査がされるのではないかなあというふうにはとらえております。現時点で具体的な予算について、申しわけございませんが、見えておりませんので、先ほども申し上げましたように、

今後、国の動向をきちっととらえた中で、できる限り早いこと本年度の市の予算編成に反映させていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは予算執行のあり方についてということでお聞きの点にお答えをさせていただきます。

お答えをさせていただく前に、土地改良区の関係者の皆様方には、基盤整備という面で市のいろいろな面からお力添えをいただいていることを感謝いたしております。議案質疑等で改良区への補助金、金額が云々という話がよく出ますが、そういった基盤整備の関係でいろいろな面的なことを整備していただいているということもありまして、市の方としても毎年、改良区さんの方への助成をさせていただいておるわけでございます。

質問の中で土地改良区の区域内と区域外の進め方についてお尋ねでございますが、質問の趣旨の中でも言うとおみえになりますように、土地改良区の区域内におきましては、管理者として土地改良区さんの方で事業主体となっていて、補助金等を申請していただき、地元分担金の伴うものについては地元分担金を徴収していただき、そのいわゆる残り分を愛西市の方から助成をさせていただいているというのが実情であろうかと思っております。土地改良区域内に入っていない箇所につきましては、やむを得ないといえますか、愛西市の方で事業を行わせていただくということで、とりわけ水路については地元分担金が必要という事業になっておりますので、地元の方から御要望をいただかないとこれはできませんし、そういった地元分担金、事業の取りまとめができれば、改良区さんにかかわって愛西市の方で事業をさせていただくという形で事業を遂行させていただいております。

それから2点目の、総代を通して申し込まれた整備のあり方についてということで、よい御提言をいただき、御意見として承っておこうかというふうに思っております。ただ、私どもの地域柄としまして、4月、5月、6月、特にこういった時期は水を需要とするそういった耕地、農地といいますか、そういったところが多いということもありまして、やはり側溝等掘削を要するものについては湧水の関係で事業費がかさんでくるというようなこともありますし、早い時期に少し舗装を発注させていただいたこともあったんですが、どうしても天候的に温度が高くなる時期というのは、そのタイヤの跡が、どうしても温度が高いものですからタイヤ痕が別のところまでついてしまって苦情をいただく等が、そういったことがありました。もう一つには歩掛かり、設計単価の関係が年度が変わってまいりますと変わるということも当然考慮していかなければならないことがあろうかと思っておりますので、現状としては、現行の形でもう少し進めて状況を見てまいりたいなあとというふうに思っております。

それから3点目の、建設課と土地改良区との事業推進についてということでお聞きでございますが、これにつきましても、先ほど来申し上げましたように、土地改良区さんの方には基盤整備等いろいろお世話になっておりますので、当然、ケースに応じて協力をさせていただかなければなりませんし、そういった協議が必要なケースにつきましては協議を交わしつつ、連携を図って進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

## ○29番（太田芳郎君）

それでは再質問をいたします。

まず最初に、来年度の予算についての影響はどうかということでございます。

実は私が心配しておるのは、いわゆる合併、平成17年の4月1日から合併をいたしました。当時の合併当初の基準財政需要額に見合った交付税を10年間保証しましょうと。そして、あとの5年でだんだん見直していきますよと、こういう約束であります。そのことは御承知のとおりであります。それともう一つ、合併の特例債の枠、これも合併当初、総枠は決まって、その範囲内で今いろいろな特例債を利用しての事業が進んでおるわけですよ。恐らく、単年度で考えた場合、22年度、来年ですね。来年については、先ほどの企画部長のお話ではありませんが、大した影響はないだろうというふうなことであります。そして、きのうの田中議員の質問の中でも御答弁をされておったわけですが、私の印象としては、行政当局としては若干楽観視してみえるかなあと、そんなふうな僕は印象を受けましたけど、だからそういったところの、先ほど申しましたような地方交付税の問題、合併特例債の問題、それから補助金の問題等々もそうありますが、22年度についてはそんなに心配することはないだろうと私は思っておりますが、しかし、現状を見ておりますと、いわゆる民主党政権は恐らく4年は続くであろうという認識でいきますと、例の先般の選挙のときの民主党のマニフェストを見てみますと、これをどうしてもマニフェストは約束だからといって固守しますと、2年目、3年目、4年目となってきますといよいよ財源が不足してくると私は思うんですよね。したがって、必ずそういった考え方が変わってくることが僕は予想されると、こういうことでありますので、その辺のところを視野に入れながらどのようにお考えになっているか、再度お尋ねをします。

## ○企画部長（石原 光君）

今、議員御指摘のとおりでございまして、決して私どもも楽観視しておるという考え方は持っておりません。議員の方からもお話がございましたように、今の交付税制度、合併初年度プラス10年、その後は5年間段階的に一応減っていくよと。今ありがたいことに合併特例という一つの中で、一本算定という形では今交付税は市の方へは来ていないわけですね。旧の4町村のそれぞれの計算方法のもとで合計されたものが今単純にはもらっているという状況でございます。確かに今、議員御指摘のとおり、決して楽観視はしておるつもりはありません。それだけは御理解がいただきたいと思えます。ただ、いかんせん、今、議員が御心配していただきますように、交付税、あるいは特例債、特例債というのは合併特例法の制度そのものが変われば当然大きく変わるんじゃないかなあというふうには思っていますけれども、ただ、我々としては特例債が一応継続されている中で、やっぱり進めてもらいたいというのが大前提な考えでございます。そして、悲しいかな、今、議員が御指摘のように、きょうこの時点で交付税制度がこうなりますということが言えないのが非常に私としてももどかしいわけです。と申しますのは、例年ですと、いわゆるちょうどこの時期に、県の方が各財政担当課長を招集されて、国の来年度の地方財政計画というのが示されます。その中でいわゆる交付税の総額はこれだけで、出口ベースはこれだけですよというものが必ず示されるわけですが、それに



準じた形で県の方の事業も県の新年度の事業はこういうものに取り組みますよというガイドラインが示されるんですが、全くそういったものがないわけで、ただ、議員が御心配していただきますように、当然我々もそういった支援がある中で合併したのも事実です。ですから当然今後、その10年間というのは当然堅持をしてもらわな、これはまた困りますし、当然その制度についても存続をしていただきたいというのは変わりありません。ただ、いち早くそういった情報の収集に心がけるといふ一つの考えの中で、またその変化があれば議員の皆さん方の方にもお示しをした中でお願いをしていきたいなあとというふうに思っておりますので、決して楽観視はしておりませんので、それだけはよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○29番（太田芳郎君）

これは、先ほど申し上げましたが、いわゆる緊急経済対策を柱とした9兆2,000億円の補正が閣議決定された。この予算の中にも地方を助けるようなぐあいの予算が結構含まれておりますので、先ほど申し上げましたように、来年度22年度においてはそういったものも考えてみると、まあまあそう心配することはないだろうというふうに僕は理解しておりますけど、先ほど申しましたように、2年、3年、4年となっていくと、かなりそういった面で変化が出てくるのではないかと、こういうことを懸念しましたのであえて申し上げたと、こういうことでございます。

いずれにしても、いわゆるいち早く情報をキャッチしていただいて、むしろ、上からおりてくるんじゃないかと、こちらからも積極的に情報収集しながら、その対応に当たっていただきたいと、こういうことであります。もし変化が生じた場合には予算の組み替えだとか財源の振りかえとか変わってきますので、当然、また議会の方に提示をされてきて審議していくということになるかと思うんですけれども、やり方としてはそういう状況に、臨時議会でも開くなり、また定例議会でも間に合えばそういうような格好になっていきますよね。その辺はどうですか。

#### ○企画部長（石原 光君）

そういう事態になっては困ると私どもは思っておりますので、なるべくならないように、今、議員の方からお話ございましたように、早いことやはりこちらから積極的に県に対して情報収集をとるといふのもこれは大変必要なことだと思っておりますので、最悪そういうことになれば、当然また議会の方にも御相談をかけるという形になるかと思っておりますが、そういうことにならないように、いち早く情報収集した中で新年度予算というものを確立したいというふうに考えております。

#### ○29番（太田芳郎君）

先ほども言いましたように、積極的に情報収集をしていただいて対応をお願いしたいと、こういうことでございます。

それで、それに関連をいたしまして、本市の継続事業として大きな事業についての影響はどうかと、こういうことであります。

先ほどの説明の中で尽きるんでありますが、まず駅前広場の件です。勝幡駅前広場の件であります。いわゆるこれは、先ほど話が出ました国費のいわゆるまちづくり交付金の問題です。

ね。これが地方に移管と、こんなような方針であります。当然これは財源を持って移管してもらわなきゃやれないわけでありまして、この辺がどうも国の言っているようなことが若干信用できない部分があるんですよね。だから、これは来年度、即、そういう状況になるかどうか、その辺の見通しはどうなんでしょう。それによってこれは大きく変わってくるのではないかなあと思うんですよね。この場合の国費は5割補助だったんですよね。だからその辺はどんなような見通しをお持ちですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

まちづくり交付金につきましては、議員の質問趣旨の中で5割というお話がありましたが、いわゆる4割程度ということでございます。これも議員御質問の中で言うとおみえになりますとおり、地方・民間等へ移譲するというか、ただ、きのうもおとといも関係の御質問の中でお答えをさせていただいたんですが、都市計画課の方も頑張ってくれておりまして、県の方へもいろいろと問い合わせをしておるんですが、いわゆる上級官庁の方の上の方の機関からも何ともお答えがしがたいという返事しか今現在返ってきていないものですから、先ほど企画部長も予算の編成の中で全体をお答えする中で申し上げておりますように、はっきりしたお答えがしがたいということで、こういったようなお答えをきのうもおとといもさせていただいておりますが、その辺のことで御容赦願いたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

**○29番（太田芳郎君）**

わかりました。

それじゃあ次の下水道関係に入りますが、これも大きな国費が入って現状進めておる状況であります。この辺の見通し、状況はどうでしょう。

**○上下水道部長（飯田十志博君）**

失礼をいたします。

下水道事業につきましても、先ほど企画部長、それから経済建設部長がおっしゃられておりますように、こちらの方もまだ見通しというか、状況がどのようになるのかわからない状況でございます。県の方に確認をしておりますが、県の方も報道等で知り得る限りのことしかわからないということでございますので、よろしくお願ひいたします。

**○29番（太田芳郎君）**

この下水道関係は、いずれにしても、当初、スタートして30年というのが一つの目標であったわけですが、こういう状況になってきますと40年ぐらいになってくるかなあとは思うんですが、いずれにしても、いち早く情報を収集して、対応できる体制をとっていただきたい、こんなようなことを要望しておきます。

それから給食センターだとか総合斎苑につきましては、主な財源は、ちょっと間違っているかね、特例債だったんですよね。特例債を活用していくということです。給食センターはどんなふうな中身だったんですかね、ちょっと今ど忘れしておりますが。

**○教育部長（藤松岳文君）**

建設につきましては合併特例債を使用して建設をしていくという方針でございますので、よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

○29番（太田芳郎君）

これも先ほどと同じ状況でありますので、いち早く情報収集して対応を考えていただくと、こういうことでもあります。

それから広域農道であります。これは直接愛西市が手がけておる事業ではありませんが、県営で行われておる事業であります。そこで、国の仕分け作業の中でいわゆる農道整備につきましては、先ほど話がございましたように大変厳しい状況になっておりますよね。そうしますと、八開地区がかなり進んで、そして立田地区に入ってきて、立田地区でストップしている状況が一部ありますけれども、そして西保地区で、ちょうど名鉄の上の部分が一応半分ぐらいできたのかな、そんなような状況で、これ、将来、あのままの状態が残ってしまうんじゃないかなあ、と懸念をしておりますが、この広域農道のいわゆる財源の内訳ですね。その辺についてちょっと担当者で教えてください。

○経済建設部長（篠田義房君）

事業費を100と置きますと、国が50%、県が45%、合わせて95%。残りの5%を市町村が負担となっております。仮にある一定区間、事業費を10億円という数字を置きますれば、9億5,000万が補助金で、5,000万が市町村負担という高率補助の県営事業であります。

○29番（太田芳郎君）

今お話がありましたように、この広域農道の建設事業というのは、非常にありがたい制度ですよ、考えてみれば。市町村負担が5%、いわゆる95%が補助金でやっていただくと、こういう形でありますので、しかも県営で行われているわけでもありますので、非常にありがたい制度であることは御承知のとおりであります。そこで、これが発足した当時、私は当時、合併以前の話でありますので、私は佐織町でございましたので関係市町ではございませんでしたので、いわゆる八開、立田、弥富、ずうっといくわけですね。関係の方で協議をしていただいてこれがスタートをしてきたと、こういう状況であります。したがって、当時のことはよくわかりませんが、立田地区で何かいろいろあってストップしてしまったということをお聞きしておりますが、その辺の事情について、わかる範囲でいいですが教えてください。

○経済建設部長（篠田義房君）

いろいろあってストップという形じゃなくて、事業の見直しがなされたというものです。広域農道の計画図面を見ていただきますと、すべてが95%補助という形じゃなくて、立田地区の南の方の地区で計画になっております路線については別途事業でやりなさいという形にもなっております。このような御答弁で御答弁になるかどうかわかりませんが、御容赦願ひしたいと思います。

○29番（太田芳郎君）

正直言ってあんまり、私も聞いておって何が何やら正直言ってわかりませんが、いずれにしても、当時何があったかわかりませんが、先ほど話がありましたように非常にありがたい制度で、こういう事業こそ僕は進めるべきだと思ふんですけれども、いわゆるこの失われた何年か

は知りませんが、五、六年か六、七年になるんじゃないですかね。そういうことから考えますと、我々の地区としては大変大きな損失を受けたなあ、こう言わざるを得ないんですが、その辺の御認識はどうですか、部長。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

先ほど、パーセンテージだけじゃなくて、仮に1区間10億円事業費がかかるとすると、9億5,000万円は補助金で5,000万円が市町村負担と、具体的な数字で、仮の数字ですけど具体的な数字で申し上げました。だからその辺、どう考えているんかとおっしゃると、広域農道ですとやっただけの計画の中で、広域農道で当初の計画どおりやっただけのものであれば大変ありがたいと思っています。といいますのは、立田庁舎のちょうど南側の幹線道路をもう少し南へ行っただころまで、当初の計画では、先ほど議員が御質問の中で言っておみえになるような高率補助である広域農道の事業の中で整備をしていくという計画になっておりました。それを、先ほどもお話ししましたように、事業計画の見直しがされて、一部それが外れたということです。外れたのは立田庁舎から西側の部分ですね。鶯戸川に新しく橋がかかりましたが、そのところまで、広域農道は事業として該当しないという形になりましたので、そういう意味からすれば、地元にとってみれば、当時、神田義俊村長の時代だと思うんですが、地元の方からあの道路を整備してほしいと要望がありました。本当に狭い道だし、傷んじゃって何ともならん道なんで整備してほしいという中で、当時、神田村長が、広域農道の計画に入っているんでもうしばらく我慢してくれ。広域農道でやれば、議員が質問趣旨の中で言っておみえになるように、95%の高率の補助できちとした道路ができるんだから、もう少しこらえてくれ、こらえてくれという状況の中で、県の方から突然事業の見直しをしないと話がありました。それにより、例の私がお話しした箇所は広域農道の計画から外すという形になりましたので、最初にお話ししましたように広域農道ですとやっただけのものであればやっただけのよかったなあと思うわけなんです、いかにせん、これ、私どもだけの力では何ともなりませんので、結果としてそういう結果になったというのは非常に残念に思っております。

#### ○29番（太田芳郎君）

当時、私は関係ない市町でおりましたけど、この計画が持ち上がった時点で、これは大変いい事業だなあ。我々も隣接の町村として期待をしておったわけですけども、残念な結果になってしまったと、こういうことあります。

それから、次に行きますが、予算執行の中のまず1点目の問題ですね。

これは、私が申し上げたいことは、いわゆる土地改良区域と土地改良区域外の話であります。土地改良区域については当然土地改良は整備していくのは当たり前の話なんです、問題は、いろいろ事業が要望として上がってきた場合に、いわゆる経済建設部の中には建設課と農業土木課というのがありますよね。そこの横の連携をとりながら、例えばこの事業はどちらサイドで行けば有利になるかと、こういう横の連携をぜひやってほしいということをお願いしたいわけなんです。そこで、なぜこういうことを言いますと、私は担当課長にもいろいろお聞きしたんですが、正直言ってやっておられないという返事が返ってまいりました。そこで、土地改良

区域内のことについては問題はないんですが、土地改良区域外でも、これは県費補助をとる制度があるんですね。あるんですよ。ですから、その辺のところを有効利用して、補助金をもらえるものはもらった方がいいに決まっているんですよ。だから、そういう制度をうまく活用して、そして少しでも市の持ち出し分を少なくして、浮いた金は次の要望にこたえていくと、こういうことになるわけでありますので、ぜひとも僕はそういう横の連絡をとっていただいて、協議をしていただいて、そして、大体農業土木サイドの方が建設サイドよりいろんな補助事業に対象する機会に恵まれているんですよ。これは御承知のとおりであります。その辺は、きょう農業土木課長がお見えになりますのでよく御存じだと思いますが、農業土木サイドはいろんな補助制度があるんですよ。あるいは、そのやり方によっては県にお願いする方法だってあるんですよ。県営でやる方法だってあるんですよ。

これは、僕、参考のために申し上げますが、ちょっと手前みそになって恐縮であります、昔、海部北西部地盤沈下対策事業というのがありまして、いわゆる町方水路、旧佐織町の町方水路ですね。十二城からずうっと西の方へ来て、そして甚目寺・佐織線のところにダイハンがありますね。ダイハンの裏側の道を通って、そして県道祖父江線ですか、あれを横切って松川まで行く幹線水路がございますね。これは今から7年ぐらい前だと思いますが、あの事業は改修が行われて、いわゆる地盤沈下対策事業で改良が進んできたわけですね。ところが、御承知のように幹線水路というのは必ず両サイドに管理道路が必要なんですよ、管理道路が。両サイドにつくるんですよ。これがないと該当しないということでありますので、そういうことで進んできたが、今から7年ほど前だったと思いますが、多少違っているかもしれませんよ。記憶で言っていますので。要するに、管理道路の用地買収がうまくいかなくてストップしていると。これは土木課長は御存じですよ。昔の話ですけどこれについてね。それを、その後ずうっとストップになって、現状でほかりっ放しになっちゃったんですね。ところが、ああいう施設といえども、土地改良施設もすべてそうなんです、永久にもつ施設は一つもないわけです。時間がたてば老朽化して壊れてくるわけです。何とか直さなきゃいかん。しかも、あの水路はまさに名前のおり幹線水路でありますので、いわゆる町方地区、それから草平地区の水を一手に引っ張ってきて、いわゆる新堀川から昔の東洋紡のところの排水機で、あれは領内の関係でありますけど、それから領内川に吐き出すと、こういうことになっているんですよ。それを、つい最近になりまして、地元の方から強い要望が土地改良を通じて私のところへ参りました。そこで、私としては、これは土地改良サイドでもやってやれんことはないんですよ。県費補助をもらってやるんですけど、御承知のように非常に時間がかかるんですよ。今回残っている部分を積算しますと約9,000万かかるんですよ。大変なお金がかかるんですよ。ところが、まさにあそこは排水路の生命線でありますので、何とかしなきゃいかんだらうということで、私なりに知恵を出して、どういう方法が一番いいだらうかということで、土木課長に若干相談したと思うんですけど、農林水産部へ行きましていろいろ協議をした結果、1年かかりました、これ1年かかったんですよ。やっとな緊急防災事業という形で、これは県営です。県営でやってくれるんです。予算1,000万をつけてくれまして……。

[発言する者あり]

県営じゃないか。土地改良でやるのか。緊急防災事業だよ。

いずれにしてもいいや。とにかく枠1,000万、やれることになったんですよ。やれることになりました。そこで、これは本当に皆さんにお見せするといんですけど、ここに詳細のあれがあるんです。これは僕は県に行ってコピーをとってきました。それでやることになったんですよ。ありがたいんです、非常に。だから、先ほど言いましたように、建設課と農業土木課といろいろ協議していただいて、最善の方法で事業を進めてもらいたいというのが私の今申し上げたいことなんですわ。その辺、担当課長でも結構ですし、部長でも結構でございますが、どうですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

細かい事業の内容につきましてはまた後ほど課長の方から御答弁させていただきますが、その質問趣旨であります、建設課の方、農業土木課の方、土地改良の方、連携をとっていくというのは議員おっしゃるとおりで、いろんな意味で連携をとって進めていかなきゃいかなあと考えています。ただ、補助をいただいてやっていく事業ということになりますと、やはり、どこが管理者で、どういうためのどういう事業として行うというこの辺の問題も出てきますので、また、太田理事長さんという土地改良区の理事長さんのお立場もありますので、またいろいろと、先ほどお聞きしたようなお話も承りながら、改良区の方と連携をとって進めていくということについては御一緒に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

細かいことは課長の方から御答弁させていただきます。

**○農業土木課長（飯谷幸良君）**

それでは失礼をいたします。

まず、補助事業に当たりましては、愛知県補助金等交付規則、それと愛知県土地改良事業等補助金交付要綱がございます。当然そちらの方には採択基準、あるいは補助率等、細かいことが規定をされております。その採択基準にのっとりものであるれば、沿うものであるれば、当然、先ほど申しましたように市の方でも、あるいは土地改良区の方でも相談をしながら基盤整備を進めていきたいと考えております。

**○29番（太田芳郎君）**

先般、一番最近の事例を申し上げますと、旧佐織町であります、南河田と諸桑地区で農道舗装が行われていますよね。あそこは土地改良の区域外、昔は土地改良があったんですけど解散してしまったから今は土地改良の区域外になっております。その場合、例えば区域外であっても、これはいろんな制約はありますよ。例えば市道認定とかいろいろな問題がありますが、少なくとも、あの場合、農業土木課と協議されて事業を進められたのか、その辺は僕はわかりませんが、やり方によっては、いわゆる県費補助がとれるところではないかなあと私は思うんですよ。それはどうするかというと、土地改良は区域外ですから、土地改良の名前を使えないんですよ。ですから、その場合はどうするかというと、例えば市が事業主体になるとか、あるいは、あの辺は日光西悪水の関係水路が走っておりますよね。だからそういう関係ですから、

日光西悪水の形で予算確保、県費補助をとるとか、いろんな考え方があると思うんですよ。だからその辺は、そういう協議をなされて、そしてやむを得んから建設サイドで行ったと、こういうことであるならば私は納得しますが、その辺が今のところちょっとどうもよくわからないと、こういうことでありますが、私は事業を進めるなど言っているんじゃないですよ。だから、言い方は悪いですけど、悪賢く考えて、少しでも補助金をもらった方が市のお金を持ち出さないからどうですかということを行っているんですよ。土木課長、どうですか。

#### ○農業土木課長（飯谷幸良君）

先ほど申しましたように、県の採択基準がございます。当然、単県事業ですと総枠もございます。例えば農道事業でそちらの方に使えば水路の方に回せないとか、そういった形もございますので、市道認定がしてあるところにつきましては建設課の方でお願いをしております。

#### ○29番（太田芳郎君）

だからね、そういう答弁をされると、じゃあすべて市道認定してあるところは建設サイドでやらなきゃいかんということになりますよ。だから、原則はそうなんだけれども、原則はそうなんだけれど、例えば土地改良で水路とか道路が、これは土地改良区によって違ってきますよね。我々佐織町土地改良区は、その水路とか道路は土地改良区の財産になっておるんですね。それから、佐屋町においてはもう市に移管されているんですよ。そうすると、佐屋町の場合もう土地改良区は要らなくなるんじゃないですか。やる必要はないじゃないですか。賦課金まで払ってやる必要はないじゃないですか。市が全部面倒見てくれればいいと、僕はそういう理屈になると思うんですよ。だから、その辺は、基本的にはそうなんだけれども、そこは上手に立ち回って事業を進めていただくのが私は愛西市にとっていいんじゃないかと、こういうことが申し上げたいんですが、どうですか。間違っていますか、僕は。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

御意見、ありがとうございます。また、きょうこれの議論だけで終わるわけではありませぬので、また今後そういった細かい点、いろいろ理事長さん等のアドバイスもいただきながら考えてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

#### ○29番（太田芳郎君）

私も今の立場でおる以上、協力を惜しみませんので、お互いに知恵を出し合って、少しでも愛西市のためになるような事業の進め方を模索していきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

それから、時間が来てしまいましたが、最後に、地域要望の見直しのことを申し上げましたが、本来、我々の土地改良区もそういう業者の暇な時期に、暇な時期というのか、大体土木業者というのは4月から恐らく9月ぐらいまでは仕事のない時期なんですね。ですから、そういう時期にやれば私は比較的安くできるのではないかなあと思うんですよ。だからあえて申し上げましたが、もちろん早い時期になりますと4月の終わりぐらいから水が入って、稲作の問題が絡んできますので、それは水路だとかはできませんよ。だから、できるものについてそういう方法をとったらどうですかということを行っているんですよ。どうですか。

○建設課長（恒川美広君）

今の私どもの考えとしては、4月から6月に発注するという事になれば、当然、前年度に要望をとって、測量等も絡んでいきますので、そうすると年始から年度末、要するに12月から3月までの間にそういう作業をしなければならないということになります。そうしますと、現行の年度の工事が、その時期が一番忙しい時期でございまして、職員がそこまでちょっと手が回らないという実情がございまして、それにしても極力今後早く発注してまいりたいと思えます。よろしくお願ひします。

○29番（太田芳郎君）

時間が来てしまったので、まだ一つ大きなことを申し上げたかったですけどやめておきますけど、いずれにしても、少しでも経費を安く上げるために最善の努力をしていただきたいと、結論はそういうことなんです。ですから、ぜひともそういうことを、先ほど申しました連携の話もそうでありますが、そういうスタンスでぜひ進めていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（加賀 博君）

これで29番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時40分再開といたします。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位11番の25番・加藤敏彦議員の質問を許可いたします。

○25番（加藤敏彦君）

住民が平和で安心して暮らせるまちづくりを進める立場で一般質問を行います。

きょうは4項目の一般質問を行います。第1項目はまちづくり市民会議の提案について、第2項目は塩田センターの跡地利用について、第3項目は勝幡駅前広場事業について、第4項目は生活保護行政についてです。市当局の誠意ある答弁を求めます。

まず、第1項目のまちづくり市民会議の提案についてであります。まちづくり市民会議第1回提案の大会が、9月27日、佐屋公民館において開催されました。まちづくり市民会議とは、平成20年度からスタートした第1次愛西市総合計画の策定・推進に当たって、市民参画の手法を踏まえ、この計画の策定段階から、市と市民の協働によるまちづくりのために、まちづくり市民会議が公募で設置されました。この市民会議では、総合計画で設定した明確な成果目標の達成状況を評価するための市民にもわかりやすいまちづくり指標の設定を行うこと、まちづくり指標の推移をもとに、市民の目線でまちづくりの進みぐあいの確認や評価、生活課題の改善に効果のある事業等の提案を行うことに取り組んでおります。今回の提案の大会では、三枝まちづくり市民会議会長より、「私たち市民会議のメンバー一人ひとりが、住みよい愛西市をつくりたいという情熱を持って集まり、まちづくり市民会議として活動してきました。市長職員



と市議員と市民会議のメンバーの三者は、協力・協働して市政を進めていくため、きょうをスタートにして発展することを期待します。市民会議の3年半の論議と活動を通じて、第1にあらゆる分野に市民参加を大胆に進めていくこと、第2に市民の持っている能力と情熱を生かし切っていくこと。この提案の大会の内容は、総合計画実現と行政の世路への接近を目指すものであります」とあいさつがありました。

そして、三つの部会から提案が行われました。

産業・都市基盤部会では「地産地消の実現に向けて」という生活課題に向けた事業提案が行われました。事業として、地場農産物の販売拠点及び流通経路開拓事業の提案、期待される効果として、一つ目に、消費者の食卓に愛西市でとれた安心・安全な食べ物が提供される。二つ目に、生産者は適正な収入と後継者を得て、安心して農業を行うことができる。三つ目に、愛西市の中に食のネットワークがつくられ、農業が持続可能なものになる。そして地産地消の実現ができるというものでした。

次に、福祉、保健・医療、安全部会では、高齢者福祉が進んでおり、年をとっても安心して暮らすことができるという生活課題に向けた事業として、たまり場コーディネーター養成事業が提案されました。目的として、高齢者が歩いていける距離に多くのたまり場をつくり、関心のある人たちと連携しつつ、地域の支え合いを浸透させ、地域で行えることは地域で行う機運を醸成し、地域のマンパワーをつくり出していく。

そして三つ目に、生活環境・教育、文化、スポーツ、地域コミュニティ部会では、きれいな空気とよい環境が維持されているという生活課題に向けた事業として、リバーサイドガーデン事業が提案されました。事業内容として、河川堤防、排水路堤防を活用し、市民が一坪ガーデンをつくり植樹活動に参加する。行政と市民の協働を行う。協働でイベントを計画し、楽しい市民参加の場づくりを行っていく。

それぞれの部会でまちづくりを期待した提案が行われました。

愛西市で初めて行われた市民からの提案、まちづくり市民会議の三つの事業提案に対して、市としてどのように評価されているのでしょうか。提案された事業をどのように具体化されていられるのかお尋ねをいたします。

第2項目として、塩田センターの跡地利用について質問をいたします。

海部地区環境事務組合の塩田センターには、これまで県に防災ステーションを要望しているとの答弁でありましたが、このたび、日光川防災ステーションの進入道路が平成22年度につくられることになりました。防災ステーションは塩田センターの南側の一部に計画されます。議会にもパンフレットが示されましたが、この施設はいつまでに完成するのか、どのくらいの予算がかかるのか、どのように管理されるのか、また住民の利用ができるのかどうか、お尋ねをいたします。

次に塩田センターの跡地利用ですが、塩田センターの建物については、平成22年度、23年度で解体する計画が示されておりますが、その後の跡地利用では耐水性の貯水タンクの設置を県に要望しているという話がありますが、どのように利用するのかまだ明らかになっておりませ

ん。愛西市の都市計画マスタープランでは、佐織地域のまちづくり計画の中で、将来像として、特にごみ清掃工場跡地については、周辺を初めとした既存の桜並木の活用や利用の検討を進める必要がありますと述べております。日本共産党が今回提出した予算要望書においても、塩田焼却場跡地に住民が利用・交流できる施設を建設することを要望しております。愛西市として、環境事務組合に対して塩田センター跡地の利用計画を作成すること。その中で、市として既存の桜並木を活用した利用の考えがあることを伝えることが必要だと考えますが、市長の考えをお尋ねいたします。塩田センター跡地の利用について、既存の桜並木につながるような桜公園を整備するとか、市民の皆さんがウオーキングコースとして利用したり、コミュニティー推進協議会が行ういきいきウオークのコースになったりいたしますが、トイレのあるような休憩所を設けるなど、市民に喜ばれる計画をぜひつくっていただきたいと考えます。

また、関連して緑苑プールについてお尋ねいたしますが、この清掃工場の塩田緑苑プールの廃止が表明されておりますが、その時期はいつを考えているのか。清掃工場の解体とあわせてこの廃止・解体を行うようなことがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

第3項目めとして、勝幡駅前広場事業についてお尋ねをいたします。

この事業については、議案第83号、また昨日の一般質問でその内容が明らかになっておりますが、さらに深める立場で質問を行います。

まず用地の取得であります。対象59筆のうち現在57筆まで土地開発公社で買い取りができたという説明であります。あと2筆についての見通しですが、どうでしょうか。場所によって工事の進捗に影響が出てくると思いますが、名鉄線路の北側なのか、南側なのか、どちらでしょうか。物件についても、48件で97%の進捗率という答弁でありましたが、残りあと何件で、見通しはどうでしょうか。位置的にはどちら側になるのでしょうか。

二つ目に事業予算についてですが、総額20億で、今回、土地が12億。ということは工事費は8億でよろしいでしょうか。工事についてはまだ実施設計ができていないので、正確な金額が出せないということですが、実施設計はいつまでに完了できるのでしょうか。事業予算については、政府の事業仕分けの中でまちづくり交付金が見直しの対象になっているということで、住民の中には不安が出ておりますが、これまで事業費の4割を見込んでいたまちづくり交付金もし廃止されたり減額されたりした場合、財源についての考えはどのようなのでしょうか。事業計画を見直していくのか、合併特例債で補てんするのか、どのような対応が考えられるのでしょうか。

三つ目に、踏切の改良工事、踏切に歩道をつけてほしいというのが地元住民の強い要望です。これは佐織町時代から早急に改良を行うよう私も求めてまいりましたが、昨日の一般質問で平成23年度での答弁がありましたが、周辺対策事業で行う踏切改良工事は、用地の取得、実施設計、事業予算、財源、完成予定、どうなっているのか詳しい説明を求めます。

四つ目に、今回の勝幡駅前広場事業との関連で、勝幡南地域の浸水問題の解決、また小津橋から勝幡駅の道路で内田歯科のある交差点については安全が危惧されますが、改良については検討されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

第4項目めですが、生活保護行政についてお尋ねをいたします。

世界不況により、昨年末には首都東京に派遣村がつくられ、日本の社会保障の貧困さを国民が知るところとなりました。愛知では失業し生活に困窮された方々が名古屋市の中村区役所に向かい行列ができる状況になりました。ここではボランティアによる炊き出しや相談も行われているため、愛知県内でなく近隣の県からも人が集まってくる状態です。これまで生活保護の申請には、住所があることや生活保護の決定までに約2週間かかることなどが普通でありましたが、派遣切りなどで住居も生活の糧もなくなった方に対して直ちに対応することが求められ、生活保護行政のあり方も見直されました。3月21日には厚生労働省保護課長より「食や住まいを失った方々への支援の徹底について」という通知も出ております。

愛西市の生活保護行政についてお尋ねしますが、ことしあった事例であります、住み込みで働いていた方が突然雇用主から追い出され、市に相談をされましたが、住まいの確保に3日かかるということがありました。今の経済の状況は、雇用が好転するどころか、悪化が一層心配されます。そういうときに、住民が憲法が保障する人間らしい生活を保障するために雇用の対策や生活保護行政の充実が求められます。政府もこの雇用対策やハローワークにおいてのワンストップサービスなどの試行を行っておりますが、市においても、困った人が放置されることなく、普通の生活ができるように対応をしていただきたいと考えます。愛西市の生活保護行政は名古屋市に比べますと不十分な面があると思いますが、改善すべき点についてどのように考えておられるでしょうか。

以上の4項目についてお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それではまず第1点の、まちづくり市民会議の提案の関係についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、このまちづくり市民会議の設置、それからこの役割といいますか、活動内容につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりでございます。それで、御案内のとおり、第1回の提案の大会が、これは市民会議の皆さん、いろいろ勉強され、研究されて、この9月27日に行われたわけございまして、先ほど申されましたように、その三つの部会からそれぞれの事業提案をいただいたわけでございます。そうした提案をいただいた後に、当然、私も市といたしましても、その各部会と関係課と提案された事業について、意見交換会といいますか、お互いがやっぱり事業の内容というものを理解しなきゃいかんだろうと。もう一つは、市の方の今取り組んでいる事業、よく似通った事業がある部分も当然まちづくりの市民会議の皆さんが理解をしていただく必要がありますので、そういった意見交換会というものも実施しております。

それで現在の状況でございますけれども、今、そういった意見交換会を踏まえた中で、市としてはその中身についての評価ですね。そういった中身についての整理を進めておる、原課において整理をしていただいておりますのが現状でございます。そして、その一つの項目でございますけれども、例えばその提案の事業が重要な生活課題の改善に有効かどうかという一つの視点。

それから、市の事業として実施するのが適当かどうか。それから実施にかかる費用と事業効果との関係はどうか。また、実施に当たり発生する問題がないかどうか、こういった観点でそれぞれ、原課の方、意見交換をした中で、今整理をしてもらっているというのが現状でございます。それで、当然ながら、市の方向といいますか考え方を皆さん方の方へお伝えをしなければなりませんので、市民会議の皆さん方が予定されている全体会議が年明けの2月に予定をされております。したがって、当然ながらその全体会議に、今現状整理をしております三つの提案に対しての市の考え方でですね、それをお伝えをしていきたいなあとというふうに現時点では考えております。ですから、内容の今整理をさせていただいておるような現状でございますので、そういった中での今状況でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、日光川の防災ステーションの関係について何点か御質問があったわけですが、そちらの方をお答えさせていただきたいと思っております。

この前、11月30日に、議員もおっしゃってみえたように、防災ステーションの起工式ということで式典が開催されました。しかし、その完成予想図的なものはパンフレットの中に刷り込んで、きょう、私、当時の新聞記事も持ってきておりますけれども、ヘリポートとかバックヤード、そういったもろもろの防災に必要な施設はそこへつくっていききたいというお話は出しましたが、実際のその防災ステーションの総事業費が幾らになるかということは、お話がまだこちらの方へ届いておりません。事業費の方もお話がなければ、じゃあできた施設、あとどこが管理をしていくんだとか、一般市民の方がそれを利用できるのかという具体的なお話は、まだ私ども市町村の方へはお話に来ておりませんので、お許しがいただきたいと思っております。

それから、勝幡駅前広場の関係でも何点かお聞きでございますが、議員は地元の議員さんでありますので、私どもこれから交渉していくについて、どこどこというのはできたらお許しが、現場を見ていただければ、残っておる土地とか残っておる建物が大体お話がまだまとまっていないところということで、公の場でございますので、今後の交渉事の関係もございましてお許しがいただきたいと思っております。

おっしゃってみえたように、土地については2筆ですね。それから物件については4件、まだ契約調印という形にはなっておりませんが、工事としてはきのう、先日と御答弁させていただいておりますように、24年度、25年度の2年間を予定いたしておりますので、鋭意、それまでに片がつけられるように努力をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、おっしゃってみえたように、これは土地、物件、公社の利率、管理費の関係もありますので、この前の議案第83号の中で総務部長が説明させていただいておりますように、概算でしかお話が今現状の中でできない実態にあります。したがって、総事業費の20億というのもあくまで概算でありまして、その内訳として、一応現時点におきましては8億円程度を工事費に充てたいという計画予定をいたしております。実施設計につきましては、22年度、一応発注をして、数字を固めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを

いたします。

それから財源のことについては、これもきのう、それからおととい、きょうも、関連してほかの議員さんの方からも御質問がございましたが、まだ、確かに事業仕分けの中である程度の方角づけはされたというものの、決定でもございませんし、愛知県等のいわゆる上級機関の方へ問い合わせしても、返事が返ってこないというのが今現時点での実情でございますので、きのう、おとといと同じような御答弁になろうかと思えますけれども、国、県の動向を注視しながら、得られる情報というのやいろいろなところから情報を収集するという中で考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

それから、踏切の関係についてもお聞きでございますが、これにつきましては、国庫補助、一応50%ほどをつけていただく見込みということで動いておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、交差点の改良等につきましても、公安の打ち合わせを終えまして、一応計画の形で進めたいというふうになっております。

それから浸水ということを質問趣旨の中で言うておみえになりますが、排水の問題についてもきちっと実施設計の中で検討課題の一つとして考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

私の方からは以上です。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、塩田センターの跡地利用の関係についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、議員申されましたように、環境組合の方で管理といいますか、所有でございますので、そちらの方に確認いたしましたところ、本体の取り壊しにつきましては平成22年の9月ごろから23年の9月ごろ、これを予定しているということでございます。その後ステーションの計画がされるというふうにお聞きをしております、今後、地元と協議をして検討していく方向であるというふうにお聞きをしております。

また、跡地の利用、公園とかでございますが、これにつきましても、今後地元と協議をして検討していくということでございますので、今後、管理者会とか組合議会の方において説明・報告があるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは生活保護の件についてお答えをさせていただきます。

昨年来、生活保護の窓口におきまして、申請書も渡さないですとか受け付けもしない、要は水際でお断りするというような事例が全国で見られているというようなことがニュース等になっておりましたが、私どもも、国、あるいは県の方からそういったことのないようにということで指示が来ておまして、相談にお見えになられますと、パンフレット等をお渡しして、制度の内容をよく説明をいたしまして、申請の意思のある方にはきちっと申請書もお渡しして、申請があれば、その後、調査をさせていただいて結論を出させていただくというような、そのようなことで、国・県の指導のもとに制度の運用を図っているところでございます。

## ○市長（八木忠男君）

加藤議員の質問に、塩田センターの件でお答えをいたします。

跡地利用で市が具体的な提案をしているかということではありますが、具体的にはまだしてございません。御案内の防災センターにつきましては、先般、起工式で堤防進入道路という内容でございまして、完成予想図もお示しをしたところの範囲でございます。

そして、跡地については今後、また組合の方で協議がなされていくということで、土地の利用につきまして、旧佐織時代にはあの跡地は旧佐織町へ時価相当で払い下げるといような内容でありましたけれども、愛西市としてあの跡地を買い受ける状況でないということを伝え、組合管理ということで進むと思います。組合の運営の中でも、正・副管理者会では緑苑プールの件につきましては、土地は無償貸与、プールの方につきましては無償譲渡ということで長年利用してまいりましたが、来年度はまだ利用をし、その次からは取り壊しというような考え方があるようでありますので、そんなことで、取り壊しについても愛西市は無償譲渡を受けたんですが、取り壊しは組合の方でよろしくということをお願いをしているところであります。グラウンドもありますし、今後いろんなそうした整備については検討協議がなされると思います。加藤議員におかれましては組合議員でありますので、またそうした場でもいろんな御提案をしていただけたらと思っております。以上でございます。

## ○25番（加藤敏彦君）

再質問に入っていきます。

まちづくり市民会議の提案の大会を行われて、企画部長の方からはこれに対するの答弁がありましたけど、市長の感想というか、受けとめについてお聞きしたいと思います。このまちづくり市民会議の提案というのは、これまで市長もそうだと思いますし、私たちがそうだと思いますが、やはり市民の皆さんにこういう提案をしていただく、評価をしていただくということは初めての体験でありますので、どのようにこの提案を受けとめられたのかお聞きしたいと思います。

## ○市長（八木忠男君）

この市民会議の提案の件につきましては、私、最初の公約ということでお願いをしてまいりまして、県内でも数カ所しかまだこうした内容でもって進めてみえないということも聞いているわけで、先進地も勉強させていただきながら今進めているところであります。まさに市民の皆さんの、代表の皆さん、市民会議の皆さんのいろんな考え方、協議の中を御提案をいただき、私どもがそれを判断して市政に反映させるべくということではありますが、せんだってあの会議の後で「委員さん、残ってください」と、後ろで聞こえた声ですが、「これからは予算獲得だ」というようなお話が聞こえてまいりまして、「えっ」と思いました。そうした会をお願いしているというのとらえ方はしてございませんし、またそういう会であってはいけないというような考え方を持ってございます。提案していただく内容を十二分に、先ほど部長が答弁させていただきましたような、検討させていただいて対応してまいりたいと思っております。

## ○25番（加藤敏彦君）

企画部長が答弁いただきましたが、来年の2月にまた全体会が予定されているので、そこに市としての評価を答えたいということですが、もう少しそれぞれ、例えば直売所ならば経済部長が関係するのではないかとか、それからたまり場だと福祉部長が関係するのではないかとか、そういうふうと思うんですけど、それぞれの担当部長のコメントなどはいただけませんか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

経済建設部長からのコメントということなのですが、先ほどの発表があった場で、名古屋大学の後先生が講評といたしますか、発表の後、少し言葉を添えられたんですが、確かに提案としていいことだと思っております。現実には、今の道の駅立田ふれあいの里ということで、農産物の直売の関係もおかげさまで順調に伸びておりますし、議員も質問趣旨の中で言うとおみえになるように、それが、より新鮮なものを、また一方では地産地消の一翼を担うということで現実にはいい道を行っておるんですが、ただ、今その一方で、家庭でつくったものをじゃあうちで食べ切れないから持っていくという形のことで御発言された方がありましたよね。私もその席におったんですが、実際、直売所を設けてその運営をしていくということになりますと、当然、継続性の問題が出てまいりますし、今度はいわゆる企業として成り立つ、そういったことも十分配慮していただかないと、確かに安全で安心で愛西市でつくったものを愛西市の人が食って消費していただくということは私も賛成なんですけど、たまたま私のつくったものが今この時期にたくさんあってうちで食べ切れないから食べていただくということで、それを直売所で売るということになると、今度、さっき言ったみたいに継続性の問題と、そこで売られる企業としての運営が成り立つかどうかという問題、それにやっぱり直面してしまうと、やはり現実味として難しいのではないかとというふうに、担当させていただいているサイドとしては考えております。私の方からは以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

私どもにはたまり場コーディネーター養成事業ということで提案をいただいたわけですが、10月13日、担当の部会の方々とお話し合いの場がございまして、いろいろお聞きをいたしました。そんな中で、委員さんの中からも、一度自分の地域でもやってみたいというような方がお見えでしたので、こういった事業につきましては、全国的に見ましても社会福祉協議会がいろいろやっておるところが多いものですから、10月13日には社会福祉協議会の職員も出してもらったわけですが、提案の大会のときにも来ておりましたんですけれども、そういったことで、今、やってみたいと言っておられた方、それからボランティアの方も入っておられましたが、そういった方と今、いろんな近隣のところをちょっと見て回っていると、そんなような状況でございます。

#### ○25番（加藤敏彦君）

リバーサイドガーデン事業の方も、経済部長ですかね。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

すべて私の部署で承るわけじゃないんですが、例えば、質問趣旨の中で議員が言うとおみえ

になりました堤防敷とか道路敷、すべてが、私、いけないというわけではないわけなんですけれども、一つ例をお話しして、それが私どもの考えというふうに受け取っていただけたらと思います。永井議員の中の質問で鵜戸川の護岸工事の折の話とか整備の話が出ておりましたが、鵜戸川の幹線排水路につきましては、海部北西部地区地盤沈下対策事業ということで、これも94%を国と県の補助で、6%が市町村の負担という高率の補助で護岸工事を進めてまいりました。もう何十年も前、いわゆる納税組合があったときに、地元の方へ組合員さんが税金を回収されて納めていただいたお礼ということで報奨としてお出しをしていた時代がありました。その金で鵜戸川端へ管理者に言葉もなく桜の木を植えられました。今は立派な桜になっておりますけれども、護岸の整備のときに、それをもちろん総代さんにお断りしながら、当然、枝を払わないととても矢板鋼護岸工事ができませんので、この辺とこの辺とこの辺、この辺のこの枝を切らしていただきますというお断りをしたんですが、総代だけの一存でいかんがやとおしかりを受けました。おれら納税組合の者でつくったものだぞと、ひどいおしかりを受けた覚えがあります。それで、管理者の立田輪中の方へもお話をしたんですが、当然しておりますのでしたんですが、私どもはこれは認めていないんで、伐採していただいてもという言葉も当時ありました。ただ、せっかく植えられて立派な桜の並木風景になっておりますので、何とか御了解をいただくについて、枝を払わしていただきたいとお願いしました。それで御了解願いたいというお話を進めてきて、当時、大変なおしかりを受けた覚えがございます。それでそのときに、まだ話がついたでよかったんですが、防災の事業として海部北西部地区地盤沈下対策事業というのはやっているわけなんですよ。住民の皆さんの生命・財産を守っていくためにきちっと整備をしていくことが大事なのか、その景観、見た目がいい、そういう桜並木、両方大事なんですけど、どちらがいいかという話になったときに、私どもとしてはやっぱり住民の皆さんの生命・財産を守るその護岸工事をすることがいいのではないかなあと思ったんですが、たまたま折衷案で話がついたからよかったようなものの、それが支障になって工事がしていただけないということになると、これは何らかのときに大きな損失を伴うことになりますよね。当然、リバーサイドの方でお考えになっている案についてもいいことではありますので、支障がないとか、管理者側がいいよというような、管理上問題にならないよということであればいいんですが、すべて市が管理している箇所だけではございませんので、その辺の協議をして詰めていくということが大事なのではないかなというふうに思っております。本来の施設は何の目的のためにつくられているかというのをやはりもう一度お考えいただくと一番いいのかなというふうに思います。

#### ○25番（加藤敏彦君）

三つの事業の提案に対して、担当する部長の方からコメントをいただきました。企画部長が言われたように、中身の評価として四つの物差しで評価を出していきたいということがやっぱり基本というか基準になっていくように、今の答弁を聞いて思いましたので、また2月の全体会での市の評価を、積極的な評価を期待しております。

それでは第2項目めの塩田センター跡地の利用ですが、防災ステーションの事業内容について



ては、まだ市としても中身を掌握していないと。今のところ、防災ステーションの進入道路の範囲でしかわからないということだと思いますが、やっぱり今質問した中で、できるだけ住民も利用できるような施設として整備してほしいということは、地元ですので伝えていただきたい、要望していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

わかりました。きちっと県の方へお伝えをしたいと思います。

**○25番（加藤敏彦君）**

それでは塩田センター跡地の利用についてですが、今、一つは、本体の解体については来年、再来年で行われるということがこれまでいろいろ明らかにされておりますが、ただその後どうするかという点では、まだ計画がつくられていないし、それで市長の答弁でいきますと、地元自治体である愛西市が払い下げしてもいいんですけれども、そういう考えはなく、環境事務組合の方で管理していただきたいという考えが示されました。ただ、地元でありますので、地元の住民の皆さんも利用できるような、憩えるような、そういう内容でやっぱり跡地の計画をぜひつくってほしいと思いますし、それから愛西市の都市計画の中でもそういう利用のことが述べられておりますので、そういう点ではぜひ、そういう立場で環境事務組合の方に求めていただきたいと思いますが、再度、市長にお尋ねいたしますが、あの跡地の利用の計画と、また地元の住民が憩えるものに計画をつくっていくことに対して答弁を求めたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

おっしゃっていただきましたように、地元で過去、昭和58年、ああした状況の中で大変いろんな出来事があった場所でもありますし、その後もグラウンド、あるいはプールなどは有効利用をさせていただいてきております。もちろん防災センターも地元ということでもありますし、他の組合の関係市町村では遠いんですとか、どうしてあそこでなくてもというような御意見も出たこともありますけれども、そうじゃなくて、場所的に、あるいは立地的にということ、これからはいろんな意見をお聞きしながら、市の考え方は伝えてまいりたいと思っております。

**○25番（加藤敏彦君）**

市長の答弁の中で緑苑プールの解体について言及されましたが、22年、来年度は利用するけれども、23年度には、一緒に壊すということでしょうね。ということが出ましたが、確かに耐用年数が来れば壊して新しいものをつくるのか、そのままにするかということが出てまいりますが、一番大きな問題は、これまで利用していた市民や子供たちの利用をどう保障していくかということになると思うんですけれども、その点はあわせて検討されていくんでしょうか。例えば学校プールを開放するとか、いろんな形が可能性はあると思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

今までも答えの中では、今ここで組合管理のそうした状況の中を私どもがここでこう考えているということは答えられませんが、要望として意見は伝えさせていただきます。

**○25番（加藤敏彦君）**

今ちょっとお尋ねした点は、市長の考えとしては、23年度にプール解体、組合の方で解体してもらうんですけど、なくなった場合に、今まで利用していた市民の問題について、例えばプールがなくなって、特に子供さんは無料で利用できるプールとしては貴重なプールとしてあったということです。例えばそのかわりに学校のプールを無料開放するとか、そういうことも今後検討していけるのかという点でお尋ねをしたんですけど。組合というよりも愛西市の問題ですわね。

**○市長（八木忠男君）**

あそこが廃止になった折には、中学生も利用しておりましたし、それは中学校間でうまく融通し合っただけということで、一般の方の学校プール開放という考え方は持ってございません。市内にも他にも金棒のプールなどございますので、御利用していただければと思っております。

**○25番（加藤敏彦君）**

今、市長の方からは、学校のプールの開放については考えていないということですが、佐織地区の子供たちが佐屋まで、子供たちが行くというのは大変なことです。やっぱり佐織地区なら佐織地区の中で子供たちが利用できる場所というふうにと考えると、学校のプールなんかの無料開放ということが、今度は社会教育の方で管理していただけてやれんかなあというふうに思いますので、それは課題としてぜひ検討していただきたいと思います。

次に勝幡駅前広場事業ですけれども、きのうから今議会の答弁の中で、残りの土地については2筆と。見通しについてはまだ、残っているという点では何か合意いただけない問題があるんだと思いますが、それから物件については4件ということですが、再度、見通しについていかがかということをお尋ねします。

**○都市計画課長（加藤清和君）**

議員の御質問にお答えします。

北側の2件と土地の2筆は同じ方です。

あと、その物件の補償の2件の部分については、今、交渉というような形で、名鉄の敷地を利用していただいておりますという面もありますので、名鉄の契約が終わったという中で今後交渉が進むというふうに考えております。

**○25番（加藤敏彦君）**

物件についても北側というふうに判断してよろしいでしょうか。

**○都市計画課長（加藤清和君）**

すべて北側でございます。

**○25番（加藤敏彦君）**

こういう面的な整備をする事業については、やはり土地が、用地が取得できるということが前提になりますので、そういう点では南側については用地の取得が完了したということで、努力いただいたと思います。

実施設計については22年度、来年度の予算の中でやっていくということで、実施設計ができれば事業費の確定もできていくということですね。

予算について、政府がどのような形でまちづくり交付金を対応していくのかというのは結論が出ておりませんが、市長にお伺いいたしますが、この予算的な問題が今出ておりますけれども、考え方として、やはり4割の部分の予算が廃止になったり削られたりした場合、事業を時間かけて予算の中でやるという考え方と、やはり合併特例債というものもありますので、そういうものも活用して、25年度までに工事が計画されておりますけれども、そういう中でおさめていくという考え方がありますけれども、市長としてのお気持ちですね。やはり計画はいろいろあっても、積極的に進めていきたいというふうに考えられるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

おっしゃっていただきましたように、まさに計画どおり進めたいです。まち交の交付金の件も説明しておりますが、こうした事業を進めて、2億3,100万円ついたらんだったかね、そうしたものをいただいております。あと残りはストップだなんてことにならないよう願っているわけですが、おっしゃっていただきますように、合併特例債、いろんな方法を考えてでも、計画どおり進めたいと思っております。

**○25番（加藤敏彦君）**

ありがとうございます。地元では空き地がいつまで続くんだろうという、逆に早く開発して地方を活性化してほしいという、そういう願いもありますので、やはり計画どおり積極的にお願いしたいと思います。

それから踏切の改良についてですけれども、50%補助の事業で進めたいということですが、23年度に工事を行いたいということは、23年度に予定でいけば完成するということでしょうか。今回83号議案では駅前広場の事業についての提案ということで、この踏切の関係は出ていなかったと思うんですけど、踏切関係の用地取得とかそういう実施設計、予算などとか完成の時期をもう少し詳しく伺いたいんですが。

**○建設課長（恒川美広君）**

踏切の件につきましてお答えをいたします。

踏切は名鉄へ設計と工事をお願いするものでございまして、それについては23年を完成にしております。それで、前後の道路もありますので、それにつきましても、本年度から一部手をつけまして、踏切に合わせまして取り付け道路も完了することになっております。

**○25番（加藤敏彦君）**

踏切関係の事業予算はどのくらいが見込まれているんでしょうか。

**○建設課長（恒川美広君）**

すみません。踏切につきましては大変多額の費用がかかりますので、これにつきましては名鉄の方に、先ほど言いましたけれども設計等もお願いしておりますので、その事業費が今幾らということはここでわかりませんので、よろしくお願ひします。

**○25番（加藤敏彦君）**

勝幡駅前広場事業で、概算でいくと土地12億、工事費が8億ですけど、その20億の中に入っ

ているのか入っていないのか。今、建設課長の言われた答弁でいくと踏切の改良工事だけのようと思うんですけど、土地や何かも含めての周辺対策事業という形で見ていくのかなあと思うんですけど、そこら辺を詳しく聞きたいんですけど。

**○建設課長（恒川美広君）**

駅前広場と踏切の改良事業は別物ということでお願いをいたします。

**○25番（加藤敏彦君）**

別ならばどのぐらいの予算というのが、大体概算とかあると思うんですけども、それから対象面積とか、そこら辺どうなっていますか。

**○都市計画課長（加藤清和君）**

ただいまの御質問ですが、22年度に名鉄の方へ実施設計と工事費の算定と、こういうことで今、下打ち合わせをしております。その中で、名鉄としては、高架化事業の中で踏切がロングレールを使ってあるだとか、夜間作業だとかいろいろな形の中でかなり変動する金額だと、こういうような意見がございますので、一応、今の段階での目安ということで御理解いただきたいんですが、1億5,000万ぐらいの費用がかかるんじゃないかという意見はいただいております。

**○25番（加藤敏彦君）**

勝幡駅前広場事業については、来年度実施設計で、その実施設計に基づいていろんな、名鉄の方も来年度実施設計ですので、その中でいろんなことの解決がされていく、対応がされていくということですので、本当に住民の喜ばれるような、期待にこたえられるような事業として設計の方も行っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それから4項目めの生活保護行政ですけども、質問の中でも名古屋市と比べると愛西市の対応に不十分さがあるんじゃないかと。特に、例えば昨年12月に愛知県健康福祉部の方の通知として、ホームレス等に対する適正な生活保護の適応についてというようなものがあると思うんですけども、その中で、例えばホームレス保護については置かれている状況をかんがみ迅速に行うこと、直ちにアパート確保等が困難な者については旅館や施設の活用を検討すること、極力ホームレス状態になる前に保護を適用しホームレス状態を回避するように努めることというような文書も来ていると思うんですけども、これまでだと私たちも保護の認定がおりるまでは待ってくださいよと言うんですけども、やっぱりホームレスの方は待つ場所がないので、その対応が弱いように思うんですけども、問題点があるんでしょうか。すぐ対応できない状況があるんでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

現実的にそういったホームレス、名古屋市さんの場合はいろいろありますけれども、愛西市ではそういったケースがありませんので、よろしくお願いたします。

それと、9月に補正をさせていただきました住宅手当緊急特別措置事業というのもありまして、失業等によりまして住宅を失うおそれのある者に対する家賃の補助、そういった制度もありますので、いろんなものを活用して対応していきたいと、そんなことを思っております。

○25番（加藤敏彦君）

今、部長が答弁されましたけれども、ことしあった事例で、住まいの確保が必要な方で、その住まいを確保するために3日間待ってくれという事例がありますので、そういう点では、件数は少ないかもしれませんが、やはり対応として、名古屋市並みといいますか、そういう対応ができるようにぜひ、そういう準備をしていただきたいと、ことしの事例を踏まえても思っているわけですが、県の通知も、極力ホームレス状態になる前に回避するように努めることという通知もありますが、それに対してはまだ不十分だというふうに思うんですけれども、再度、答弁をお願いいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

昨今いろいろ国・県等からの通知をいただいておりますので、御指摘の点等ありましたらまた私どもも改めるところを改めまして、適切な運用できるような形で進めていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○25番（加藤敏彦君）

自治体の仕事というのは住民の安全と福祉に責任を負っていくということで、いろんな状況が住民の中に出てきますけれども、それに対してきちっと責任をとれる行政をぜひ努力していただきたいということを求めて、質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これで25番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時50分再開といたします。

午後3時37分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位12番の6番・吉川三津子議員の質問を許可いたします。

○6番（吉川三津子君）

子供重視、環境重視の立場で、そして生活者の視点で質問させていただきます。

この12月議会では他の議員の方々も質問されましたが、まず最初に農地保全に対する市の考え方についてお伺いをいたします。

平成20年9月1日の毎日新聞に農地転用前の農地売買が横行しているとの記事がありました。農地の転用を当て込んだ開発業者らが、農家に売買代金を払って、事実上買い取った末、転用できずに耕作放棄地化する現象が全国的に起きているというものでした。毎日新聞の調査で判明しているだけで6県で11カ所の、計約123ヘクタールがあり、それ以外にも、転用できたが倒産や開発中止になるなどの問題が起きていると書かれており、専門家は氷山の一角であると指摘しています。まさに総合斎苑予定地の北のアズパーク撤退の問題と重なるものを感じました。つまり、要件が整ったら所有権を移すといった仮登記する形で買収が進められている実態があるということで、こうした事例が耕作放棄地につながり、自治体が最終的に買い上げると

いったこともかなり起きているそうです。また、物流センターの撤退や倒産の事例もふえており、荒れ地がふえるだけでなく、土地を貸していた農家は農地に戻せない土地や使い道のない建物を押しつけられ、高い固定資産税を払っていくことになるといった事例も聞いています。

先日、県に行った折、物流センターはすぐに撤退できるように簡単な構造の建物になっているんですよとの話も伺いました。つまり物流センターは、よい場所が見つかればすぐに移動していくものだということでした。愛西市においても、大変厳しい経済状況の中、ふだん以上に注意を払って企業誘致を進めねばならないことを感じて帰ってまいりました。

私は、9月議会で農業振興地域整備計画について質問し、法律でおおむね5年ごとに作成せねばならない計画を旧佐織町では平成4年度に作成したままで、その後、作成されていないこと。旧八開村では平成11年、旧佐屋町では平成12年、旧立田村は平成13年に作成された後、作成されておらず、合併直後に整備計画を作成せねばならない状況にあったことを指摘いたしました。その後、12月議会初日の後に開かれた全員協議会で農業振興地域整備計画についての報告があり、虚偽の報告を県にしていた可能性についての説明がありました。昨日の榎本議員の質問に対して市当局は調査中で答弁できないとのことでしたが、全員協議会で説明された内容のみで結構ですので再度説明をいただきたいと思います。本日は傍聴者もありますので、よろしく願いいたします。

次に、大きな2番目の質問ですが、生活道路について伺います。

愛西市には救急車や消防車も入れない地域が残っていますが、高齢化社会を迎え、改善できるところは積極的に改善していく必要があると考えますが、市として問題があるところとらえている地域とその対策についてお伺いをしたいと思います。

三つ目に、議員年金についてお伺いをしたいと思います。

2年後に議員年金が破綻するというところで、総務省設置の地方議会議員年金制度検討会から給付水準を下げて存続する二つの案——A案・B案というのと、それから廃止案が出ています。私は議員年金はかねがね廃止すべきとの考えで、自分の議会だよりもその旨を述べてまいりました。現在、議員が報酬から毎月6万4,000円を掛金として支払い、市が負担金として6万6,000円1人当たり支払っていますので、この問題は議員だけではなく市としての問題でもあり、納税者の皆さんの問題でもあると私は考えております。

そこでお伺いをいたしますが、愛西市において年間、議員が納めている掛金の総額と市が負担している総額は幾らでしょうか。

また、全国市長会の独自案は、議員の掛金も受け取る年金もそのまま、不足分は自治体や国が支払うといった、到底市民の理解が得られないような案が出ていますが、この独自案及び総務省のA案・B案でそれぞれ、今後、議員の掛金、負担金が年間総額幾らになるのかお聞かせください。

4番目に通告いたしました項目は、今までの議会で答弁をいただいたこととあります。どのように取り組まれているのかについてお伺いする予定ですが、この項目につきましては自席にて順次お伺いをしたいと思いますので、まずは大きな3点について答弁をよろしく願いいた

します。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

それでは私の方から、まず第1点目の、愛西市の農地に対する考え方を問うということで御答弁をさせていただきたいと思います。

きのうの榎本議員の御質問にもお答えをしておりますが、12月1日、全員協議会の席におきまして、副市長の方から中間報告として報告をさせていただいております。これは不正と決めつけての最終結果報告ではありません。先ほども申し上げましたように、中間報告としてこういうことがあったということで御報告をいたしております。

この件につきましては、榎本議員の方にもお答えをしておりますように、調査を現在しております。当時の書類が残っていない等、そういったこともありまして、まだ時間がかかるわけですが、きちっと判明した折には報告をしてまいりたいと思いますので、御容赦をいただきたいと思います。

それから、愛西市の道路整備に対する考え方を問うということについてお答えをしてみたいと思います。

議員が御質問しておみえになる地域については、当然、住宅が密集しているというケースのところであると思います。これを整備していくというのは極めていろいろな面で困難なことがありますので、新しく新築をされるときはセットバックをしていただいて、順次、4メートルの幅を確保していくと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

**○総務部長（水谷洋治君）**

私の方からは、年金の関係についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、現在の市の負担額の関係でございますけれども、今、議員の方から言われました、議員さんについては6万4,000円ということでございましたけれども、今現在でいきますと16.5%を負担金としてお願いしております、1人当たりでいきますと6万6,000円ということになります。それで、今、29人でございますので、12ヵ月分掛けますと2,296万8,000円ということになるわけでございます。

次に、見直しについてのA案・B案というようなところでございますけれども、まずA案につきまして市の負担の関係でございますけれども、あくまでこれにつきましては、報酬月額を標準で40万円と仮定をいたしまして、負担率といたしましては22.3%で、これは平成23年度から30年度まででございます、1人当たり8万9,200円となります。したがって、23年度に入りますと議員定数が24人ということに削減がなされますので、12ヵ月を掛けますと2,568万9,600円となるわけでございます。

次に39年度以降の関係でございますけれども、これにつきましても標準月額を40万といたした場合、負担率といたしましては19.8%となりまして、1人当たりでいきますと7万9,200円となるわけでございます。7万9,200円に24人を掛けまして、合わせて12ヵ月分でございますので2,280万9,600円となるわけでございます。

次にB案の関係でございますけれども、B案につきまして、負担率といたしましては28%で

ございます。標準月額を40万円と仮定いたしますと、1人当たり11万2,000円となり、24人掛けて、また12ヵ月分でございますので3,225万6,000円となるわけでございます。

また、市の分につきましては、人事秘書課長より御答弁させていただきます。

**○人事秘書課長（伊藤辰明君）**

A案・B案の議員の掛金について御説明させていただきます。

A案でいきますと、現在、議員の掛金16%を17.5%まで平成23年から平成30年まで臨時的に率を上げるということでございます。30年以降は16.5%というふうに伺っております。それで、掛金17.5%としますと、これも、先ほど部長が言いましたように40万円を報酬額の基準としますと、40万に0.175を24人掛けて12ヵ月を掛けますと2,016万円ということになります。また、平成30年以降は16.5%に下がりますので、こちらは1,900万8,000円となります。

それからB案でございますが、B案でいきますと議員の掛金が現在の16%から17%、1%引き上げということで、こちらでいきますと年額1,958万4,000円ということになります。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

あと、先ほど御答弁いただいたんでしょうかね。市長会、議長会の方のものは御答弁いただいたんですかね、案は。

〔発言する者あり〕

していなかったですか。すみません。じゃあいいです。もしかしてそれがあれば教えていただきたいと思いますけれども、ないですか。

**○議長（加賀 博君）**

ないで、質問するなら質問してください。

**○6番（吉川三津子君）**

はい。

先ほど申し上げたと思いますので、独自案及びということでしたらあったと思いますので、それならまた後ほどお聞かせいただければ結構です。

では順次お伺いをしたいと思います。

一番初めの農地の関係でお伺いをしたいと思います。先ほどから12月の全員協議会での報告があったわけなんですけど、そちらの方は虚偽の報告があったということでの調査中だと思いますけれども、この間、この計画が平成4年につくられたままで放置されたということは、私は大変問題だと思うんですが、9月議会でちょっと時間不足で聞けなかった部分がありますので、これは専決権が副市長にあると思いますので、順次ちょっとお伺いをしたいと思います。

合併直後、4町村別々の計画のところは、今私が調べたところによれば、合併と同時にやはり統一するというところと取り組んでいるところとかなりあると思うんですけれども、なぜ合併直後に策定しなかったのか。平成4年以降、これが策定されていないことに気づいていなかったのか、いつお気づきになったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**



それではお答えをさせていただきます。

まず、議員が私に専決事項があるとおっしゃってみえますこの農業振興基本計画の決裁規定、私の専決処分だというものでございますが、この農業振興基本計画というのは、農業用の施設整備のための補助金などをいただくときに事前にそういった基本計画をつくらねばならないというものの計画でございまして、今回問題になっておりますこの農業振興地域整備計画、こういった重要なものが私の専決処分とはなっておらないものでございますので、農地の関係については重要な問題としてとらえておりまして、当然、市長の決裁を得て計画づくりを進めるものでございますので、まずは事前にそのことだけを御説明させていただきます。

また、この農業振興整備計画を合併後速やかにつくらねばならなかったという点でございませうけれども、こういった点については、私ども、合併後、いろいろと協議をしまして、ようやく昨年とことし2ヵ年継続で愛西市なりのきちんとした計画づくり、間もなくまとまりつつあるということできちんと進めてきたつもりで考えております。

**○6番（吉川三津子君）**

きちんとは答弁いただきたいんですけども、合併すぐになぜつくらなかったのかと、取り組みを始めなかったということなんですね。基礎調査等にはすぐ入ることができたと思うんですけども、それをなぜしなかったのかということと、佐織町が平成4年以降策定していないということをお気づきになっていなかったのか、いつお知りになったのかということをお伺いしておりますので、教えてください。

**○副市長（山田信行君）**

私はその合併直後、なぜそういった協議に入らなかったかという関係やいつ知ったかという関係でございませうけれども、これは現在の市としての農振計画を見直している最中にそういった関係を聞き取っておるわけでございます。

**○6番（吉川三津子君）**

ということは、火葬場の計画の最中にお知りになったということですか。

**○副市長（山田信行君）**

現在進めてきております愛西市としての計画づくりの過程でそういうことを承知したわけでございます。

**○6番（吉川三津子君）**

じゃあこの火葬場の計画の策定の段階で、この計画の見直しというか、そういったことをする時期であるということは御存じなかったのでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

当然、この農振整備計画の見直しというのは、国の要綱でも言うておりますように、おおむね5年ごとにそういった計画づくり、基礎調査をなさいということをお明記しております。そういった中で、急激な変化だとか大きな変化がない場合にはそれには縛られないというような見解もございませう。そういうことで、私ども、いずれにいたしましても旧4町村が平成10年から13年ごろにかけて3町村がやっておって、佐織町については平成4年以降見直しがなされて

いなかった、そういった、4町村とも、ともに5年以上の大きな開きがございました。そういった中で、ようやく愛西市なりとして落ちついた段階で、昨年からこういった市としての計画づくりに本格的に取り組んできたということでございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

簡単に、佐織町が平成4年度につくった以降つくられていないというのは、愛知県のホームページに載っているんですよ。簡単にわかることであると思うんですね。

次にちょっと1点お聞きしたいんですけど、担当部局の方では平成4年以降、これがつくられていないということについてはお気づきではなかったのでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

その質問にお答えする前に、今、副市長の方が市の農業振興地域整備計画の関係のお話をお答えさせていただいておったんですが、旧佐織のときもそうだったんですが、ちょうどその旧佐織のときに佐織町の総合計画の見直しがされていて、それが一応できて、それに沿った形で農振計画をやったかったというものです。それが、手をつけつつあったんだけど完成までに至らなかったというような、書類がないもんですから当時担当しておった職員からのてんまつで聞いておるんですが、愛西市のいわゆる総合計画ができた、今ちょっと資料を手元に持っておりませんが、たしか平成20年の3月だと思ったんですが、上位計画があって、それに基づいて都市計画マスタープランとかいろんなもろもろの計画が作成されていくんですよ。そういったものができてきましたので、今回、きちっと愛西市のいわゆる農業振興地域整備計画というものを、副市長も申し上げましたように、20年、21年の2年にかけてつくったというのが経緯です。平成4年の旧佐織のときの状況を知らなかったのかという質問ですが、お恥ずかしいんですが、合併協のときのいろんな作業部会がありますよね、そのときの調書をちょっと見る限りだと、平成14年完成予定ということがありましたので、お恥ずかしい話で申しわけない、おわびをしなければいけません、私自体、平成4年のそのまんまということはい最近まで知りませんでした。申しわけありませんでした。

#### ○6番（吉川三津子君）

県の方も合併直後にこういった指導はされていると私はお聞きをしているわけでありまして、私も何度かこのお話で市の方の担当の方に伺っているわけなんですけれども、平成4年のこの計画がデータではないからということで、そういった状況であるということは職員たちはわかっているわけです。この計画がつくられることによって、この農振地域の地図がつくられるわけです。そこに除外がされるとつけ加えていくという作業を職員の方たちがしているわけですので、それが気づかなかったということは私としてはあり得ないことではないかなということをおもうんですけれども、部長がそうおっしゃるならばこれは何度申し上げても平行線じゃないかなと思うんですけれども、そういった状況で、仕事の仕方の中から、平成4年につくられた地図をもとに仕事をされている。それから、私もこの間、いろいろ資料をいただいて、佐織のものは平成4年しかないということで承っているわけで、その計画に変更があるたびにつけ加えていっていらっしゃるわけですから、平成4年のものものにつけ加えをされていますの

で、たくさんの職員の方々がお気づきの中でこういったことが進んでいったのではないかなと思いますので、今調査されているということですが、そういったところも含めてきちんと、やはり市になったんですから、いろいろ見直しをきちっとしていただかなければいけないというふうに思っております。

それからあと、先ほど少しアズパークのお話をさせていただきました。アズパークが、私が確認したところによれば、火葬場ができるから食品を扱うのにふさわしくないからということで、農振除外をされてから撤退をされ、その後、ヨシヅヤがいらっしゃったわけなんですけれども、アズパークが撤退された後、農振除外をしたところは、本来はやはりきちっとまた農用地に戻すべきではないかというふうに思うんですが、ヨシヅヤさんはアズパークの跡地と新しく、1,000平米ぐらいでしたっけ、もっとありましたっけ、新しい面積とを加えて、1万平米ぐらいあったと思うんですが、加えて物流センターを建てられるにもかかわらず、1万平米弱の除外のみの手続が進められているといったような状況があります。私はこういったことを見過ごす、今、大変不景気な状況ですので、いろいろ悪質な業者が入り込んでくる可能性が高いというふうに思っているんですけれども、そういった基本的な考え方ですね。撤退なり、そういったこともこの景気の状態ですからあると思うんですが、愛西市としての基本的な考え方についてお伺いをしたいと思います。

#### ○経済課長（大島静雄君）

農振の除外についての基本的な考えは、農振の除外で、先ほども申されましたように途中で取り下げをしたということになりますれば、編入という方法がございます。

なお、今御質問の件につきましては、この案件につきまして20年の1月に農地転用の取り下げをしてみえます、農振の申請が終わりまして。ですから、これにつきましては農振の見直し作業にかかりつつある状況にございまして、このような大きな面積につきましては農振の見直し時に一緒に行うというのを前提として考えておりましたので、このときの農振の青地の編入というのは行っておりません。

#### ○6番（吉川三津子君）

農振の計画づくりのときに再度入れるとか、そういったことをするという答弁かと思うんですけれども、今ここの火葬場を含めて、火葬場とアズパーク、それから日通を含めて、約6万平米の農地が3年間ぐらいでぽんぽんと同じ地域で除外がされているわけです。その中で、計画が随分前につくられたままの計画であるまま除外がされるというのは、私は順番がおかしいと思います。今の状況をきちっと見きわめて、それから除外できるかできないかというのを判断するのが本筋であって、私はこれは本末転倒のやり方ではないかと思うんですけれども、私はこういったやり方というのは法の趣旨を無視したようなやり方ではないかと思うんですけれども、その点についてはどうお考えなのかお伺いをしたいと思います。

#### ○経済課長（大島静雄君）

恐らく、今言ってみえるのはヨシヅヤの関係だと思いますけれども、例えばアズパークさんが農振の除外をして農地転用まで出され、それを取り下げをされた。そのまんまで今度、その

近く、隣のところをヨシヅヤさんが物流センターを建築するという事で農振の除外が出ました。それで、農振の除外はアズパークさんとは別物でございましたので、農転に関する事は一体でやるということで、そのまま農振はヨシヅヤさんの一部分、1ヘクタール未満だと思いますけれども、その農振除外をされ、一体として白地になったところを物流的に行うという案件で農振転用が出たものでございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

手続についてはわかるんですけれども、やはりこの農地を守るという農振法の趣旨からいったら、このやり方は間違っているのではないかなというふうに思うんです。これだけ大きな面積が除外されるのに、簡単に行われているということ。これを認めると、豊田でも事件があったように、A社、B社、C社が小さな面積で農振除外をする。最終的に1社が大きなものをつくるといったような脱法行為をこれから招くような形が愛西市ではできていくのではないかと、そういったことを私は心配するわけで、やはり法の趣旨をきちっと心得た上で運営していく必要があるのではないかとというふうに思うんですけれども、その辺の悪質な業者の、一度何か許すと、前回こうやったじゃないかということではなかなか拒めなくなるという問題が出てくると思うんですね。ですから基本的なルールをきちっと持って進めていく必要があると思いますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。安城市では頓挫したものとかなんかはきちっともとに戻してやる、それが原則で安城市の方は進んでいると私は県の方で聞いてきておりますので、そういったことで、やはりこの景気の悪い状況であるがゆえに、愛西市もきちっとしたルールを持ってやるべきだと思いますけれども、その辺について御意見を伺いたいと思います。

#### ○経済課長（大島静雄君）

先ほども申しあげましたように、アズパークさんの場合は農振の見直しにかかるということでもございました。なお、こういう大きな面積につきましてもそうでもございますけれども、分家にしてもそうでもございます。途中で取りやめの案件も出てまいります。その案件につきましても編入ということをとるのが基本となっておりますので、そういう方向で指導を進めておりますけれども。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員御質問の中で豊田市のように脱法行為が出るんじゃないかという質問趣旨の中で述べておみえになりますが、私は豊田市に直接問い合わせたわけではなくて、新聞記事を見ただけですので、新聞記事の中から知る限りお話をしたいと思います。豊田市の場合は農振で除外する目的と、農地転用でやるものの物が違っていたんですよ。だから、豊田市と同じようにと言われるのは、私は、これは本当は名前が出ちゃっておるので、公の場でよくないと思うんですが、私は前のときA社、B社って申し上げたと思うんですが、A社とかB社の場合とはちょっと意味合いが私は違うと思います。

#### ○6番（吉川三津子君）

いろいろ教えてくださってありがとうございます。

しかし、やはり脱法行為というか、そういったものが発生し得る可能性のあるやり方を現在

されているということですので、その点はぜひ改善をしていっていただきたいというふうに思っております。

あと、県からの見直しについてなんですけれども、これについて、私はいろいろ会議録とか何か今見ておるところによると、この計画づくりについては指導を、指導というか、つくりなさいというような、指導と言わないのかもしれないですけども、受けていらっしゃるのではないかというふうに思うんですね。9月議会で副市長は直接の指導は受けていないというようなお話をされたんですけども、何らかの形で早くするというようなお話はされていたのではないかと思うんですけども、その点についてはいかがなんでしょうか。

#### ○副市長（山田信行君）

先日の1日にも中間報告を申し上げましたが、そのとき、最近の新しいところでは合併直後の17年5月ごろに県職員の方が立田庁舎へ確認に来ておられますけれども、その確認のときも何ら文書だとかそういった行為はなく、通常、月1回程度、県の方が来られるような、ついでと言っては語弊がありますが、来られたときにあわせて、どうなっておるでしょうかという確認があったということで、その情報が私の方まで上がってきておりませんでしたので、うそ偽りなく、そのときには承知をいたしておりませんでした。

#### ○6番（吉川三津子君）

そうですね。きちっと県の方はお話をしてあると。

今、この農振の関係は県の認可、許可ではないので、県としても、やはり市町村の自主性を尊重するということが、文書で指導するということが現在されていないということですね。ですから、やはり口頭で受けたことというのは大変大きな重みのあることだと思いますので、今後そういったことにはきちっと対応されるような仕組みを内部でしていただきたいというふうに私は思っております。

私はこの火葬場にかかわって農振の問題を随分勉強させていただいたんですけども、本当に県も国もこの農地を守るという姿勢が本当にあるのかなということを私は、この間、いろんな活動をしてきて思っております。これは感想なんですけれども、20年の10月に国会議員の方が農振について質問趣意書を出されました。そのときに愛西市の火葬場の問題もそこに付け加えて出させていただいた経緯もありますが、それについては多分こちらの方に御報告も来ていると思います。その中で私が大変驚いたのは、農林水産省の方、国の方から、この案件について脱法的になるおそれがあるということを農水省から県の方に連絡があったと。この件について国会議員が行っても接触を持たないようにとか、特別な行動をとらないようにということで、農水省から県の方にそんな連絡が来ていたりとか、そんな、私が大変驚くことが次から次へと出てきている。その中で、私が先ほど申し上げたように、本当にきちっと手続を踏んでいかないと、借地とか何かで貸されている方というのは、後、本当に困るわけなんです。困るのは市民の方なんです。ですから、そこら辺、やっぱり一番市民に近いところの愛西市の職員の方にはきちっとこの手続を進めていただきたい。何て私はこの農水省っていいかげんならうということをおもいました。だから、接触しないようにとか、特別な行動をとらないようにとか、そ

んな縛りを県の方にかけてきてこの斎場の計画が進んだんかと、そういうことを私はいろんな文書の中で見つけて、大変私は今驚いているところなんですね。ですから、本当に市民の方々のことを思って、ぜひきちんとしたルールを持って取り組んでいただきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それからあと、この2ヘクタールを超すと全市の計画の見直しが必要だというルールになっているわけですが、2ヘクタールを超えそうな案件が民間の方から相談があった場合、市の方としてはどのように扱っていらっしゃるのか、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思ひます。

それからあともう1点、こういった物流センターが誘致された場合、市の方として固定資産税が大体どれくらい入ってくるのか、その辺わかれば教えていただきたいと思ひます。今、誘致のために道路整備とかもされているわけですので、それに見合ったやはり収入が上がってきているのか、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思ひます。

**○経済課長（大島静雄君）**

2ヘクタールを超える場合につきましては、相談案件としまして市の方へ来るのと、直接2ヘクタール以上ということは業者そのものもわかっておりますので、事務所の方へ直接行かれる方法と両面あると思ひます。ただ、2ヘクタールを超えますと知事案件になりますので、県知事の方に行くのが当然でございますけれども、なおその場合には市の担当者も立ち会うと、呼び出しをして聴取する場合には立ち会うということになっております。何と申しても申請そのものは一番最初に出てきますのは市の方へ出てまいりますので、その件について県とよく協議していくということになると思ひます。

**○総務部長（水谷洋治君）**

固定資産税の関係でございますけれども、ちょっと手持ちに持ってきておらないので申しわけないんですが、農地だと1反何百円というような形でございますけれども、あくまで土地だけをとらえますと、宅地になりますとそれこそけたが変わってまいりますので、格段のあれでございますので、その点、お許しいただきたいと存じます。

**○6番（吉川三津子君）**

じゃあまた後で固定資産税については窓口の方でお伺いをしたいと思ひます。

あと、2万平米を超えるような事例で相談があったときに、2万平米以下に下さいよというような指導は間違ってもされていないですよ。

**○経済課長（大島静雄君）**

そのようなことはこちらの方からは申し上げません。出されたものについてはうちは受けますけれども、そんな、例えば2万平米を超すからちょっとやめてくださいとか、そういうことは、やっぱり相手の敷地の面積の関係がございますので、ですからそういうことは一切申し上げておりません。

**○6番（吉川三津子君）**

そういった文書が出てきておりますので、きちっと適正にしていただきたいというふ

うに思います。

あと、愛西市農業振興地域整備促進協議会についてちょっとお伺いをしたいんですけども、こちらの方の役割、農業委員会についても村上議員からきのう厳しいお話があったんですけども、こちらの協議会の議事録がない、それから傍聴もできないという状況なんですね。私はちょっとほかの市町のことを調べたんですけども、議事録もホームページで公開されている、傍聴もできるといったような状況になっているんですが、なぜ愛西市ではこういった状況にならないのか、お伺いをしたいと思います。

#### ○経済課長（大島静雄君）

農業委員会につきましては傍聴ということがございます。農振につきましては、それぞれの案件が個人的なものであるということで、これにつきましては、情報公開そのもの等協議しまして、開催は非公開ということでしております。

#### ○6番（吉川三津子君）

先日確認したところ、議事録もないということですので、仕事をしていく上で何をしたか記録がないということは、公開、非公開にかかわらず問題だと思いますので、少し他の自治体の事例を研究していただいて、できることは公開をする。全面的な公開が前提で、その後、公開できない部分はしないというのが基本だと思いますので、再度、他の自治体の事例を研究していただきたいと思います。

あと、先ほどいろんな計画のことも、合併して徐々に見直しをされていっていると思うんですけども、ほかにもこういった法にのっとった計画で作成されていないものが具体的にあれば教えていただきたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

個別計画のお話だと思いますけれども、その上位計画というのは総合計画がございまして、それにぶら下がっている個別計画が当然あるわけですけども、それぞれ今原課原課の方で、例えば今の都市計画のマスタープランもそうでしょうし、緑の基本計画もそうでしょうし、全部今の、どこまで整理がされているかというその一つの形がまだちょっと取りまとまっていないもんですから、一遍、総合計画にぶら下がる個別計画がどれだけあって、今、愛西市の方でどれだけの整備計画がされておるかというものは一遍ちょっと整理をしたいと思っております。

#### ○6番（吉川三津子君）

多分、廃棄物の関係ができていないと思います。これも法律違反ですので、そちらの方をきちんとしていただく……、できていないですよ、部長。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

言われますとおり、この計画についてはまだできておりません。

#### ○6番（吉川三津子君）

一度、法律にのっとってつくらねばならないものがいろいろあると思いますので、この農振の問題が出たのをきっかけに一度内部のいろんな問題を洗い出ししてきちっとしていただきたいというふうに思いますので、これは要望ですのでお願いいたします。

あと、道路の関係ですけれども、消防法上問題がある地域というのはどこなのか。

あと、先ほどから新築によって4メートルのバックしてできるだけ道路を広くしていくんだというお話があったんですけども、昭和四十何年にこの法律ができていながらもかかわらず、そういった状況になかなかどり着かないといった現状があると思うんですけども、やはり市が何らかのリードをしていかないと、これから高齢化社会になって、救急車も入れないとすると大変問題かと思うんですが、この辺についての今後の市の見解というか、方針について伺いをしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

これはきのうもある議員の御質問の中で似たような御質問があったかと思うんですが、当然、道路として整備をしていくということについては、土地があればその土地の地権者、物件があれば物件の所有者、こういった方の理解とか協力がないとできません。ただ、加藤敏彦議員のときにも言葉を出されましたが、絵にかいた、吉川議員も言われたんですかね、絵にかいたもちのようになっていけませんので、当然、その整備をしていくという形をするならば、地元の方から地権者の協力しますといった同意、物件所有者の全面的に協力しますといったものがない限りは、それこそまた議員方におしかりを受けるような、きちっと整備ができていない道路をつくってしまうような形になってはいけませんので、そういった協力が求められるところを総代さんの方からお申し出をいただく。もし仮に整備するとなればそういう形をとっていきたいというふうに思います。

#### ○6番（吉川三津子君）

地元の要望だけではなくて、やはり市として、安全な市、防災に強いまちとか、やっぱり高齢者に優しいまちということで、問題のあるところは地元要望だけではなく、市の方針としてやはり取り組んでいく必要があると思いますので、その点、今後、愛西市のまちづくりをどうしていくかというところで、地元要望だけ聞いて道路をつくるのではなくて、地元の方だけがその地域を通るわけではありませんし、いろんな個々の方の意見も聞きながら、全市の道路をどうするかということはやはり安全なまちづくりということで考えていくべきだと思いますので、ぜひそれについても要望として上げさせていただきます。

私は、こういった問題を抱えていながら、何度も火葬場の問題を申し上げて申しわけないんですが、自主財源で補助金なしで火葬場の周りに1億3,000万もの道路をつくったというのが、なぜこれが最優先だったのか、いまだに私は理解ができないわけです。同じように補助金なしで一般財源でこういった1億円以上の道路をつくったような事例があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

旧町村時代のことはちょっと全部把握できませんが、八開地区の川北地区ですか、あれが議会の中でも懇々と私はおしかりを受けましたけれども、補助なしで整備をした例があります。

#### ○6番（吉川三津子君）

そうですね。おしかりを受けますと思います。こういった、ずうっと、きのう、きょうと答弁



を聞いているんですけども、うまく補助金をもらって道路をつくるんだと言いながら、この1億3,000万の道路がそういったものをなしでつくられたということは、大変不思議であるなあというふうに思っています。総合斎苑についても、周りを道路にせずに、総合斎苑を少し控えて建てれば水路の掃除もできるでしょうし、大変不思議だなあというふうに思っております。

時間もなくなりますので、議員年金について市長のお考えを伺いたいと思いますが、議員が年金を受けるだけでなく、先ほど計算していただきましたように大きな支出が伴うのがこの議員年金かと思えます。廃止になっても、OBの方にはこのまま年金が支払われるということで、ずうっと市の財政を圧迫していくという問題があるかと思えますが、今こういった問題が出て、市長の議員年金に対してのお考えを少しお伺いしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

吉川議員の質問にお答えをいたします。

担当が説明を申し上げましたが、まさに市町村合併などの関係、これは議員の皆さんばかりじゃなくて、職員も同じような道りをたどっているわけであります。共済年金にしろ、退職組合にしろ、同じような状況があるわけでございまして、吉川議員はこの議員年金は要らないという個人的な御意見でありますけれども、国全体、あるいは関係市町村のそうした考え方などなど、これから具体的に、国の検討調査会ですか、そちらの方でも示されてまいりますので、そうしたことは市町村長会などでまた十二分に協議がなされると思えますし、私は今、議員の皆様方の勤めへのそうした手当ということを思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○6番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

では最後に、今まで質問してきた中で、その後どうなったかということで数点お伺いをしたいと思います。

以前から子供課の設置、保健センターとかいろいろ子供に関する部署がばらばらであるということで、なかなか統一したサービスができないのではないかとということで、ずうっとこの子供課の設置ということを何度か議会の方で話させていただいて、平成19年の12月に、こういった集約した一つの組織に向けて考えて、近い将来の目標にしているという御答弁をいただいているんですけども、その後どうなったかということをお聞きしたいと思います。

あと、NPOについてですけども、担当部署が総務課の方になっていると思えますけれども、市長は民の力を使っていくんだということをおっしゃっているわけなんです、やはり今、愛西市においては市民活動、NPO活動がなかなか活発に行われていないというような現状が私はあると思っております。やはりこのNPOも企画力とかそういった力を備えたリーダーづくりをしていかないと、なかなか組織としてはうまく運営ができていかないのではないかと、その点についてどのような、これからNPOの育成を愛西市で進めていくのか、お考えを伺いたいと思えます。

それから3点目に、佐織町の保育園の建てかえということを申し上げてきて、これは取り組みますというお話でしたけれども、耐震の検査はされているわけですけども、建てかえにつ

いて具体的にどこまでお話が進んでいるのかお伺いをしたいと思います。

あと、学童保育についてなんですけれども、大変、佐織町が特にでしょうか、旧佐織の方が特にだと思いますが、満員で、遠くのところに行かないと入れないというような現状があるわけなんですけれども、今後この学童保育不足を次年度からどのような対策をとっていくのかお伺いをしたいと思います。

あと、談合についてお伺いをしたいんですが、これは以前、この地元の業者のみで指名した場合に、特に土木建築関係で落札率が97%以上あると。最近のも調べてみたんですけども、傾向が一向に変わっておりません。その中で、談合が起きない対策として入札の仕方とか御答弁をいろいろいただいたわけなんですけれども、談合の存在を確認する、この間もコンピューターの入札のところで疑わしいような数字が並んでいたわけなんですけれども、やはり入札後にこれが本当に談合がされていないのかというようなチェックをしていく必要があると思いますが、そういったことへの取り組みについてはどうなっているのか、工事費の内訳書とか何かを提出させて、そういったものをチェックする方法もあると思いますけれども、そういったものについて、この間、教育関係の方で指摘しておりますので、その後どうなっているのか、今後どうしていくのかについて、5点、お伺いをしたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは私の方から、子供課の設置と佐織保育園、学童保育の件についてお答えをさせていただきます。

子供課の設置につきましては、愛西市組織機構の見直しの中で提案を受けまして、いろいろ私どもも近隣市町村の状況等も調査しながら検討をさせていただきましたが、やはり教育委員会と市の部局という、そういう違う組織の事務をどういうふうに統合していくといいのだろうかというようなこと。それから、端的に申しますと保育園とか幼稚園の関係もございまして、例えば子供の範囲ですね。例えば児童福祉法では18歳未満を児童と言うわけでございまして、教育委員会等では小学生・中学生というところとの関係、その辺の統合をどうするのか。それから、保育園、幼稚園の問題も申し上げましたが、市の中でも、先ほど保健センターのお話が出ましたが、福祉医療の関係は保険年金課がやっておるわけでございまして、そういったものとの関係、いろいろそういうことでいろんなところにまたがっておりますので、結論といたしまして今回の見直しの中には含むことができなかつたということでございます。ただ、私どもは、例えば放課後子どもプラン運営委員会に福祉部として参加をするということですか、例えば月に1回、虐待に関する実務者会議におきましては教育委員会からも参加していただいておりますし、保健師さんも参加していただいております。そういうふうに関係する部署、現段階では連携をきちっとするような形で進めているのが現状でございます。

それから佐織保育園の建てかえの問題でございまして、若干、他の園では子供さんたちの減少傾向がありますけど、佐織保育園の園児数は横ばいで推移しているような状況でございまして、これは駅に近いということもありまして、また住宅団地等もあの付近、結構建ちますので、そういった影響で横ばいで推移しているのではないかなというふうに思っております。

したがいまして、建てかえをするにしても、なるべくあの付近でというようなことがいいんではないかなということは思っておりますが、現在、場所をどこにするかということ等で行き詰まっているというところであれですけれども、そういうことでなかなか話が進んでいない状況でございます。

それから児童クラブの関係でございますが、ことしの4月から全小学校区に1ヵ所ずつ児童館、あるいは子育て支援センターを開設いたしまして、全小学校区に広げたわけでございますが、それ以外にも補助金の制度を創設いたしまして、現在三つのNPO法人、あるいは社会福祉法人に学童保育を担っておっていただくわけですけれども、今後も多様な方法でもって対応していかなければならないというふうに思っております。保育園児とは別に、こちらの方は年々利用者がふえてくるというような、例えば平成21年度、ことしにおきましても449名の登録がありまして、延べで4月－10月の半年間で4万3,000人の利用があるというような大変多くの利用者がございますので、今後もいろんな方法を講じていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

私の方からは以上でございます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

私の方からは、NPOの関係について御答弁をさせていただきます。

NPOにつきましては、議員が申されていますように、11月26日現在で愛知県下では17分野で1,270団体があるわけでございます。そういう中で愛西市はどうだということでございますけれども、福祉関係で4団体のみの設立活動となっております。

そういうような状況を受けまして、現在、予算の積算に入っておるわけでございますけれども、担当といたしましては、福祉分野に限らず多様な分野でのNPO活動の育成のために、市民向けにNPO活動の周知とか、また活動の紹介、設立団体に向けての手順などを内容といたします講座等を行うよう、今、予算措置の段階で予算計上いたしておるところでございますので、予算獲得後、順次手がけていきたいと、このように考えておる次第でございます。よろしくをお願いします。

#### ○企画部長（石原 光君）

談合問題の関係でございますけれども、先日も市の取り組みにつきましては榎本議員の質問に対してお答えをしたとおりでございます。当然その談合問題というのは重大な犯罪行為ということはよく認識しておるつもりでございます。ただ、議員の方が先ほど申されました、入札結果だけの数値だけで具体的に判断することは、ちょっと私はできないのではないかなと。やはり談合という信憑性の高い状況証拠等を持ち合わせていないと、そうした具体的な証拠がない状況において判断するというのはどうかなということは、これは個人的な見解も含めて持っています。ただ、おっしゃるように、そのチェックというのは当然必要だと思っています。それで内訳書ですね、工事内訳書、それも今、各入札については業者から提出をさせております。一度こういった御指摘もいただきましたので、ただその改善については際限がないというふうに思っています。一度、指名審査委員会の中で、今回こういった御指摘もいただきましたので、

よくよくそういった市としての対処が、どういう対処ができるのかよく検討したいと思っております。

○議長（加賀 博君）

時間ですので、これで6番議員の質問を終わります。

ここで皆さんにお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

ここで休憩をとらせていただいて、再開は5時ちょうど再開といたします。

午後4時50分 休憩

午後5時00分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位13番の11番・真野和久議員の質問を許可いたします。どうぞ。

○11番（真野和久君）

それでは、質問通告に従いまして、質問にまいりたいと思います。

今回は3点です。まず第1点目は、総合支所の存続と充実を、それから2点目として、市は介護保険制度に責任を持って対応を、それから3点目として、新年度予算についてを伺いたいと思います。

まず第1点目としての、総合支所の存続と充実をということです。

まずその1点目として、庁舎検討委員会答申に対する市の考えと、それから庁舎統合に関する基本事項の確認をしたいというふうに思います。

12月1日、愛西市庁舎検討委員会は、1. 庁舎を統合する、2. 出張所は4ヵ所以内とする、3. 統合庁舎の場所は現在の市役所の位置とする、それから4. 統合庁舎は本庁舎を利用し、増改築で行うという報告書を提出されました。合併に際しての説明資料には、旧町村役場を単位とした総合支所の設置、新市の広報・広聴制度の充実などにより、従来どおり住民の意向やサービス提供におこたえできるとか、分庁舎として住民サービスの低下を招かないように、各分庁舎においては総合窓口等、総合支所方式を配置し、住民の意見を十分に反映できるようにしますというふうで合併の説明会ではずうっと説明されてきました。合併してからも変わらないということで、強調されて説明されてきたわけであります。

そうした点でいうと、今回の庁舎利用の方式の変更というのは、愛西市の根本的な体制の大変更ということで、大変大きな問題だという認識をしていただきたいというふうに思います。私たち共産党の今回の市政アンケートの中でも、この問題に関していろんな意見が出ていました。特に、合併協のときには現状のとおりで行うというふうに言っていたはずだと。合併してしまえば、そうしたこともほごになるのかということが、やはり市民の皆さんの多くの思いではないかというふうに思いますので、その点をしっかり認識していただいて答弁をお願いした

いと思います。

その点で、1日の全員協議会で、12月議会終了後に委員会の答申と、それに対する市の考えを報告すると伝えられていましたが、やはりそこまで待てません。しっかりとその内容について説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、庁舎統合の財源について。委員会の中では、新築の場合は約40億円、特例債は大体2分の1ぐらいというような話がありましたが、特例債の活用の内訳とか規模について確認をしたいというふうに思います。

それから2点目、出張所ではなく、総合支所の維持と充実をとということです。

今回の庁舎検討委員会の答申の中でも、付近の住民が行きやすいとか、情報化によって連絡体制はスムーズにしているとか、総合支所の存在は住民サービスにメリットがあると感じるなどの非常に肯定的な総合支所のメリットが書かれています。一方で、デメリットとして上げられているのは、維持管理費や耐震化などの修繕費という問題であります。ただ、統合に際しても住民サービスの維持ということはしっかりと書いてあるところが特徴であります。ことしの日本共産党愛西市議会で行った市政アンケートの庁舎の統合についても、4庁舎の維持というのは、全体の75%でした。総合支所サービスについての問いの中でも、総合支所で今までどおりの住民サービスを行うというのが67%、ここに丸をつけた人の中にも、かなりの人が庁舎統合は認めながらも、分庁舎の中の総合支所での今までどおり住民サービスをやってほしいという声は結構あります。また、職員体制を強化してサービスの充実をするというのが14%で、やはり現状のような総合支所の住民サービスというものは多くの市民が望んでいるのではないのでしょうか。

9月議会で、副市長から、出張所は3人から4人規模という答弁がありました。出張所で今のサービスを本当に維持できるのか。今、多くの市民からよく聞くのは、合併して役所が遠くなった。もちろんこれは地理的な問題ではありません。やはり市民と職員との間の距離が遠くなったということを多くの市民の皆さんが感じています。こういうときだからこそ、窓口サービスの充実が必要なのではないかというふうに考えています。

市庁舎の売却の検討も答申の中の声としてありました。市民活動に庁舎の空き部屋を使わせてほしいという声は市民の多くからよく聞きます。空き施設利用の課題も含めて、市民に有効に使われるようにすべきではないかというふうに考えます。

それから3点目としては、もっと市民の声を聞いてということです。

庁舎の問題は、先ほども申し上げたように、市民サービスをどう提供するかが一番重要であって、その視点から市民の声をしっかりと聞いて進めるべきだというふうに考えます。アンケートでも、まず全員の意見を聞いて、公募による検討委員会で議論して決めていくのがよいのではないかというふうな声もありました。また、今回の答申の報告書の中でも、検討方針という中で、委員の皆さんの中の確認として、各委員の思いだけで進むのではなくて、市民の代表としていろいろな立場の方の意見や思いを聞いた上で検討すべきであるというようなこともありました。ただし、検討委員会の議事録を見ると、市民の声を広く聞いて検討していると

いうふうにちょっとうかがえない部分もあります。やはりしっかりと市民の声を聞いて検討していくことが一番大事なのではないかというふうに思います。

その点では、前回の永井議員が質問したように、やはり住民アンケートや、あるいは住民投票などを含めて、しっかりと市民の声を確認するのが必要ではないかというふうに考えます。

2点目として、市は介護保険制度に責任を持って対応をとということです。

これについても、よく市民の皆さんから言われることで、特養ホームの紹介などの施設サービスの相談をしても、市では一覧表を渡されるだけだと。また、病院などへ入院をされていて、転院先の問題の相談をしても同様で、市は大変冷たいという声を聞きました。やはり、こうした高齢者や、あるいはその家族も含めて安心をして介護をする、あるいは介護サービスに任せるという体制をつくっていくことが今本当に求められているというふうに思っています。

そうした点で、まず市として、介護サービスの利用者や希望者の把握をちゃんとしているのかということでもあります。

介護保険制度が導入されてもう9年になります。導入に際して、介護サービスを必要とする人が、サービス提供者、そしてそのサービスの内容も自由に選んで受けられるというのがうたい文句でしたが、実際の現実とは全く異なりました。重い介護保険料の負担や、あるいは利用料の負担、さらには特養ホームなどの施設はいっぱいで、必要なサービスが受けられないというような現状になっています。そうした点で、しっかりと市は介護計画をつくっていくことが必要であります。行政として、市民の介護要望やその実態、サービス提供業者の状況などを十分につかめているのかどうかをまず伺いたいと思います。

それから2点目として、市民が安心して相談できる窓口体制の充実をとということです。

先ほども述べましたように、相談をしても紙一枚で、こういったところがありますから、こちらの方へ電話してくださいと言われただけでは、市民の皆さんは途方に迷ってしまうのではないのでしょうか。初めてのことで右も左もわからないような相談の中で、市民の皆さんが市を頼って来ているのにもかかわらず、こうした対応では極めて不十分だというふうに思います。

また、知人などを頼って施設に入ったなどの話があったり、あるいは病院の転院先などの紹介でも、病院の大きさや規模などによって対応が異なってくるなど、こうしたことが続けば、当然これは介護や医療への不信を市民に大きく広げていくことになるのではないのでしょうか。その点でも、市民が安心して相談できるような体制をつくっていくことは急務であります。施設の情報をしっかりとつかむとともに、切実な要望に対して、十分な説明や、あるいは市民の相談を一緒になって考えていく。施設などについても一緒に問い合わせるなどの丁寧な対応が、今行政側に対して必要ではないかというふうに考えます。

また、4月から実施された新介護認定基準の問題ですが、認定された方々、この4月からの新基準、現在では旧基準になってしまいましたが、その基準で認定された4月から9月の新規申請者の方々に対して、再申請ということで見直しをしてもらうことが非常に重要ですが、その点の対応についてつけ加えてお尋ねします。

それから3点目です。新年度予算についてであります。

昨今の不況の問題については、昨日もさまざまな多くの議員が言われていましたが、不況はますます深刻の度を増しているという中で、やはり市のかかわるような公共料金の問題は、市民の皆さんの生活に直結し、非常に影響も大きいということがあります。その点で、新年度予算の中で、来年度の住民負担にかかわる課題である水道料金などの公共料金や国保税、あるいは施設の利用料など、それから手数料、そうしたものの変更や、あるいは各種団体への補助金などの変更などがわかっているならば、その点について説明をお願いします。

以上で壇上での質問を終わり、自席から再質問を行います。ありがとうございました。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、庁舎の問題で幾つか御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の庁舎検討委員会答申に対する市の考えはということで、答申の内容と財源、あるいは規模的なものについてお尋ねがございました。

まず庁舎検討委員会、19回の回を重ねて、12月1日に答申をいただいたわけでございますけれども、庁舎検討委員会を設置した目的というのは、以前にも申し上げておりますように、改めて庁舎の維持管理経費や耐震性などの現状を調査していただき、抱えている課題についてそれぞれ市民目線で検討をしていただいたものでございまして、以前から申し上げておりますとおり、その答申の内容を尊重していくという考えでございます。

そして、その答申の内容でございしますが、議員お話しございましたように、庁舎は統合すると。二つ目として、出張所は4ヵ所以内設置すると。三つ目といたしまして、統合庁舎の場所は現在の市役所の位置とすると。四つ目といたしまして、統合庁舎は本庁舎を利用し増改築で行うと。これが四つの基本的な答申の項目でございまして、これを柱といたしまして、維持管理費の無駄をなくし、市民サービスを低下させないということを基本事項として答申の内容をいただいております。さらには、協議・検討されてきました経過を報告書としてつづきにまとめたものを付して答申がなされておるのが現状でございまして。

さきの全員協議会の折に、私の方から12月の議会最終日の全員協議会において、その答申書と市の方針、答申書を受けての市の考え方について御報告させていただくということをお願いしております。それで現在、一応答申書の内容をそれぞれ整理をしまして、内部的に協議を進めているのが実情でございまして。議員の方から、それまで待つておれないと。早いところ考え方を示してくれというお話もございましたけれども、1日に受けて、議会中でもございまして、右から左へきょうこういうふうになりますよということは申し上げることはできませんので、その点は御了解いただきたいと思っております。

それから、統合庁舎の財源等合併特例債の活用法や規模の関係でございましてけれども、規模につきましては、報告書の中にも示されておりますように、いろいろな課題を整理した中で、先進市の事例等を参考にいたしまして、例えば新庁舎を新築した場合に大体これぐらいの規模ではないかという、9,800平米というような数値が示されておりますけれども、まずこれを基本と

して考えて整理をさせていただきたいなど。ただ今回の答申の内容につきましては、本庁舎を利用した増改築ということになっておりますので、一応本庁舎の分から差し引いた残りが増改築の面積になるのではなかろうかなというふうに思っております。

それと特例債の関係につきましては、まだ具体的に全体の事業費とかそういったものが積み上げておりませんので、またこれは先に皆さん方にお示しできる時が来ると思っておりますので、その段階で整理をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、総合支所の存続と充実の関係でございますけれども、確かに市民サービスを低下させないというのが大原則でございます。当然我々も十分承知をしておるつもりでございます。それで、検討委員会の方から答申書の方で、出張所四つ以内という答申をいただいたわけでございますけれども、当然その答申を尊重するという前提の中で、その四つの出張所、今出張所につきましては愛西市には二つございますけど、やはりその出張所の業務の内容というものをよく整理をしなければならないというふうに考えております。いわゆる取次業務、取扱業務、それぞれ現状出張所で行っている業務、あるいは今総合支所で行っている業務というものをきちっと整理した中で、それをミックスした業務内容で住民サービスの低下を招かないような一つの体制というものを確立すべきではなかろうかと。当然これは今後内部でも詰めていきますし、その業務内容について、また四つの数についても、一応市として方向性を出しまして、これは当然議会の皆さん方の方にも相談をかけなければならない重要な一つの項目ではなかろうかなというふうに考えております。

それから、庁舎、公共施設を市民の皆さんに有効に使っていただくことについてはどうかということでございますが、確かに有効に使っていただくということも必要とは考えております。ですけれども、庁舎の場合は、設置条例などで貸出規定というものもないのが実情でございますので、もしそういう形になっていくと、そういった条例の整備というものが必要になってくるのではないかなというふうに考えております。また、庁舎統合に当たり、空き部屋となった施設を使用するためには、八開庁舎は別でございますけれども、耐震補強工事が必要となってまいります。当然維持管理費の無駄が見られ、先に多額の修繕費や耐震化費用を課題として庁舎を統合することを結論づけられた検討委員会からの答申書の内容も考えますと、やはり即右から左へ市民の皆さん方に貸し出しということはちょっと問題があるのではないかなというようなとらえ方でおります。

それから、もっと市民の声を聞いて進めるべきではないかという御質問でございますけれども、これは以前、永井議員さんにもお答えをしておりますように、ただ庁舎を統合するに当たりましては、やはり行政組織というものを集約して、市民の皆さん方のニーズに迅速に対応しなければならないということが一つの大きな課題ではなかろうかなと。一体的な市民サービスの提供ができ、かつ効率的な行政運営ができる施設、体制を整備していかなければならないというふうに考えておりますし、当然そういった目線で検討委員会にも諮問していきまして、その結果が、先ほど申し上げました四つの答申書の内容でございますというふうに理解をしております。



ですから、基本的な方針を決定するに当たっては、委員会の答申を尊重するというものでございまして、一定の市民との協議がなされたものというふうに判断をしております。当然、検討委員会の報告書の中にもございますように、検討委員会の皆さんが市民の目線で、19回になりましたけど、そういった目線で鋭意検討をしていただいた結果というふうに私どもはとらえておりますので、したがって、現時点で住民アンケートや住民投票についてを実施するという考え方は持ち合わせておりません。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方から介護保険の関係について回答させていただきたいと思えます。

まず介護の要望、あるいは実態といったことを十分つかんでいるかという御質問でございます。状況等につきましては、やはりサービスの充足の問題ですとか、利用者の意向、そういった全体の状況の把握と、現在介護サービスを利用してみえる方の個々の状況をつかむ必要があるかというふうに思います。全体の状況につきましては、介護保険制度につきましては3年を1期とした計画期間といたしまして、介護保険事業計画を策定しております。計画策定の1年前、前々年度には、介護保険認定者のアンケート調査を実施いたしております。そういったことで利用実態の把握をいたしまして、結果の分析及び今後の課題を把握しております。もちろん過去の利用実績等もそういった分析の中には含めておりますが、そういったものを把握いたしまして、次期の介護保険事業計画の策定に反映をしておりますところでございます。

それから、個々の状況でございますが、措置の時代におきましては、市の職員が介在をいたしましていろいろサービス等につなげていったわけでございますが、介護保険制度に変わりましたからは、それぞれケアマネジャーさんが家族の状況や本人の状況、希望、ニーズ等の把握をいたしまして、課題を分析して、その結果でもってケアプランを作成いたしまして、サービス提供者へつなぐというふうに変ってきておりますので、私どもが直接個々の方のお話を聞くということは現段階ではございません。市といたしましては、包括支援センターがケアマネジャーさんの相談窓口になっておりますので、困難事例の相談に当たったりもいたしますし、2ヵ月に1回、ケアマネジャーの研修を主催しておりますので、そういった場においていろんな情報交換等をいたしますので、問題の把握に努めているところでございます。

それから、いろいろ情報をつかんで紹介をしていただかないとということで、最近市は冷たくなったというお話でございます。本当にそういった印象を持たれますことにつきましては大変申しわけなく思っておりますが、介護保険に変わりました、個人との契約ということになりましたので、私どもがこの病院がいいですよとか、ここの施設がいいですよということはなかなか申し上げにくい状況になってきております。介護保険ではありませんが、別の案件ではありますが、ある事業者さんを紹介したところ、別の事業者さんから、何でうちは紹介してもらえなんだというようなクレームをいただきまして、おまけに何かもらっておれせんかという、癒着があるんじゃないかというようなことを言われたこともございますし、そういうことで、現在はそういう制度になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ただ、私どもといたしましては、初めてそういった制度で相談窓口にお見えになりますと、やはり介護保険

の具体的に今困っていることの相談がありますと、それは介護保険を申請して、介護保険にはこういう制度がありますので、こういったお手続きをされてはどうですかとか、内容によっては病院の方で対応していただいた方がいいですよということで、個々の病院を紹介するのではなくて、現在の対応としては病院がいいのではないですかとか、あと市でやっている福祉サービスもございますので、そういった福祉サービスの申請につなげていくとか、そういった制度としての説明はさせていただいておるつもりでございますので、もしそういった冷たいというような感じを受けられるのであれば、やはりもう少し、その辺の対応の仕方は考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

それから、4月に変わりました、新規の再申請の状況でございますが、対象となる人数につきましては、4月から9月までの新規申請者の方で、非該当の方が34名ございまして、要支援1から要介護5と認定された方が170名でございます。市の対応といたしましては、11月6日に非該当となられた方々に対しましてチラシを作成いたしまして、本人あてに、10月から介護認定の方法が見直されましたので、実情と一致しないと思われる場合には再度再申請を行うことができますというような通知をさせていただいております。また、要支援1から要介護5と認定された方につきましては、ケアマネジャーさんの研修会を開催しておりますので、その際に同じようなチラシでございまして、お渡しをいたしまして、内容を説明いたしまして、もし現在の認定の状況に不服といたしますか、疑問を持たれる方は再申請をしていただくことができますよというようなチラシを事業所を通じて配っているといった状況でございます。よろしくお願いたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、最後の新年度予算についての御質問でございます。

公共料金、国保税、施設利用料、手数料の変更や各種補助団体への補助金などの変更はあるかという御質問でございますが、新年度予算につきまして、先ほど来から申し上げておりますように、まず財政課の方へ第1次ヒアリングをかけておりますが、基本的には公共料金、国保税、施設利用料、手数料などの変更はございません。改正して新年度へ反映するというものはございません。

そして、各種団体への補助金につきましては、行革本部の補助金の見直し指針というものに基づきまして、各所管課において精査、見直しを図っております、その結果がまだちょっと整理ができていない状況でございますし、最終的な必要査定もまだ終わっていない段階でございますので、また報告ができる時期が参りましたら報告させていただきたいと思っておりますので、その点御了解をいただきたいと思っております。以上です。

#### ○11番（真野和久君）

それでは、再質問を行っていききたいと思います。

まず最初の問題ですけれども、1点目の問題として、基本的に答申は尊重したいということで、市の考え方についてはまた議会の終了後というような話だったと思っておりますが、基本的に答申を尊重するという事は答申どおりに考えていくということで理解してよろしいですね、と

りあえず今のところ。

#### ○企画部長（石原 光君）

当然、市長もこれまでにこの庁舎の問題についてはいろいろ御答弁されておりますけれども、市長初め私どももそうでございますが、あくまでもその検討委員会の答申というものを尊重していきたいという考え方に変わりはありません。

#### ○11番（真野和久君）

わかりました。

それで、庁舎統合の財源の問題について、先ほど先進市を参考にして9,800平米という話でした。検討委員会の議事録の中では、大体平米単価40万で約40億と、特例債の借入れの基準があって、おおむね半分ぐらいしか借りられませんというような話だと約20億が特例債というような話ですが、ただ特例債の利用について非常に疑問がありまして、県の方にちょっと問い合わせしてみたんですけど、合併特例債を庁舎建設の問題に使用する場合は、単価基準は大体4階建て未満だと16万5,700円というのは議事録に載っていたんですけど、一方で庁舎面積の縛りもあるという話をちょっと聞きました。庁舎の標準的な事業費は、標準面積及び標準単価に基づき算定した額に附帯施設とか外構費用にかかわる額を加算したものの範囲内ということで、基準が決まっているんですよ。例えば事務室は大体4.5平米に換算職員数というのを掛けたものとか、倉庫はその面積の13%とか、会議室は7.0平米に非常勤職員の現在数を掛けたものとか、玄関はそれまでの中の合計の40%ぐらいとか、そういったようなのがありまして、それをちょっと単純に計算してみると、とても9,800平米にははるかに満たないと。ぱっと見計算しても大体二、三千平米というところに行くと思うんですけども、そうなってくると、半分どころかもっと特例債が出ない。なおかつ、先ほどのように庁舎を増築という話になってくると、増築する前に佐屋庁舎だけで全部満たされちゃって、特例債を使えないじゃないかというふうに思うんですけど、その点についてはどういうふうに考えておみえですか。

#### ○財政課長（大鹿剛史君）

議員御指摘のとおり、庁舎の増改築につきましては、標準面積と標準単価が総務省の方で定められております。特例債は使えると。ただ、庁舎検討委員会の際にお示ししたのは、あくまで特例債がおおよそどのぐらい、そのときは単価のみが先行しておったのも事実でございます。そういった点で、今後答申を受けまして、来年度以降、具体的なあり方が検討されていく。その際に起きまして、総務省の基準に照らし、きちんとした財源を算定した上でお示しをしたいと、そのように考えております。以上です。

#### ○11番（真野和久君）

そうなりますと、例えば今回の検討委員会の資料のところでも、建てかえた場合と建てかえなかった場合の費用の差額というものが出ていますけど、それを見ても、15年間とかで考えたら、大体庁舎維持管理費の推計というもので見ると、新築で庁舎統合した場合とそうじゃない場合、4庁舎体制をそのままとった場合の差額が12億7,600万ぐらいというふうになっていますが、そうなってくると、15年間ぐらいだとむしろ建てた方がお金がかかるんじゃないかとい

うようなことも考えられますし、その点でいうと、比較に関してかなり大きなずれが出てくるんじゃないかというふうにも思うんですが、その辺で、庁舎維持管理ということで長期にわたって考えた場合も、本当に1拠点化した方がさまざまな部分で安く上がるとは言っていますけど、これに言われているようなほど差はないんじゃないかというふうにも思うんですが、その点はどうでしょうか。

#### ○行政経営推進室長（渡辺国次君）

まず、先ほどの合併特例債に関する面積の中で、議員おっしゃったように標準面積2,000平米にしかならない、9,800とほど遠いという御質問がございましたが、これにつきましては、確かに地方債の借入れの面積基準がございまして、それに当てはめていきますと8,000は超えるはずです。これは先ほど議員もおっしゃってみえますように、特別職、それから部長職、事務所の面積、それから倉庫はそれに対する13%とか、会議室、それから玄関、車庫、議場等を合わせていきますと8,000は超えます。それで、基本とする9,800平米というのは、他市の建設事例を見ますと、職員1人当たり35.32平米というのが、他市の状況を見ますとそれぐらい必要だろうという中において、当市が統合した場合、要は職員が集約した場合においては、300人弱という中において、9,800平米ぐらいは延べ面積として必要だろうということで検討委員会の中に示させていただきました。

それと、経費の比較の中で推計を資料として委員の方へ出させていただいております。これはおおむね10年間、15年間、4庁舎を維持していく経費等、それから9,800平米の統合庁舎をつくった場合の経費の比較でございます。確かに現状のまま維持しても、新しくつくるよりはということではございますが、検討委員会の中で統合すべきだという結論を出された経緯というのは、現状、それぞれの4庁舎を委員会の中で見ていただきました。その中において、例えば皆さん御存じのとおり2階の旧議場とか、そういった活用されていない部屋がある。なおかつ、そういった中でそれだけの維持管理をしていくことについては無駄があるんじゃないか。そういった意味において、一つにして維持管理していく方が経費は安く済むんじゃないかという理由において統合すべきだろうというふうな答えを出されておりますので、あくまでこの資料だけに基づいて検討委員会の中で結論を出されたわけではございませんので、その辺をよろしく願います。

#### ○11番（真野和久君）

当然これだけでそうだというふうには言っていないので、先ほども言われたようにあいている部分ももったいないじゃないかというんだったら、先ほど言ったように、これまでも何度も公共施設の利用の計画を出してほしいという話を言っているんですが、なかなか出してもらえないし、そうした点をきちっとやれば、当然有効利用の方向というのは出てくるわけなんで、そこだってやっぱりおかしいわけですよ、はっきり言えば。そういう点も含めて、やはりもうちょっと考えないとまずいじゃないかなというふうに思います。必要面積の問題については、また計算したやつを示してください。願います。

それから、その次に行きますけど、先ほども話をしましたが、結局、3人から4人希望とい

う形で9月議会で答弁されましたが、議事録で事務局の方として大体四、五人規模という話が議事録の方に載っているんですが、四、五人規模であれば、今の出張所と総合支所の中間ぐらいのことはやれるんじゃないかというようなことが事務局の方の発言として載っているんですが、例えば12回のところで、「事務局が描いている出張所の規模は、今の支所を出張所にするということなので、取扱事務については当然少なくなるかと思えます。要するに窓口対応するものだけを出張所で実施していきたいと思っています。配置職員についても1カ所四、五人程度で、それに見合った事務量を考えています」。人数ありきで、それに見合った事務量という形で事務局から説明があって、ある意味、それに基づいて議論もされてきているというふうにもなっているわけですね。その点もちょっとおかしいんじゃないかと。やはり基本は、住民サービスの中でどういったサービスを——名前は総合支所になるのか、出張所になるのかという問題はありますけれども——やっていくのかということは、きちっと判断しなきゃならないし、そうなってくると四、五人で本当にいいのかということにもなってくるわけで、その点も非常に疑問があるんですけど、これは庁舎検討委員会の答申ということと同時に、当然事務局から先ほど読んだように提案されているんで、ある意味市の方針だというふうにもとらえられるので、そこはというふうに考えているんでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

議事録には、確かにそういった発言があったように私も記憶しております。ただ、一応先ほど室長が申しあげましたように、検討委員さんたちは出張所の方も視察をされておみえになります。一つの例として、永和出張所は2人体制で業務の方をこなしているわけです。今、総合支所の業務量的なものを検討委員会の方に資料としてお示しをさせていただいておりますけれども、大体43ぐらいの一つの総合支所としての業務が行われているという状況です。一方で、永和出張所、市江出張所の業務はどうかと見てみますと、大体市税等の収納、あるいは戸籍の受け付け、証明書の交付、住民票、外国人の登録、国民年金に関する取次業務、それは大体10業務ぐらいあるんじゃないかなと。そういう状況の中で2人では、当然体制としては、例えば休暇をとる場合でも支障が出るだろうと。であるならば、大体4人から5人が必要になってこようへんかというのが一つの話だったというふうに私自身は理解しております。

ただ、先ほど私が申しあげましたように、これから総合支所、あるいは出張所、出張所四つ以内というふうに答申が出ておりますので、当然これから取次業務、取扱業務、先ほど申しあげましたように総合支所は四十幾つの業務を今やっているわけですけど、そのサービスが低下しないように、仮に出張所という一つの位置づけの中で、どれだけのボリュームを出張所の機能として持たせるか、それによって住民サービスを低下させないという業務をどこまで機能として持たせるかと。それによって、必然的に職員の数というのはおおむね決まってくるんじゃないかなと。当然そういった視点に立って、これから整理をかけていくという考え方でおりますので、一遍そういった方針も出した中で、また議会の方にもお示しをしたいというふうを考えております。考え方としてはそういう考え方で、今後業務内容については整理をしていく必要があるんじゃないかと思っています。

### ○11番（真野和久君）

例えば、アンケートの話を出しますけど、若い女性の方からのアンケートですが、佐織庁舎に足を運んだ際に、奨学金について尋ねたところ、八開庁舎じゃないとわからないので、八開に問い合わせてくださいと言われてた。全体的なレベルアップを望みますというような感想がありました。また一方で、この間、宮本議員から聞いたんですが、佐屋の支所で障害児の相談をしたときに、非常に親身に相談に乗ってくれて、先ほどの介護の話もありますが、非常に親身に乗ってくれて、施設やなんかのことについても丁寧にやってくれて、非常にうれしかったという声もあります。そういう点で言うと、市民が今総合支所に求めているものというのが何かというと、単に窓口の受付とか申請とかということじゃなくて、やっぱりそこで相談にちゃんと乗って、親身に対応してもらえるかどうかというのが非常に重要だし、そこをこそ求めているということは、行政側としてしっかりと踏まえる必要があるんじゃないかというふうに思っています。

そこは単に業務数がどれだけとか、あるいは先ほどの四、五人体制という中で切ってしまうのはまずい。むしろ、先ほど言ったように、今までのもともとの総合支所のあり方というのは、その支所の中で基本的に住民サービスはすべて完結すると、特別のものは除いてですよ。相談業務なんかも、いろいろなさまざまな相談に乗って、そこで対応してもらえるとということがやはり基本だと思うし、そもそも合併のときはそういう話であったはずなんです。そこがだんだん、例えば総合支所の中で、昨年から地域振興課の部分をばーんと削っちゃったとか、そういう話になってきて、ますます市民から遠い存在になってきているということが一番問題になっているというふうに思うんですね。そこはしっかりと踏まえながら、庁舎の問題というのを考えていかなきゃならない。それは、今回の答申が出ました。だけど、その答申の中には市民の皆さんのさまざまな声本当に反映されているのかという点でいうと、いささか疑問な点はいっぱいあるわけですよ。そこはちゃんと市としてもつかんでいく必要があるし、そういった中で庁舎、総合支所体制というものを考えてほしいというふうに思うんですけども、その点はどうでしょうか。

### ○副市長（山田信行君）

組織は支所であれ、出張所であれ、市民サービスが低下しないように、そういった前提で私どもはこれからも考えていきたいと思っています。先ほど御指摘がありましたような相談の関係も、八開庁舎に行かなわからんという、そういった前に一步、電話なり何なりで担当課へ確認をし、その電話で済むような用件であれば、その受付窓口で指導なり何なりができるといった体制ということを痛切に感じております。早急に職員の資質向上といったものを目指してやりたいと思っています。

### ○11番（真野和久君）

ぜひその点をしっかりと踏まえて、今後の庁舎の問題を議論していただきたいと思います。

それと同時に、総合支所の評価の問題について、特に庁舎検討委員会ということで、庁舎をどうするかということになっているので、どうしても分庁にするのか、本庁方式にするのかと

ということがメインになって議論が進んできているんじゃないかというふうに思うんですね。だけれども、実際、そもそもの合併協定の中では、庁舎利用の方式というのは分庁方式と総合支所方式の併用なわけですよ。仮に、例えば分庁が本庁で統合されたとしても、総合支所という問題はまた別の問題なんですよ。例えば庁舎を統合して、ほかの3庁舎についてはなくしてもいいかなとか、あるいは公民館とかに引っ越してもらえばいいじゃんというような話が出てくるものですから、総合支所のサービスそのものが大きく後退していくというふうになっているんじゃないかというふうに思うんですが、そういった点で、市として今の総合支所のサービスのあり方というのはどこに問題があって、例えばこの間の地域振興課の問題もそうですよ。本来なら地域振興課なんていうのは、ある人から言われたのは、「すぐやる課」みたいに、市民からいろんな声があったらすぐにその現地に行って対応するような、そういう形でもっとやれなかったのかというような話も聞いているわけで、その点でも、やはり総合支所のあり方というのが愛西市としてまだまだ甘かったと。そこをもっとしっかりと踏まえながら、単に出張所にするんじゃないくて、そこは総合支所としての位置づけというのをもう一度再確認してもらいたいと思いますし、その点の評価というものをきっちり検討していただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

#### ○副市長（山田信行君）

私は、あくまでも庁舎検討委員会の答申を尊重していきたいということで、この答申書の1ページに、平成18年10月に行革大綱、そういったものに基づいて分庁方式や本課と総合支所の関係など云々ということで、要は適切に行政サービスを提供できる組織体制を構築するということをおっしゃるので、そういった適切なサービスができるよう、これからの出張所なり、本庁、本課方式、そういったものをこれからきちっと練り上げていきたいと考えております。

#### ○11番（真野和久君）

大事なことは、今後どうするかということを考えるためには、やはり今までの現状がどうだったのかということ、もう少し深く掘り下げてやっていく必要があると思うんですね。その点でいうと、今のあり方というのは、これまでの5年間のあり方というのをもう少し、行政側としても検討することが必要じゃないかと思っておりますが、その点、そういったことについて、もうちょっときちっとした市としての評価というのはぜひとも出してほしいと思うんですけど、どうですか。

#### ○副市長（山田信行君）

私ども答申をいただいておりますので、これを踏まえて内部の本部会議などで内容をよく検討し、最終日の日には市としての方針なども説明、報告ができるような体制で今考えておりますので、それまでお待ちをいただきたいと存じます。

#### ○11番（真野和久君）

庁舎問題は最後にしますが、最後の質問として、今の話の中でも、大事なことは、住民サービスをどうするかということについて、幅広く市民の声をちゃんと聞くということが本当に今一番求められていると思うんですね。そうした点で、もう一度、市長、申しわけないですけ

ど答弁していただきたいんですけど、住民アンケートなりそういったことで市民の声を聞くということはできないものでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

この件につきましても、かねていろいろ御指摘もいただきましたし、御意見もいただいてきていることも事実であります。住民投票のお話であります、担当が申し上げましたように、現段階は考えてございません。そして、同じような合併をした市の状況も勉強もしてきておりますので、よりよい形で庁舎については十分に検討してまたお示しをしたいと思っております。

**○11番（真野和久君）**

次に、2点目の介護保険の問題についていきたいと思えます。

介護状況は、どうしても措置制度からそうしたサービスになってしまったということで、なかなか市としてつかみづらいところはあると思えますが、やはり市がしっかりとした市民の皆さんの介護に対する要望を逐次ちゃんとつかんでいくことが大事だというふうに思いますし、また、さっきの相談業務についても冷たいと言われるようなところがあれば対応の仕方などを考えていかなければならないと言われていましたが、具体的に市民の方に、愛西市の中で介護サービスを受ける場合に具体的にわかりやすいサービスを、ちゃんと市として情報とかを提供するような体制をつくっていくことが必要じゃないかというふうに思うんですよ。

この間、今回の質問をするに当たって聞いたところで、例の市の方が非常に冷たかったという話をされた方が言われていたのは、親戚の方が神戸市に見えて、神戸市では特養ホームに入るのに非常に丁寧に対応をしてくれて、そういう中で施設に入ることができたというような話があったそうです。それに比べて愛西市はということです。その点で、ちょっと神戸市のことを調べてみたんですけども、神戸市では、例えば特別養護老人ホームに入るにしても、特別養護老人ホームの施設の人たちで協会をつくっていただいて、その中でその地域地域の特養にそれぞれの人がケアマネを通じて申請をしていただくと。そのときに、例えば順位判定とか、そこに入るかどうかということも基準がしっかりと明確にあって、その中であなたは今すぐ入れますよとか、これだけ待ってもらわないといけませんよとかという運用をされているようです。

そういう制度がつくられた一つの理由として、重複して申し込まれる方とか、あるいは今のところ必要ないけれども、すぐにでも必要になるかもしれないので、あらかじめ申し込んでいこうとかということを防ぐというようなことも、本当に必要な人に入ってもらえるようにするためにそうした協力体制をつくっているというようなことがあるそうです。そういったことというのは、やはり市として考えていくことが必要じゃないかなと。きのうの前田議員の答弁の中にもありましたが、入れますよと言っても、その時期を延期するとか、それから辞退するとかという方もいるという話がありましたが、結局これは、今説明したような状況というものもあるんじゃないかなというのもあるので、ぜひそうした対応というのを、そのとおりのやれとは言いませんが、そうしたことをぜひ考えていただきたいと思えます。

また、神戸市のホームページを見ると、いろんなことがわかるんですね。例えば、施設がど



ここであって、幾らぐらいかかるのかという料金やなんかも非常にわかりやすく出ています。それからあと、デイサービスの空き状況なんかも、過去3ヵ月間について、ホームページにはどこが大体あいているかということがわかるようになっていまして、非常にその点でもわかりやすいなというふうに思います。そのままやってほしいとは言いませんけれども、そうした努力というのを、業者さんとの間により密な関係をつくって、市としてそういったことをやっていくことを積極的にぜひ検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

私どもとして、直接事業所さんを紹介するということは、先ほども申し上げましたようにできませんけれども、側面的などんな応援ができるかということはやっぱ内部でも検討していく必要があるかなと、今の話を聞いて思っておりましたので、また一度内部で検討してみたいと思います。

**○11番（真野和久君）**

ぜひよろしくをお願いします。

また、介護事業者の方々とか、それからお医者さんとか、歯科医さんとか、そういったさまざまな方で介護に関する組織をつくって、そこで介護従事者の研修とかもやられているようです。また、神戸市内の介護事業者に関しても、市として、ある意味認定マークみたいなものをつけて、そういったところにもぜひ相談してくださいみたいな形をやったり、かなり協力しながらやっているところもあります。特に、介護事業者の育成やなんかに言えば、団体やなんかに指導して、助成をしたりとかということも含めて介護従事者のレベルアップやなんかも図っていくということもやられているようですので、そういった点でもぜひ、そういったことも含めて検討を考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

先ほども申し上げましたように、一度そういったことにつきまして、よく神戸市のホームページを私も一遍見まして、どんな状況になっているのか確認をさせていただきたいと思っております。

**○11番（真野和久君）**

3点目の予算についてですが、基本的に公共料金等の値上げはしない、変更はしないということで、それは承りました。

あと団体補助金等の変更等については、時期が来れば報告しますという話でしたが、いつごろになるかだけ聞いて終わりたいと思います。

**○企画部長（石原 光君）**

先ほど申し上げましたように、取りまとめ中でございますので、時期が来たら御報告させていただきます。

**○議長（加賀 博君）**

これで11番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月22日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後 5 時57分 散会